

昭和十五年二月
岩手県文化財調査報告 第三十九集

南部伊達両藩藩境塚

—北上川以東の部—

南部伊達両藩藩境塚

—北上川以東の部—

立 佐々木 司 板
花 木 東 橋
敏 博 真
勝 康 雄 源

序

南部伊達両藩の藩境塹は、西は奥羽山脈の和賀駒ヶ岳から、東は太平洋岸の唐丹湾まで、延々一三〇キロにおよぶ区間に築かれ、わが国においては現存する唯一のもので、その現況について調査が強く望まれておりました。

県教育委員会では、去る昭和三十九年から四十一年にかけて、三次にわたり北上川以西の南部伊達両藩藩境塹を実測調査した結果を、すでに報告書としてまとめたところですが、さらに、昭和四十三年から五十三年までの約一〇年間、八次にわたり北上川以東の藩境塹の実測調査を実施してまいりました。本調査報告書には、関係資料もあわせ集録されておりますが、本書の刊行によって、ここに南部伊達両藩藩境塹の全貌について記録保存が図られることになりましたことは、調査にあたられた先生方とともに喜びに堪えないところであります。本書が、関係遺跡の保護並びに近世の藩境塹研究の一助となれば幸いと存ずるものであります。

八次にわたる調査は、あるときは風雪に、あるときは雨にあり、また炎天のもと雜木や灌木にさえぎられる歩行困難な山中を踏みわけて、藩境塹を探索し、実測を行うなど、その劳苦は全くなみなみならぬものがあつたことを伺っております。調査に御協力いただいた各位並びに関係市町村教育委員会の方々をはじめ、諸資料を提出してくださった方々に対し、心から敬意と謝意を表する次第であります。

昭和五十五年二月

岩手県教育委員会

教育長 新里

盈

例　　言

一、本書は、南部伊達両藩藩境塚のうち、北上川以東の部分の調査報告書である。

二、調査は、古文書、古絵図等にもとづき、藩境塚、番所跡等の現状を確認し、塚については実測と写真撮影をおこなつた。

三、報告は本文・図版・写真の順とし南部伊達両藩藩境塚関係の古文書は、資料としてその後に一括収録した。

四、本書の執筆分担は次のとおりである。

第一章 藩境塚築造にいたるまでの経緯

板　橋　　源

第二章 北上川以東の調査経過

板　橋

第三章 藩境塚の築造

源

第一次と第四次調査

佐々木　博　康

第五次と第八次調査

立　花　敏　勝

南部伊達両藩藩境塚関係資料

司　東　真　雄

五、塚実測図・写真については、第三章執筆者がそれぞれ分担した。ただし番所跡は司東真雄が分担した。

六、本書の編集は文化課がおこなった。

目 次

第一章 藩境塹築造にいたるまでの経緯	一	
南部・伊達両氏の接壤	一	
藩境塹築造	二	
藩境塹の修補保全	二	
調査を実施するにいたった契機	二	
第二章 北上川以東の調査経過	二	
第一次（昭和四三年十一月）	北上川東岸より松坂越塹まで	一
第二次（昭和四四年四月）	松坂越塹より黒木峰塹まで	一〇
第三次（昭和四四年十一月）	黒木峰塹より五輪峰塹まで	一三
第四次（昭和四五五年十一月）	五輪峰塹より種山高原の物見塹まで	一七
第五次（昭和五〇五年五月）	物見塹より摺鉢峰塹まで	二一
第六次（昭和五一年三月）	摺鉢峰塹より浪岩塹まで	二三
第七次（昭和五二年五月）	摺鉢峰塹より浪岩塹まで	二四
第八次（昭和五三年六月）	二六	
(1) 印 杭	二七	
(2) 最東端太平洋岸における藩境界	二九	
(3) 旧浜街道の七里塹	二九	

(4) 藩境調査を終了するにあたつて 三二一

第三章 藩境塚の築造 三五

一 資料にみえる藩境塚 三五

二 藩境塚の現況 六〇

表目次

第一表 藩境塚主要資料一覧 三六

第二表 主要資料による藩境塚一覧 四〇

第三表 藩境塚調査結果一覧 六三

図版・写真目次

第一図 藩境塚配置図 (袋入)

第二図 藩境塚・藩境のめじるしの形状図(1)～(4) 八二
写 真 藩境塚・藩境のめじるしの形状写真1～78 九一
番所跡写真79～104 九一

南部伊達両藩藩境塚関係資料 一一七

関所・番所・境い道(概説) 一二九

南部領内の番所につき書留 一三〇

番所勤務交替につき引継一件 一一一

南部・伊達領境絵図

一三八

御家被仰出 一四五

両領の番所につき書留 一四五

領境道筋につき覚 一四六

番所勤番心得につき書留 一四七

関所通行証文の交付につき願書 一四八

御目付御調 一四八

御家被仰出 一四九

宝曆風土記 一五〇

氣仙郡古記 一五〇

平田御境杭打之事 一五一

御家被仰出 一五一

境目番所之事 一五一

御家被仰出 一五一

唐丹村境番所につき書出 一五一

上有住村境番所につき書出 一五二

下有住村境番所につき書出 一五三

番所屋根替え諸色割 一五三

水押御番所修理入料目録 一五五

水押村御番所屋根替をさし萱に変更届	一五六
番所における金代並びに諸品貸借覚帳	一五七
檀那寺発行の通行証文	一六〇
伊達領内の境番所につき書留	一六〇
南部・仙台御境図	一六二
遠野之内三ヶ所御境目迄横田より道積之覚	一七五
他領への主な道路につき書留	一七五
他領出口道筋之事	一七六
領境の道筋につき書上	一七七
遠野領から伊達領へ出る小路につき書留	一七八
境役人・足軽・古人等の人事（概説）	一七八
小池村境古人書留	一七九
御境横目につき書留	一七九
境古人書留	一八〇
小池村境古人書出	一八〇
御境横目につき書留	一八一
遠野方面の境番所役人の配備につき書留	一八一
御境横目につき書留	一八一
御境横目につき書留	一八一

御境横目につき書留	一八二
小池村境古人書出	一八三
下門岡村境古人役の申渡書	一八三
境古人の役料につき書留	一八三
御境横目役の配置替えにつき願書	一八四
上門岡村境古人書出	一八五
御境奉行役申し渡の初めにつき書留	一八五
境古人の役料につき書留	一八六
小池村境古人書出	一八六
境古人の由緒等につき書上の覚	一八七
上口内村境古人書出	一八八
番所勤務交代につき口上書	一八八
小池村境古人書出	一八九
上口内村境古人書出	一八九
岩谷堂足輕の減員停止につき願書	一九〇
小池村境古人書出	一九一
岩谷堂足輕の減員停止につき願書	一九一
小池村境古人書出	一九二
氣仙郡上有住村境古人書出	一九二

御境横日役人の任命替えにつき布達書 一九二

境古人の免地高証文 一九三

境古人跡役につき伺書 一九四

領境巡視（概説） 一九五

幕府巡見使下向につき書留 一九五

伊達安芸の領境巡視につき書留 一九六

幕府巡見使下向につき書留 一九六

遠野南部氏の領境巡視につき書留 一九七

伊達吉村の領境巡視につき書留 一九八

伊達吉村の領境巡視旅日記 一九九

遠野南部氏の領境巡視につき書留 二〇〇

御境奉行の領境巡視につき布達並びに巡視結果書上帳 二〇一

御境奉行の領境巡視につき書留 二〇二

領境確定前の境論（概説） 二〇三

南部氏の領境固めにつき知行状及び記録 二〇四

伊達氏の領境固めにつき記録 二〇五

釜石孤崎城一揆記録 二〇六

伊達政宗書状 二〇七

遠野小友金山争論往復書状並びに披露状 二〇八

寛永十年境論書留	一一九
覚間沢境論につき書留	一一〇
領境確定後の境論（概説）	一一一
境目申合せの覚	一一一
領境協定につき南部領側よりの書状	一一一
境絵図覚書	一一三
境争論覚	一一四
境絵図覚書	一一五
覚間沢越境畠起こし争論の原因一件	一一七
覚間沢越境畠起こし争論につき両領肝煎間の協議一件	一一二
覚間沢越境畠起こし争論につき幕府老中職の仲介交渉一件	一三六
覚間沢越境畠起こし争論につき協定、小塚新規築造一件	一四五
蛭川山越境盜伐争論一件	一五四
越境盜伐争論につき口上書付の書留	一五六
赤羽根境い越境草刈等の協定につき書留	一五六
遠野領における境争論の有無につき書上	一五八
領境変地改めにつき境絵図補訂一件	一六〇
陸奥国南部領変地其外相改の目録	一六八
越境畠起こし始末一札	一六九

唐丹浜方面の領境出入につき書留 二六九

境塚・道法・境の御林（概説） 二七〇

下門岡村御境諸候覚 二七一

上大内沢上野山日当御林につき書留 二七二

覚間沢相野根山御林につき書留 二七三

蛭川山小名書上覚 二七三

御境塚間數之事 二七四

塚位置書上 二七五

領境間數覚 二七六

領境覚 二七六

御境目法之覚 二七七

改新絵図 二七八

仙台御境筋品御境奉行書上 二七九

仙台御領御境廻書上帳写 二八五

領境筋見回り留帳 二八六

御境書上帳 二九〇

御境見分覚帳 二九一

御境筋書上帳写 二九八

御林植立願書 三〇〇

御林植立願書	二〇一
遺植立証文	二〇四
定・布達・取締（概説）	三〇五
遠野城下雜人下馬につき定	三〇七
南部氏家老櫻庭安房守直綱等連署書状	三〇七
越境欠落者人返しにつき書留	三〇八
遠野南部氏の自治につき書留	三〇九
越境盜人の人返しにつき書留	三〇九
他領人買いにつき渡	三〇九
越境欠落者の人返しにつき書留	三一〇
境通し物留御札写	三一〇
越境欠落者の人返しにつき書留	三一〇
馬の売買につき定書	三一一
越境欠落者の人返しにつき書留	三一一
越境欠落者の人返しにつき書留	三一一
他領移出禁制品目等につき定書	三一一
越境欠落者の人返しにつき定書	三一一
越境欠落者の人返しにつき書留	三一三
不審者入領多きにつき布達書	三一三

他領神社仏閣参詣につき願い書付の案紙 三一四

境古人たちへの申し渡し覚 三一五

領境警固につき書留 三一六

他領移出馬の判紙につき布達書 三一六

身売人の越境禁止につき布達書 三一六

他領へ移出する商品への課税につき覚 三一七

馬の密移出につき布達書 三一七

馬の移出入につき定書 三一八

錢密造犯の探索につき書留 三一八

商人の出入につき境番所の布達書 三一九

他領神社仏閣参詣につき願書案 三一〇

馬の通行証文の下付につき布達書 三一〇

馬の移入につき布達書 三一〇

領内外馬の区別につき定書 三一一

乞食の横行取締りにつき布達書 三一一

他領の者召抱え禁止につき布達書 三一一

乞食の横行取締りにつき布達書 三一一

捨馬制禁並びに他領より囚人護送につき触書 三一一

他領移出入禁制品目につき覚 三一四

江刺郡内の境古人たちの申し渡し覚	三三一五
境古人に渡された領境絵図の扱いにつき覚	三三一六
馬商人の取締りにつき布達書	三三一七
境古人申合せ証文	三三一八
上納金の取り立につき定書	三三一八
他領移出入禁制品目につき定書	三三一九
越境欠落者人返しにつき書留	三三一九
萱刈野利用につき申し渡証文案紙	三三一九
他領への通行証文の発行につき布達書	三三一〇
評定所格式	三三一〇
境番所への申し渡覚	三三一一
領境取締りにつき布達書	三三一三
他領移出品目につき布達書	三三一三
肝煎役の罷免につき書留	三三一四
境横目衆の勤務心得につき定書	三三一四
馬の取引きの取締りにつき布達書	三三一四
馬の移入につき定書	三三一五
領境野火始末書留	三三一五
密馬の取締りにつき布達書	三三一六

関所取締り強化につき布達書	三三六
馬の移出につき布達書	三三七
馬の通行につき布達書	三三七
伊達吉村の領内巡視につき心得の覚	三三八
馬の移出につき布達書	三四〇
密移出馬の取締りにつき触書	三四〇
不法行為による御山守の処罰につき書留	三四〇
境奉行並びに境古人心得覚	三四一
領境の山林への失火につき詫状	三四二
領境回りの結果報告案紙	三四四
御林の不法伐採につき詮議一件	三四四
諸士の関所通過荷物の取締りにつき布達書	三四七
境巡視における役務処理方法の覚	三四七
密造錢の凡設につき返書	三四九
検断職の給錢及び諸役金の書上	三五一
馬商人の不法出国の取締りにつき布達書	三五一
他領侵入につき書留	三五一
馬の移出入につき定書	三五一
抜け道通行取締り方上申書	三五一

入領制限につき布達書	三五三
馬の密移出の取締りにつき書留	三五三
百姓一揆越境の警衛につき書留	三四四
塚塚と修復（概説）	三五五
境塚破損の時の繕普請	三五七
塚刈払い修復につき覚	三五七
塚刈払い修復につき協議一件書留	三五八
塚の現状見回りにつき弁当入用料書付覚	三六〇
塚刈払い修復につき弁当入用料書付及び人足村割覚	三六一
塚刈払い修復につき覚	三六二
塚修復と塚名の覚	三六四
唐丹村境に杭立てるにつき書上	三六六
塚刈払い修復につき伺い書	三六七
領境の見回り修復につき書上覚	三六七
塚刈払い修復につき協議一件書留	三六八
塚刈払い修復につき協議一件書留	三七一
塚刈払い修復につき協議一件書留	三七七
塚刈払い修復につき協議一件	三八一
塚刈払い修復につき協議一件書留	三八五

第一章 藩境塹築造にいたるまでの経緯

(一) 南部・伊達両氏の接壤

北上川は岩手県内陸中央部の岩手郡岩手町御堂^{みどう}に発し^は、北上・奥羽両山系から発する大少幾多の支流を合せ、岩手県を北から南に縦貫し、岩手県一関市の狐禪寺^{こづねじ}狭窄部を経て宮城県に入り、柳津地先で新田両川に分流され新北上川は追波に、旧北上川は石巻港に注ぐ。この狭窄部はいまも岩手・宮城両県の県界となっている。地形上、狭窄部以北が北上平野（岩手県）であり、以南が仙台平野（宮城県）である。

北上平野に南進した南部氏と、北上平野に向つて北進した伊達氏とが境界を初めて接したのは天正十九年（一五九一）からであった。

南部氏は頼朝の平泉征伐に従軍した功勞によって、糠部^{ぬかべ}を与えた旧族である。糠部といふのは、だいたい下北郡・三戸郡（以上青森県東半部）・鹿角郡（秋田県北東部）・九戸郡・二戸郡（岩手県北部）あたりの広大な地域の汎称であつた。南部氏はこれを基盤として盛衰・伸縮をくりかえしていたのであつたが、秀吉の諒解をえて南進し岩手・紫波・稗貫・和賀・閉伊五郡を併せて表高十万石の近世大名になることに成功した。

南部氏の南進に対して、伊達政宗は北進し気仙・磐井・胆沢・江刺（岩手県南部）の四郡を領有し、東北地方最大の表高六二万石の近世大名となつたので、両藩は藩境塹を接することとなり、ここにいわゆる御境争論がおこるにいたつた。御境争論が寛永十九年（一六四二）にいたつて藩境塹を築造し解決するまでに約半世紀もかかっている。末梢的な争論はその後も継起し、そのような小争論が一応落着した元禄十一年（一六九八）までを計算すれば約一〇〇年、まことに深刻な対立抗争であったといわなければならない。^{註2}

両藩の境界妥結にまつわる民間伝承が数々残つていることでも、争論がいかに深刻であったかを推察できるのである。^{註3}

(二) 藩境塹築造

寛永十八年（一六四一）、ついに妥結の時期がきた。仙台藩から河島豊前・笛町七郎右衛門・伊木安右衛門、南部藩からは小枝指揮兵衛・石龜庄兵衛・儀俄重右衛門・御郡代織笠庄助・古人折居嘉兵衛が会談し、十二月三日、絵図面に点をうち、中合覚を交換した。^{註4}

この申合覚にもとづいて実地に「御境踏み」をなし塹を築くことになる。早速、翌年五月下旬、両藩から役人がでて境踏みをし塹を築いた。北上川以西の築塹は六月十日で完了、北上川以東では同月二十一日に終了している。二十二日に絵図面と申合覚をとりかわした。

(三) 藩境塹の修補保全

藩境塹は、当時「御境塹」・「御塹」・「境塹」・「御境目塹」または単に「塹」などと多様によばれていた。

境塹は深い山岳地帯にも築造されたのであつたから「拾ヶ年（も）上置（板橋註、土を補充して補修すること）不仕（つかまつらざれば）見分無^{ムカセ}之様に相成」^{註5}るので、「山中塹ハ二ヶ年置キ三ヶ年日、里前ハ四ヶ年置キ五ヶ年目」ごとに刈払をし「上置」しなければならなかつた。山岳地帯にある塹は三年目ごとに、平野部にある塹は五年目ごとに両藩から役人・労務者が出て補修するというルールは何時頃から始まつたのか、それを明確に記した文書はみあたらないのであるが、元文以後であるらしい。^{註6}藩境塹の補修には、かなりの人手と経費を必要とした。安永八年の場合を例にとれば、大塹三九、小塹三一四の補修に要した人手は
人手は　　「塹築直御人足　メ四九一人

内半分は他領より出人足

木剪通御人足 メ一三九〇人

内六九五人、他領より出ル」

であった。

天保十一年の「御境筋山中刈払並御塚上置御普請」経費は

「一、拾六貫七拾八文 入料代

一、九貫文

御賄代

一、七貫武百文

六人江被下（板橋註、古人六人のこと）

一、壱貫四百文

飯炊分

一、武百文

山古人三人荷物背負

メ三拾三貫八百七拾八文受取

手前自分町

一、武貫六百七拾武文

振舞町

一、八百武拾五文 賄看

であった。

(四) 調査を実施するにいたつた契機

両藩が永い争論の結果、ついに協定に達し藩境に築造した塹が、西は奥羽山脈の駒ヶ岳（標高一一二九・八^m）頂上から東は太平洋岸の唐丹湾（町村合併により釜石市域となっている。釜石市街部の南方にある）まで、東北地方最大の長江北上川を横断して延々約一三〇キロにわたって残存しているのである（第一図）。境界問題に造詣の深い岩田孝三氏も「今にして、こんなに見事な境塹の列が、長い距離にわたって続いているところは、日本中のどこにもみられない」と述べている。

岩手県は旧南部領の南半八郡（現在の九戸・二戸・岩手・紫波・稗貫・和賀・下閉伊・上閉伊）と旧伊達領の北部五郡（現在の胆沢・江刺・東磐井・西磐井・氣仙）をあわせて成立したために、旧藩境はまったくその存在意義を喪失するにいたつたのは

当然であった。したがって近年にいたり道路開設とか拡幅工事、また開拓工事などにより破壊され消滅するという事態が起るようになつた。昭和三七年五月から同三八年三月までの間に境塙が三五ヶ所（大塙七、小塙二八）も破壊されたなどは、その例である。

そこで、史跡保全のため、北上川を起点として、これより西方駒ヶ岳までと、北上川以東唐丹湾までとの二つの区域に分割し、まず北上川以西駒ヶ岳にいたるまでの区域について昭和三九年三月から調査することになったのである。

さて、北上川以西の調査結果についてはすでに発表しておいた。岩手県教育委員会文化財調査報告第十七集『南部伊達両藩境塙－北上川以西の部－』（昭和四二年三月刊、B5版、図版・挿図とも一九一頁）がそれである。

今次報告書は、北上川以東の調査結果についてまとめたものである。

註

- 1 東北地方建設局岩手工事事務所編集『北上川』第一輯1・5・9頁 昭和四八年三月刊。
- 2 板橋源・司東真雄・佐々木博藏『南部・伊達藩境塙－北上川以西の部－』、岩手県教育委員会文化財調査報告第十七集四二年三月刊。
- 3 同上 四五／四九頁。
- 4 同上 五〇／五一頁。
- 5 同上 五五頁・五七頁。
- 6 同上 五七／六一頁。
- 7 岩田孝三、『関址と藩界－その歴史地理的解明』二六二頁。昭和三七年九月十五日刊、校倉書房。

第二章 北上川以東の調査経過

北上川以東、太平洋岸唐丹湾までの調査は昭和四三年十一月から始まって、昭和五三年六月まで八次にわたって終了することができた。八次にわたる調査期日を表示すると、

								回次項
								調査期間
								調査日数
第五次	第四次	第三次	第二次	第一次				調査摘要
19 同 50 ・ 5 ・ 14)	22 同 45 ・ 11 ・ 16)	25 同 44 ・ 11 ・ 19)	20 同 44 ・ 4 ・ 14)	7 12 昭和 43 ・ 11 ・ 6				北上川東岸より松 坂越塚まで
六日間	七日間	七日間	七日間	七日間				松坂越塚より黒木 峠塚まで
塚まで	物見塚より摺鉢峠 まで	五輪峠塚より種山 高原の物見塚まで	黒木峠塚より五輪 峠塚まで					

								回次項
								調査期間
								調査日数
第八次		第七次		第六次				調査摘要
10 同 53 ・ 6 ・ 7)		6 同 52 ・ 4 ・ 30)		28 同 52 ・ 3 ・ 23)				摺鉢峠塚を再確認。 積雪深く現地調査
	四日間	六日間		六日間				不可能。関係古文 書の検討。
	を調査		摺鉢峠塚より狼岩 塚まで					
			最東端太平洋岸に おける藩境界印杭					

つぎに八次にわたる調査参加者を表示する。

参加者氏名	深田 高橋 高橋 香月 菊地 及川 伊藤 好昭 文哉 文明 秀人 正司 豊謙吉 芳久 八朗
一次	○
二次	○
三次	○
四次	○ ○
五次	○ ○ ○ ○ ○
六次	-
七次	○ ○ ○
八次	-

第一次調査概要(第二回)(1)

昭和四三年十一月六日 くもり午後雨。北上市教育委員会において県文化財係長佐藤昭一氏を中心に北上市教育委員会滝沢義雄氏をまじえて調査事務のうち合せをなす。午後、土地の古老多田政蔵氏（北上市立花一五〇一三七、明治二八年生）の案内で櫛坂の下の大塚一ヵ所と急峻な尾根の上にある櫛坂挾塚を調査。

七日 晴。多田政藏氏の案内で調査順調にすすむ。

八日 晴。寺坂旧道をはさみ東西に向いあつてゐる一基の塚は一里塚であり、寺坂峠の境塚は新道開鑿で消滅していた。樺田坂（旧南部領北上市立花字上野と旧伊達領北上市稻瀬町字熊沢を結ぶ道路）の境塚も新道切通し工事で消滅。飯盛坂（旧南部領北上市立花字中村と旧伊達領北上市口内町字飯森を結ぶ道路）では境塚が一基（道の北側のもの）だけ新道切通し工事で半壊し

て残存。これは土地の古老佐藤初治氏（明治二八年生）の案内により確認。

九日 くもり、やがて雨。昆野将次郎（明治三一年生）・小原金七（明治三一年生）の二氏の案内で多岐峠にいたりしも新道切通し工事の際、境塚は消滅したことを確認。つぎに万内峠にいたる。この峠に『塞之神』と刻んだ石碑があり、新道切通しで半壊した境塚残存。さらにアクシロ（惡代）境塚に向う。これも新道切通し工事で半壊。後藤諄氏の説明により判明。ヤハズ森の鞍部を経て旧南部領の黒岩の鴻ノ巣にある旧御番所跡にいたる。

一〇日 晴。昆野将次郎氏の案内で西つみ谷地（旧南部領の北上市立花の湯沢と旧仙台領の北上市口内町の水押を結ぶ道路）にいたる。西つみ谷地付近一帯はブルドーザーによる広大な開田工事がおこなわれており、そのため境塚は消滅していた。西つみの谷地より山稜をのぼり物見山にいたる。展望雄大。稜線沿いに東方にくだり松崎越（旧南部領の東和町中内の上浮田・宮田部落と旧仙台領の北上市口内町水押とを結ぶ道路）において境塚一基残存。芦沢越の峠では古道がそのまま残っていたが、昆野将次郎氏や地元の大滝潤治（明治十五年一月三日生）・伊東祐司（明治三三年九月二九日生）両氏にうかがっても御存知なかつた。峠一帯をさらに探索したが境塚は見あたらなかつた。

十一日 小雨。晴れあがつたり強風となつたりした寒い日。小豆沢峠（旧南部領の東和町中内の上浮田と旧仙台領北上市口内町芦沢とを結ぶ道路）の西側に一基残存。東側は新道切通しのため消滅。松坂越（旧南部領の東和町中内の上浮田と旧仙台領北上市口内町松坂とを結ぶ道路）の峠には境塚二基残存。石峠（旧南部領の東和町中内の下浮田と旧仙台領の北上市口内町新田を結ぶ道路）付近の境塚は新道切通しのため消滅したものか見当らざず。

一二日 晴。六日（今次第一日目）の出発起点北上川東岸にいたり、石積みの塚らしきものを発見した。確認するため土地の古老渡辺真佐二氏（明治十七年十二月四日生）宅を訪ね、「境をついたところ（註、境塚のこと）は三カ所あって、一つは山上（櫓坂のこと）、一つは射撃場のそば（旧陸軍の射撃場のこと）で、現在の射撃場を指しているのではない。櫓坂の下の境塚のことである」と、もう一つは北上川のすぐ東に二基づつ（挾塚のこと）で、三カ所あつた。川の東の塚は（道路の東の）水路工事のさい、水路となつてつぶされて（消滅して）しまつた。工事はいまから五十五年ほど前（三十一二歳頃）のこと、その

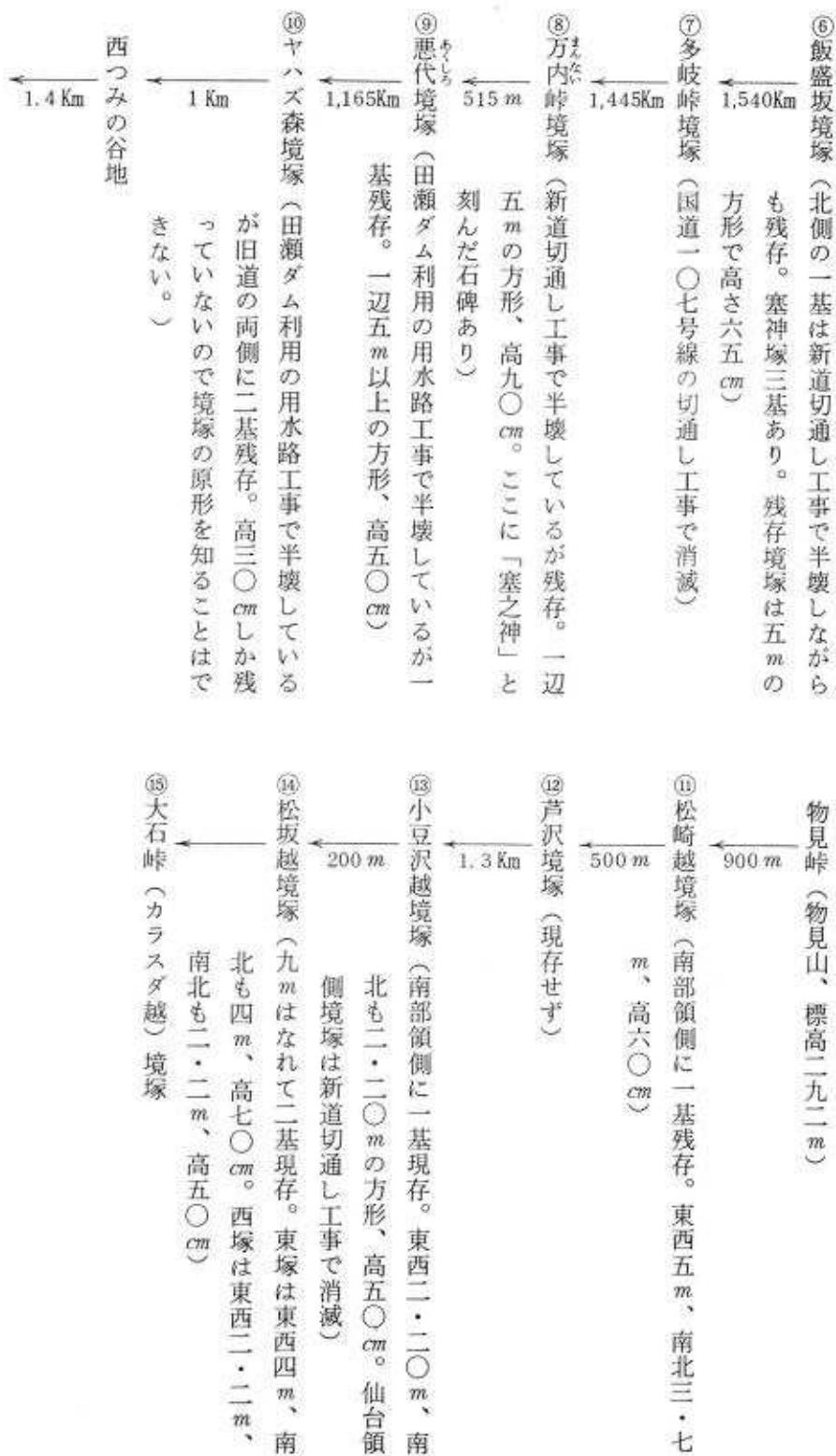
ときそこでかせいだ（働いた）。また、そこらの崖（露頭になっている岩場のこと）から石をとって工事につかった。」という教示をえた。それで、北上川東岸の挾塚は水路工事のさい消滅し、石積みの塹らしいものは同工事のさい採石した石積みであったことが判明した。

また、六日（第一日目）に調査した櫛坂の下の大塚は、旧南部領の境塚であり、沢をへだてた崖の上に旧仙台領の境塚が一基あり、結局、挾塚となっていたことを確認した。

和賀郡東和町宮田中山の平野工司氏所蔵に藩境塚古絵図がある。これには書写年月日の記載がないので正確なことは今のところ未詳というほかないが、これは寛永十九年（一六四二）南部・伊達両藩が藩境を決定したとき以来、代々の御境古人に備忘用として交付された絵図を継承したものであるだけは明白である。絵図面は御境古人の家柄にだけ伝承された貴重なものであつたからである。

これによつて今次調査概要を摘要すると、つぎのことである。





以上のことく、今次調査の総延長約一五・九kmにわたる境塚一五カ所のうち、近年の開発工事などによって全く消滅したもの六カ所。半壊程度で残存するもの六カ所、完全に残っているもの三カ所である。

昔の地形や境塚を知っている方は、明治十五年生れの大滝潤治氏、明治十七年生れの渡辺真佐二氏、明治二八年生れの多田政蔵・佐藤初治の両氏、明治三一年生れの昆野将次郎氏、明治三一年生れの小原金七氏、明治三三年生れの伊東祐司氏などであつて、こういった方々の教示なしには今次調査は不可能であったろうし、おそらく今後は不可能になつてしまふのであろう。山の地理に明るい古老達の高齢化、そして近年の土地開発の急速化、こういった時点における今次調査は緊急を要することであつた。

2 第二次調査概要(第一回①)

昭和四四年四月十四日 くもり時々晴。北上市教育委員会にて関係者一同事務うち合せをとげ、土地の伊達宗成(江刺市梁川字館下三一八、明治三二年六月七日生)・佐藤賢午(江刺市梁川字赤部一四三、明治三九年七月十五日生)両氏の案内で、柳の清水(旧称、境の清水)・一ツ石・二ツ石方面を調査。

十五日 昨夜からの雨、終日止まず。踏査不可能のため全日室内作業。

十六日 快晴。佐藤賢午氏の案内で箱岩にのぼり、それより藩境を西進。途中標高四三〇mの二等三角点を通過。さらに西進し境塚二基を発見。さらに西進し石峠に達す。地元の菅野市郎氏(北上市口内町新田一九九、明治三七年六月一日生)の案内で石峠の西の大石峠の境塚を確認。

十七日 雨、午前八時三〇分頃雪となる。佐藤賢午・今野由松(江刺市梁川字赤部四六五、明治三三年十月一日生)両氏の案内で箱岩より東進しつき山ドウの北方の藩境まで調査。

十八日 くもり。雪が降つたりうす日がさしたりしたが、終日寒風はげし。阿部豊志(江刺市梁川字武道坂四二八、明治三六年二月八日生)・菊池国雄(江刺市梁川字柳沢五三、大正三年一〇月十八日生)両氏の案内でつき山ドウから武道坂・金成山(標高五四〇・八〇mの三角点)を経て樺峠まで調査。

十九日 くもり。終日寒風吹く。桐田清五郎氏(江刺市梁川字四ツ^{なな}西風四七、明治四四年十一月二〇日生)の案内で、樺峠・

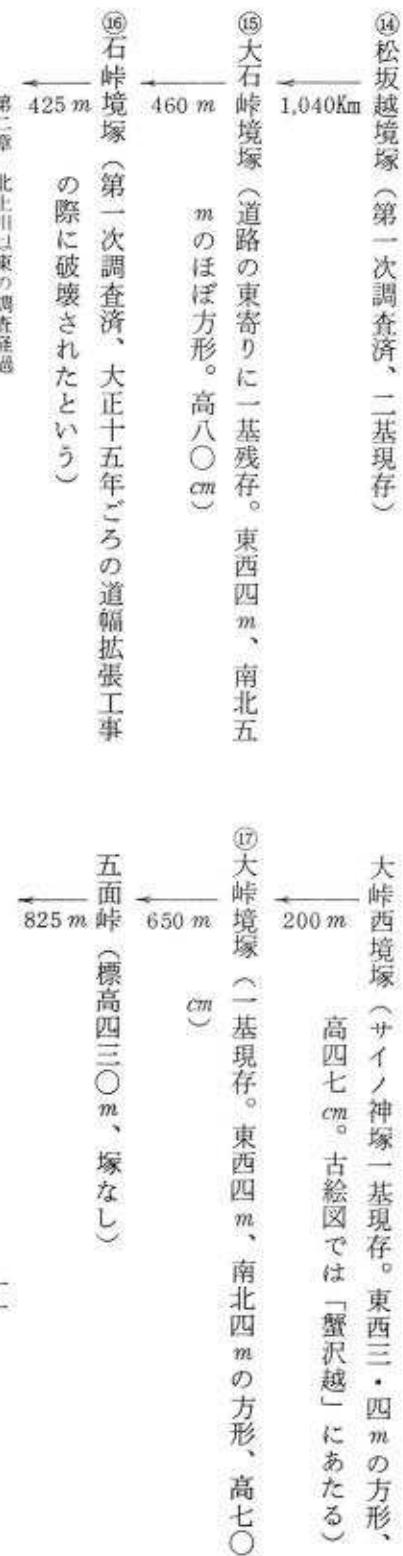
水木峠・学間沢越（南部領では「覚間沢」の文字をあてている）・箱石峠を経て黒木峠（一ツ塚）にいたる。これは挾塚で二基現存。

二〇日 晴。宿舎にて図面整理。

北上川以東の第二次調査成果を摘記するにあたり、一言しておかなければならないことがある。それは――

両藩の御境争論が天正十九年（一五九一）から寛永十九年（一六四二）まで約半世紀におよび、藩境塚を築造するにいたったのであるが、北上山地においては急峻な山稜もあるほかに、緩傾斜をなし平原状の箇所もあるので、境塚を探索するということは、決して容易ではないのである。

そこで、今回第二次調査にあたっても第一次調査の終了地点であつた石峠から既往の調査線を再吟味し、それから再出発したのである。その結果、第一次調査では石峠を^⑯とマークしておいたのであつたが、石峠の東に、即ち^⑭松坂越境塚と^⑮石峠境塚との中間に大石峠境塚があつたことを確認できた。そこで、大石峠境塚を^⑯とマークし、石峠境塚を^⑯と訂正する。ここから第二次調査を開始したのである。



箱岩 (東西一三m、幅三mの巨大な凝灰岩あり。塚なし)

1,400Km

梁川・土沢バス路線 (仙台領古道の西側にサイノ神塚一基あり。東西六・三m、南北五・五m、

高一・六m)

高一・六m)

柳の清水 (昔は「境の清水」と称し藩境の目じるしであつたという。一边九〇cmの方形石組枠の清水。塚なし)

一つ石 (東西八・一〇m、南北四m、高三mの花崗岩。これが藩境の目じるしであったという。塚なし)

二つ石 (二つのうち南側の石は東西四m、南北二m、高二m。北側の石は東西四・五m、南北三m、高三m。ともに花崗岩で両石は約三mはなれてい

る。藩境の目じるしであったという)

ツキヤマ堂北側裏手の山路 (塚なし)

不動岩 (塚なし)

1,000 Km

32m 130m 40m

中岳峠 (標高四六三mの東、塚なし。この間の戦時中までは北側の大鹿部落と南側の大岳部落のうちの中岳(字名)とを結ぶ峠道として使用されていた)

樺峠 (標高五四〇・八〇mの三角点あり。古絵図の「

神鳴沢日明神 (建設省で建設した「金成山反射板」がある)

武道坂馬道

(五万分の一地図に記載されてある「武道坂」である。昭和四三年の道路拡幅工事でサイノ

神塚が破壊されてしまった。古絵図には「神

成峠七曲」とあるのがこの馬道にあたるらしい)

金成山

(標高五四〇・八〇mの三角点あり。古絵図の「

神鳴明神峠」にあたる。塚なし)

黒戸細道 (五万分の一地図では梁川字向川日と東和町宮守の田瀬を結ぶ道の鞍部のことである。塚なし)

450m 1,275Km 350m 175m 350m 350m 675m

石塚はサイノ神塚であった。境塚なし)

水木峠（梁川字四ツ西風と東和町大野との間にある峠であるが、今は歩いていない）

ガクマ沢越（古絵図によれば「ガクマ沢越」と「黒木峠」との間に「昔境塚三ツ有」と注記されている。塚は現存していない）

箱石長根（標高四八一m。南部側覓間沢と梁川字砥谷沢とを結ぶ峠。塚なし）

南北四・一m、高二・三mの方形。

3 第三次調査概要（第二図(1)・(2)）

黒木峠二ツ塚から東方の五輪峠までの藩境塚は何年か放置されると樹木が茂り通行もできなくなるばかりでなく、境塚も崩れ見わけが困難になるような地形にある。

そのことは寛政七年（一七九三）の「乍恐奉願候御事」という文書に

「江刺郡人首村南部御境黒木通りより五輪迄之内、御境通り至而生茂り、通用も相成難に罷成り申候」とか

「人首村南部御境黒木通りより五輪迄之内、御境塚大破所、御塚形も難相見得罷成申候付、此度御修復被成下度段、別紙願申上候」などと見えているので明らかである。

ましてや明治維新後、今まで放置されてきてるので、その探査は容易でない。幸にも昭和四〇年十二月に岩手県立岩谷堂農林高等学校の林業クラブによって黒木峠二ツ塚から五輪峠までの調査がなされている。これは有力な手がかりである

⑧黒木峠（二ツ塚境塚）

（一基向い合って挿塚があるので、二ツ塚境塚と通称している。北側

塚は東西五・六m、南北五・二m、

高一・六mの方形。南側塚は東西五・二m、南北五・三m、高一・

五mの方形。挿塚の間隔約一七m。

サイノカミ塚は南側挿塚の西方約九m離れて現存し東西四・三m、

南北四・一m、高二・三mの方形。）

し、今次調査にも大いに役立つたことを、ここに銘記しておく次第である。ただし、塚二基でセットをなしてある挾塚を二箇所の境塚として数えたり、境塚でない石づみの場所を境塚と誤認したりしているところもあるが、そういったことは些末な誤りといふべきであって、貴重な調査であったことには変りがない。

調査経過を摘記すれば、つぎのことくである。

昭和四年十一月十九日 くもりのち雨、のち雪。江刺市教育委員会にて事務うち合せをとげ、調査起点現地を巡検し、古文書の整理作業。

二〇日 晴。地元の千葉努・千葉栄進両氏の案内をいただき、黒木峠二つ塚から小峠塚にいたる。千葉努氏は明治三五年生、千葉栄進氏は明治三八年生。こういう方々からの聴きとりができたことは、まことに幸運であった。

二一日 晴。午後三時より小雪。小峠塚より本日も千葉努・千葉栄進両氏の案内で平塚まですすむ。

二二日 晴。千葉左膳・千葉栄進両氏の案内にて明神長根（明神平）まで順調に進行。

二三日 晴。千葉左膳・千葉栄進両氏の案内にて早坂長根塚まですすむ。千葉操氏は明治四三年生れ。

二四日 くもりのち雪。千葉努・千葉林治（明治三四年生）・菊池甚之進（明治二八年生）諸氏の案内にて五輪塚まですすむ。

二五日 風雪。測図の点検。

(18) 黒木峠二つ塚（第二次調査済。岩谷堂農林高校林業クラブ

ブ測図（以下岩農測と略称）のNo.48とNo.

49にあたる）

(19) 黒木峠中ノ塚（一基現存。東西五・三m、南北五・四mの

方形、高一・八五m。岩農測No.41）

435.60 m

347 m

(20) 小峠塚（一基現存。東西四・九五m、南北五・四〇mの

方形、高一・七〇m、岩農測No.25）

110.50 m

(21) 獅子神塚1号（一基現存。東西三・八〇m、南北三・八〇mの方形、高八二cm。岩農測No.24）

128.50 m

(22) 獅子神塚2号（一基現存。東西四・四〇m、南北四・五〇mの方形、高七八cm。岩農測No.23）

(23) 獅子神塚3号（一基現存。東西三・八〇m、南北三・七〇mの方形、高八〇cm。岩農測No.22）

(24) 獅子神塚4号（一基現存。東西三・七〇m、南北三・六五mの方形、高五六cm。岩農測No.21）

(25) 獅子神塚5号（一基現存。東西三・四〇m、南北三・三〇mの方形、高一・三〇m。岩農測No.20）

(26) 獅子神塚6号（一基現存。東西三・七〇m、南北三・一〇mの方形、高一・一九m。岩農測No.19）

(27) 平塚（ひらつか）（一基現存。東西三・五〇m、南北四・五〇mの方形、高五六cm。岩農測にはなし）

（「寛永十八年十二月三日申合候境目之覚」に「人首道」とみえている古道である）

（象形に開いていた松の古樹で、昔は藩境の目じ

るしであつたという）

(28) すりこば（後）塚（「寛永十八年十二月三日申合候境目之覚」には「すりこ場後塚」、「和賀郡東和町、平野工司所藏絵図」には「すりこ場」とみえている塚で、一基現存。東西四m、南北四・四〇mの方形、高一・六〇m。岩農測なし）

(29) 丸森塚（まるもりづか）（一基現存。東西三・五〇m、南北三・三〇mの方形、高八七cm。岩農測No.17）

（米里から学問沢（南部領では覚問沢）を経て東和町田瀬にいたるバス路線）

(30) おつはり塚（「和賀郡東和町、平野工司所藏絵図」には「おつはり」塚のすぐ西方に小川が画かれており「大田川」と注記してある。現地はこの絵

國通り、北方に流れる幅約三mの小川があり、その東岸約四〇mに一基現存。東西三・四五m、南北三・九〇mの方形、高九六cm。岩農測No.14）

(31) 狼穴塚1号（一基現存。東西三・六〇m、南北三・五〇m

の方形、高八七cm。岩農測No.13)

(32) 狼欠塚2号（一基現存。東西三m、南北二・七〇mの方形、

高七八cm。岩農測なし）

292 m

(33) 狼欠塚3号（一基現存。東西四・三〇m、南北四・四〇m

の方形、高一・一三m。岩農測No.11）

245 m

(34) 明神長根（明神平）塚（「寛永十八年十二月三日申合候境

目之覚」には「明神長根塚」、「和賀郡東和町、平野工司所藏総図」

には「明神平」とある。標高六二

三・一〇mの明神山の山頂直下の

稜線上に一基現存。東西三m、南

北三・三〇mの方形、高七〇cm。

岩農測No.10）

(35) 五輪峠塚（一基現存。東西二・一〇m、南北三・五〇mの方形。高五七cm。岩農測No.2）

319.50 m

(36) 早坂長根塚（一基現存。東西三・五〇m、南北三・七〇mの方形、高九二cm。岩農測No.6）

685 m

554 m

636 m

(37) 笹（森）長根塚（「寛永十八年十二月三日申合候境目之覚」では「笹森長根塚」、「和賀郡東和町、平野工司所藏総図」では「ささ永根」とみえている。一基現存。東西二・八〇m、南北三・四〇mの方形、高七四cm。岩農

測No.3）

（米里から宮守村の鰐沢にいたる途中の五輪峠に

道を挟んで東西に二基向い合つてあるが、馬の放牧のため造成した土壘があり、土壘は塚を通過するようにつくられたため二基とも半壊して残存。挟塚の西側塚は東西二・四〇m、南北三

m、高五三cm。東側塚は東西四・二〇m、南北四m、高一・〇五mで挟塚の間隔は約二〇m。岩農測は西側をNo.1としている。また西側塚の

明神長根・長者屋敷両塚間の塞の神塚（一基現存。東西三

・八〇m、南北四・八〇m、高一・一〇m。古絵図にいう「南山道」

か。道路廃絶したため痕跡不明。

岩農測No.8）

(38) 長者屋敷塚（一基現存。東西三・七〇m、南北三・八〇m

東北約二五・五〇mに（南部藩側）高約一・四

○mの石造五輪塔一基がある）

北上川以東第三次調査はここまで進んだ。

4 第四次調査概要（第二図(2)・(3)）

昭和四五年十一月十六日 雪、午後時々陽がさす天気となる。米里公民館で事務うち合せ。午後、土地の古老千葉林治（明治三四年十一月五日生）・千葉栄進（明治三八年二月四日生）両氏のほか松瀬章氏と共に第三次調査の終点であつた五輪峠にいたり、それより東南方に藩境を探索。

十七日 快晴、風もなし。人首町より五輪峠にいたり、それにつづく南部御仮屋場塚・沢内洞頭塚・川下シ長嶺塚・内川下シ長嶺・毛無峠までを調査。北新田・上大内沢を経て下山。本日の案内は千葉林治・千葉栄進の両氏。

十八日 快晴、風もなし。地もとの佐藤万之助（明治三八年三月二十五日生）・千葉林治両氏の案内で人首町より中沢・狹石（ハサミイシ、狹の字であつて狭字ではない。念のため特記しておく）・戸中（トチユウ）を経て前日の毛無峠にいたる。それより大ふき棚塚まで進み、山本川源流の渓谷頭から山本・二股・九才坂・戸草（戸久沢ともいう）を経て人首町に帰る。

十九日 くもり。人首町より二股・木細工（キザイク）・重王堂・古歌葉を経て姥石峠から種山高原に入り、前日の調査終点

大ふき棚塚より調査開始。今次調査の予定どおり物見塚まで終了。案内は菊池甚之進氏（明治二八年九月一日生）。

二〇日 早朝から全日雨。大雨注意報発令。それで宿舎にて箇面作業。

二一日 くもり。第一日目と三日目は快晴にめぐまれたので調査は予定を越えて進捗した。それで、かねて聞いていた物見街道の一里塚と御番所跡・札場跡をも調査することができた。案内は菊池甚之進・千葉盛吉（明治三六年一〇月二三日生）の両氏。

二二日 晴。調査残務を点検整理す。

今回調査した部分に関する古文書としては、いまのところ左の一通が知られている。

- (1) 千葉林治氏（米里字上大内沢九三、明治三四年十一月五日生）所蔵文書。表題は

『延宝御境塚一巻

御境古人心得書

古人ノ移リ代り

上大内沢采女由来記』

となっているが、「御境塚間数之事」と称する記事の奥書には

「右之通り拙者共被預り置候御絵図江引合塚数相改、相違無御座候 以上

元祿拾壹年四月九日

古人 佐伝治

〃 平作

〃 大内沢 喜兵衛

〃 山元ノ 甚九郎

生江助内様

高玉平助様

とあるので、元祿十一年（一六九八）の記録である。

- (2) 遠野市中央通り昆盛夫氏（故人）所蔵文書。表題は『御境之事』、内題には「安永九年（一七八〇）御境見分覚帳」とあ

るもの。

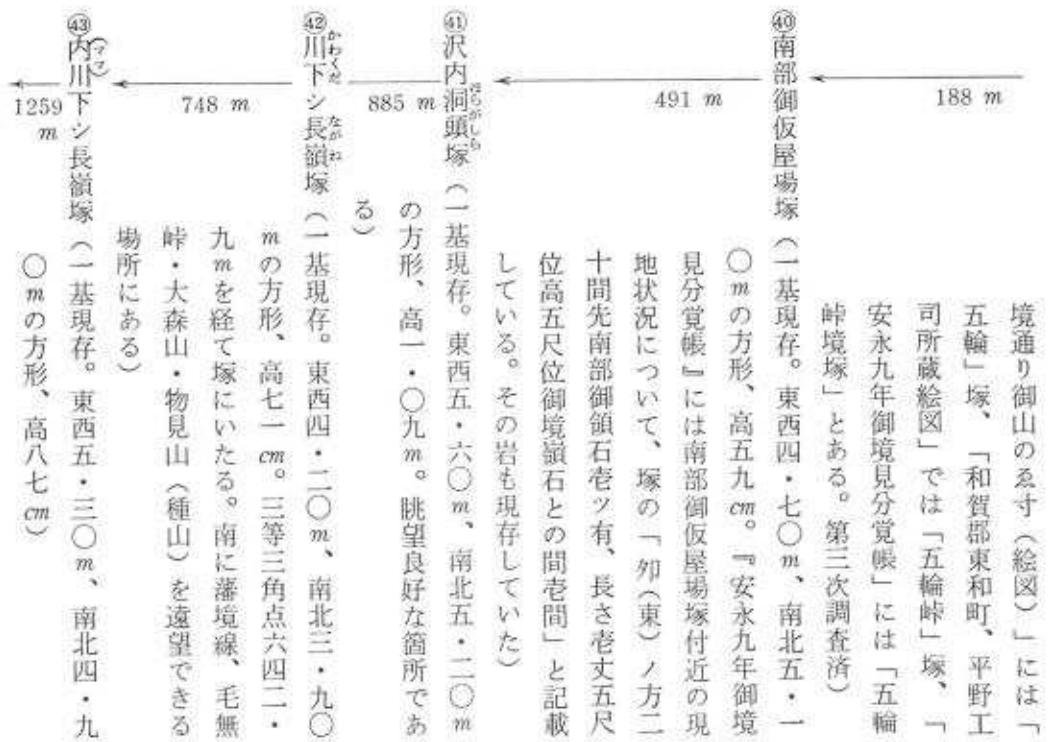
両者には八〇余年の年代のひらきがあるばかりでなく、境塚相互間隔間数にも一致しない点があり、調査にあたっては困惑した。両者の間数を表示すれば、つぎのことくである。

境塚名	元祿十一年文書	安永九年文書
南部御坂屋場塚	一〇〇間	一〇〇間
沢内洞頭塚	二四〇間	二四〇間
川下 <small>シ</small> 長嶺塚	四五〇間	四五〇間
内川下 <small>シ</small> 長嶺塚	六五五間	六五五間
毛無峠塚	四八五間	四八五間
紫通塚	三一〇間	一七八間
ささ森塚	一七八間	二八八間
種ヶ沢洞頭塚	二九〇間	二九〇間

(3) 五輪(五輪峠境)塚(「寛永十八年十二月三日申合候境目之覚」には五輪峠に道路をはさんで二基東西に向いあつてあるうちの西

境塚名	元祿十一年文書	安永九年文書
板橋塚	二三五間	二六九間
大ふき棚塚	一五六間	一四一間
ひるヶ沢塚	三二五間	一六六間
箱根石塚	六八四間	五九四間
赤物本檜塚	四六〇間	四四〇間
とうせい長嶺塚	三六二間	三七三間
岩見峠塚	記載なし	二〇七間

の塚は「五輪塚」、東の塚は「遠野御領塚」とあり、「正徳甲子(四年)八月六日御境御改間数並印、田瀬御



（毛無峠の南で山稜が高くなっている場所が塚位置にあたるが、塚は消滅している。藩境界線は、南北に走る土壙よりこの地点ではなれ、西南に曲る）

（西南に走ってきた藩境界線は、種ヶ沢洞頭塚のある山頂より北に走る山稜の高くなっている場所で東南に反転する。その曲折部が塚位置にあたるが、塚は消滅している。藩境界線と土壙とが再び合するところに種ヶ沢洞頭塚がある。④毛無峠より⑤種ヶ沢洞頭塚まで九四〇 m ）

⑥ 板橋塚（一基現存。東西四・二〇 m 、南北四・二〇 m の方形、高五一 cm 。平坦な山稜をのぼりつめた頂部のナラ林の中にある）

（一基現存。東西四・八〇 m 、南北四・五〇 m の方形、高八二 cm 。五万分の一人首図幅でいえば、米里から戸中（トチュウ）を経て丸森山の北を通り小友の藤沢にいたる途中で、小路が鞍部を通過する。その地点が板橋塚であり、「安永九

年御境見分覚帳』には板橋塚付近の状況について、塚の「酉戌（西北西）方御境界他領（仙台領のこと）ニ山石五つ有、内壠ノ長サ一間半位横一間位外小石有」と記載してあるが、それらの岩も現存し、最大のもので南北（藩境線方向にそって）の長さ約三m、東西は二mある）

⑦大ふき棚塚

（一基現存。東西四・四〇m、南北六・一〇mの方形、高九二cm。高原の頂部にあり地形は南北に次第に低くなる）

ひるケ沢塚^m（南下すれば三条の沢に出会う、「ひるケ沢」であるが、塚は消滅。沢をすぎれば登りとなる。⑦大ふき棚塚より⑧箱根石塚まで一七〇八m）

ひるケ沢塚

（南下すれば三条の沢に出会う、「ひるケ沢」であるが、塚は消滅。沢をすぎれば登りとなる。⑦大ふき棚塚より⑧箱根石塚まで一七〇八m）

⑧箱根石塚

（一基現存。ただし土壘によつて東側が半壊している。残存している現状は東西三・八〇m、ほぼ完存している南北は五・七〇mで方形、高一m。すぐ西に三本の松木、その西方は牧草地、北上川以東第四次調査はここまで進んだ。）

⑨本檜塚

（一基現存。ただし土壘によつて東側は半壊。残存している東西は土壘までいれて七・七〇m、南北は七・五〇mで方形、高六二cm。なだらかな山稜をのぼりつめて平坦になったところにある。付近は草原であるが、低いナラの木が所々にある。塚の北は湿地帯。塚より一〇〇mほど南で藩境は直角に西折して物見塚（物見山）に達する）

⑩物見塚

（一基現存。ただし塚中央を土壘が西南より東北に走っている。東西四・八〇m、南北四・五〇mの方形、高三七cm。塚上に一等三角点八七〇・六mがある）

5 第五次調査概要（第二図(3)・(4)）

昭和五〇年五月十四日 くもり時々陽がさす。江刺市教育委員会にて事務うち合せをとげ、午後江刺市立種山高原少年自然の

その間に道路がみえ、西北に大森山、北に藩境線が毛無峠塚のある山頂まで続いて見える。南には『安永九年御境見分覚帳』の「箱根石より午（南）ノ方五丁程向他領（仙台領のこと）物見岩有」に該当する大きな露岩があり、その南に物見山を遠望できる）

家に向う。前回の調査からすでに五年も経過しているので物見塚近傍の樹相景観がかなり変貌していた。そのため物見塚からの進行方向の判定だけに止める。

十五日 晴。物見塚から三ノ輪塚まで調査。

十六日 雨。調査地域は標高七〇〇mほどなので積雪がまだ残っている。その上樹林草叢の密生地であるため、雨が降つていては調査は不可能である。宿舎にて図面整理をなし、夕刻遠野市市民センターにいたり事務うち合せをなす。

十七日 終日雨、調査不可能。遠野市市民センター収蔵の出土品・民俗資料などを見学。

十八日 晴。荷沢開拓地にいたり、二班にわかれ金ヶ沢塚まで進む。

十九日 くもりのち時々雨。摺鉢峰塚まで進む。

⑤0 物見塚
(第四次調査済)

⑤1 赤岩塚

376 m

678 m

(一基現存。遠野市中央通り昆盛男氏(故人)所
蔵文書に「但、西戌ノ間御境目ニ目立候山石七
つ有、内大石壠つ有之候。此石御境目ニ有、御
領赤岩沢亥ノ方同所塚より、とうせい長嶺迄武

百七間」とある大石が、物見塚から六六七m余
の地点(防火線の内側、即ち北側)で確認。大

岩の南側邊に山石が散在している。塚は五・四

○mの方形、高六五cm)
⑤2 とうせい長嶺塚
一基現存。北西から南東方向に並行して

ある二列の土塁のうち、南側の土塁がこ
の境塚に重複しており、そのため境塚の
北側半分だけが残存。直徑1mほどの小
塚で、径20~30cmほどの石が数個み
られる。高三〇cm程度)

437 m

⑤3 せき屋場塚

(確認できなかつた。番所跡程度の人工造成平
坦土盛りが長方形に残存しているが)

887 m

④4 あずさ川沢塚
(一基残存。ほぼ東西に走る土塁と南北方向
に走る土塁が直交する地点にあり、塚の西
側半分だけ残存す。東側半分は土塁造成時
に破壊されたらしい。ここで一言しておく

804 m

が、本稿において土壘といつてゐるものは、藩政時代のものではなくて、明治以降の造成である。残存する塚の西辺は南北五・五〇m、北辺と南辺はそれぞれ一m。塚は方形で高四〇cm)

⑤三ノ輪塚（前掲文書に「三ノ輪之曲り目、御境也」とある。これが探査の有力な手がかりとなつた。北西から南東方向に走る土壁の西側二mのところに残存。西側半分は欠損しているが、東側半分は往時のすがたをとどめており、ほぼ方形。東の一辺は三・五〇m、高六〇cm）

⑥あずさ川野塚（前掲文書により、丹念に探査したが確認できなかつた。消滅したのである。ただし、前掲文書により三ノ輪塚・赤坂洞頭塚との間隔を算定することができる）

352 m ←
⑦赤坂洞頭塚（ほぼ南北に走る土壁により塚の西側半分は破壊され、東半分だけが土壁に並行するかたちで残存。原形は方形であつたと思われる。東の辺は四m、高四〇cm）

344 m ←
⑧あずさ川峠塚（一基残存。方形であつたと思われるが、検証できたところでは北側一辺五m。東辺と西辺はそれぞれ一m、高四〇cm）

309 m ←
⑨金ヶ沢塚（一基残存。ほぼ南北方向に走る土壁に並行して、東西一・五〇m、南北二mの半円形のマウンドとして残っている。高四〇cm）

379 m ←
⑩摺鉢峠塚（東北方向から南西に斜行する土壁から七m東側に一基残存。東辺三・五〇m、北辺と南辺はそれぞれ二m、高三〇cm）

⑪山なし沢峠塚

6 第六次調査概要

昭和五二年三月二三日 くもり午後晴。遠野市市民センターで事務うち合せをとげ荷沢峠に向い摺鉢峠にいたる。登行するにつれて積雪が深くなり等高線六五〇m付近では腰を没するほどの積雪となる。標高七四五mにある摺鉢峠塚はすっぽり雪に覆われていた。

合議の結果、現地踏査は次回におこなうことと決定し、今回は三月二八日まで室内作業に切替えた。その要点を摘要するとつきのことである。

- (1) 第五次調査の終決点摺鉢峠塚から山無沢峠・きわたヶ沢塚・似内野塚¹・同²・笛森塚を経て狼岩塚までは境塚が築造されたが、狼岩塚より以東には境塚は無い。
- (2) 太平洋岸唐丹地域では「印杭」³が設置された。
- (3) そこで、摺鉢峠から狼岩塚までの境塚を調査し、次は唐丹地域で印杭を調査すれば、これで昭和四三年以来の北上川以東藩境塚調査が一段落するという明るい見透しが立ったのである。

7 第七次調査概要（第一回⁴）

昭和五二年五月三〇日 くもり。遠野市市民センターで事務うち台せをし摺鉢峠塚に向い確認する。

五月三一日 くもり時々雨。似沢野塚²まで進む。

六月一日 くもり時々雨。狼岩塚まで進む。

六月二日 雨。雨のため実地踏査できず、宿舎にて図面整理。

六月三日 晴時々くもり。狼岩塚までの調査を終了。

六月四日 くもり。所期の調査を終了したので、室内で調査結果をまとめる。

寛保元年（一七四一）の『仙台御境筋品々御境奉行書』に

「狼岩塚迄御境筋有之、此先塚無御座候」とある。この文書から四〇年後の安永九年（一七八〇）の『御境見分覚帳』にも「右狼岩迄境塚有、是よりも先、御境筋境塚無之也」とみえている。さらに

「御境見分覚帳⁵与御境目道規間數覚書帳⁶狼岩迄ハ塚有之候」

とも記してあるので、今次調査のあとは釜石市域になつてゐる唐丹地域に設けられた「印杭」を調査すればよいのである。

さて、今次調査の成果を摘記するところである。

(60) 摺鉢峠塚（第五次調査済）

379 m

(61) 山無シ沢峠塚（土壘上に一基残存。南北四・三m、東西四

・九mのほぼ円形状になっている。高八〇cm。この塚から次の塚までは山坂が急峻になら

なる）

348 m

(62) きわたヶ沢塚（土壘上に一基残存。南北三・五m、東西三

・一m、高五〇cmのほぼ円形状になっている。なお、安永九年（一七八〇）の『御境

見分覚帳』に記載のない新塚が、きわたヶ沢塚から一八一mの地点で発見された。したがってこの塚は安永九年以降に築造されたものであろう。塚の大きさは南北四m、高八〇cmのほぼ円形になっている）

211 m

339 m

(64) 似沢野塚²（土壘上に一基残存。南北四・六m、東西四

・九m、高一二〇cm、ほぼ方形。この塚から山坂が急になる）

533 m

(65) 笹森塚

（土壘から一・三m北西に一基残存。土壘をつくるときに少々けずられたようである。大きさは南北一・三m、東西一・二mのほぼ円形にみえるが、北辺一・四m、西辺一・四mで方形であったことがわかる）

740 m

(66) 耳切塚

（土壘上に一基残存。南北三・三m、東西三・八m、高八〇cmのほぼ円形になっている）

345 m

(67) 狼岩塚

（土壘から一・六m北に一基残存。塚はあまり大きくなく、東・西・南・北の各辺の長さはほぼ一・六mの方形。狼岩塚の名称であるが、狼岩と思われる大きな岩が、樺山（標高八〇八・九m）山頂から北東約五五〇mにあった。岩は

山の尾根にほぼ南北に長く、約四四・四五mあり、幅は最も広い部分で約一四・一五m、高さは約一二mある岩石である。この岩から東方に五葉山（標高一三四一・三m）を遠望できた。）

8 第八次調査概要（第二回④）

昭和五三年六月七日 晴。釜石市教育委員会で事務うち合せをし、久保省一郎氏宅（釜石市下平田六の三五）にいたり所蔵の古絵図二幅（一幅は元祿十四年四月、他の一幅は元祿十四年七月のもの）を借用す。ついで釜石市唐丹町「本郷生活改善センター」に到り、同所にて調査上の具体的な事務うち合せをとげ、仙台藩の本郷御番所跡を調査。

六月八日 晴。朝六時宿舎出発。南部・伊達両藩が漁業権をめぐって領界争いをした鷲巣崎方面を海上より調査。船は伊勢丸（船主三浦尚二氏）。同乗した小池進・葛西良之進両氏に説明をいただき、両藩の最東端藩境を確認できた。

宿舎に帰り朝食後、鈴木正直氏の案内で、石塚岬の「印杭」調査のため、平田（旧南部藩領）側より登行。途中、追分道標石碑（高さ約六〇cm）を調査する。この追分石碑は釜石市下平田の公民館のすぐ南の旧浜街道東傍にあり、「右はせんたい」と陰刻してある。年月日はない。

十時四〇分石塚岬に着く。旧浜街道の西測約五mの尾根頂上で「印杭」を確認できた。国土地理院二万五千分平田図幅の水準点三一一・七から南東方約三・九mの地点においてである。旧浜街道の東側「印杭」は崖崩れにより消滅してしまっていた。

本郷（旧伊達藩領）側に向って下山途中、一里塚二基並存一对（地元では七里塚といつてゐる）を確認。

六月九日 晴。午前中、鍋倉峠付近および篠倉峠付近を踏査し、午後は篠倉峠の東にある石積（写真68）を調査。但し、日程の關係上、この石積の性格を究明するまでにはいたらなかった。

六月十日 晴。旧国道四十五号線を通り唐丹町本郷経由で早坂方面に向う。花呂辺（旧伊達藩領）より早坂峠を経て佐賀・尾崎白浜に通ずる旧道と山道との追分地点で道標石碑を調査。この石碑は七片以上に無惨にも破碎されていた。破碎面からみて、ごく近年に破碎されたものらしい。

旧街道早坂峠の東方約五〇〇m（旧国道四十五号線沿）の水準点一八六・五m付近より尾根づたいに東方に向い、桐棚の絶壁（国土地理院二万五千分平田図幅標高一二〇m地点）の上より鷲巣崎方面を陸上尾根の藩境より調査。鷲巣崎藩界は六月八日に海

上から確認したのであったが、念のため更に陸上から確認したのである。

(1) 印杭

第七次調査概要の項において、寛保元年と安永九年の文書を引用し、狼岩塚までは境塹が築造されたが狼岩塚以東には築造されずに「印杭」であったことをのべておいた。

このことを示す資料として新らしく次の絵図と文書を掲げることにする。

(1) 久保省一郎氏所藏絵図その一

「此度、アマニ江御國絵図指上候付、奥州南部御領分与

仙台領分御境目相改双方際絵図取替申候通相違

無御座候、為後証仍如件

松平陸奥守

松本采女印

元祿十四年四月十三日

同

山口内記印

大河内源大夫印

同

(2) 同上所藏絵図その二

「
南部信濃守内

七戸長右衛門印判

元祿十四年 辛巳年七月

瀧 六右衛門 印判

「元祿十四年己七月

井上大和守様 江御上

被成候際繪図之写」

(4) 『北上市史』第四卷二六九と二七〇頁所収寛保元年(一七四一)九月唐丹村境に印杭立てるにつき書上げ文書

さて、(4)文書は伊達領から南部領へと南から北方に向う旧浜街道の石塚峠(第一図(4))において東側に印杭を立てたときのものであつて、伊達藩領側の記録である。まず「南部(藩領)より印杭を相立られたとき由を申し來り候につき」その旨を上司に申達したところ認可があつたので、南部側の閉伊田(平田)村の肝入市右衛門・古人長兵衛・長三郎・組頭万兵衛・左兵衛・門七の六人と伊達側の氣仙郡唐丹村古人儀兵衛・同久四郎・肝入与次右衛門の三人が立会の上で印杭を立てたといふのである。「印杭を相立て候場所は、唐丹村より南部への往還街道より東の方は八尺ほど引上げ、御境嶺より南部(藩領)の方へ相立て申し候。印杭は栗の角材で高さ五尺ほど、面(どり)は六寸、厚さ五寸、(表)面に『これより北は南部領』と書き申し候」。「このほか脇書は御座なく候」。「印杭を相立て申し候所は、山を少し切崩して掘立て、印杭の根前に四方一尺五寸ほどに高さ六寸に石をすへ」たと。

西側の印杭は「此印杭、去々年、此方様より立てられ候」とあるから、東側印杭より二年前の元文四年(一七三九)に、伊達藩領側からの要請で南部藩側が立てたのであつた。今回確認されたのは、この印杭であつた。東側のものは既に度々の道路改修拡幅工事により消滅してしまつていた。それだけに今回確認された印杭は貴重なものというべきである。

西側印杭は長径約二二cm、短径約十七cmの梢円形の栗材で、高さは地上約二〇cmのみ残存し、上部は失なわれていた。そのまわりに石敷(浜石もある)があつた。印杭の位置は、旧浜街道幅の中央より西側約五mで、現道路面よりの高さは約一mである。

(2) 最東端太平洋岸における藩境界

南部・伊達両藩の藩境塚ならびに印杭による境界線は、西方奥羽山脈の駒ヶ岳（標高一一九・八m）から東は太平洋岸（唐丹の桐ヶ浦付近の鷺巣崎）まで総延長概数約一三〇kmである。

この藩境界の最東端を確認するため、海上と陸上とから調査した。この海洋は世界三大漁場の一つに数えられる所謂三陸海岸である。そのため漁場をめぐって藩境界争いがあつたのも当然であつた。

『北上市史』第四卷一六四〇一六五貞所収「唐丹浜方面の領境出入につき書留」嘉永四年（一八五二）頃の文書によると
「嘉永三戊春、右桐ヶ浦江平田村久保之市兵衛本人にて大石（註、唐丹湾南岸の地名）杯も加入致候様子にて、庄三郎と申者大方にて立綱相立候処、当國より指支候処、南部にてハ大驚じりより南部之内ニ候。後チニ而取合ニ相成、此方にて御上様江相達し御代官様・大肝入様等御通村被遊御見分成被置、南部よりも御代官様等、同所江通村致見分改、毫ケ年中出入致候。翌嘉永四年之春、今泉御代官様・大肝入様より仰被出候ハバ、以来御絵図通り、にごり浜ハ、南ハ仙台領ニ有之候。從而郡境致候事。」

とあり、藩境界争いが、漁場にまで及び、一か年中、出入りがあつた後、協定になつてゐる。

このときの協定境界は、平田と唐丹が釜石市に合併した現在でも、平田・唐丹それぞれの浜の権利（漁業権）の境界となつてゐる。

鷺巣崎に境界を示す「十字の印」を確認することができた。この「十字の印」と鰐島・大浅根（調査の時には海潮の関係で現われていなかつたが、波の強い日などには、シブキが立つ所だという）を結ぶ線が現在も境界になつてゐる。

(3) 旧浜街道の七里塚

既述しておいたように、一里塚（土地では七里塚と呼称している）二基が並存していることを確認できた。藩境調査とは直接関係がないので実測はせずに写真撮影だけに止めたが、その所在位置からみて大曾根一里塚であることは明白である。

その理由を述べることにする。

第一、久保省一郎氏所蔵、元祿十四年四月古絵図に明記されてある。

第二、県厅に『大正十一年レ十五年

史蹟名勝天然記念物

庶務課』

という標題のある文書綴がある。

この文書綴のうちに

『大正十一年十一月十六日

氣仙郡長 下斗米末藏

内務部長大森佳一殿

一里塚調査ノ件

客月九日庶第五四六二号ヲ以テ御照会ノ首題ノ件ニ閑シ部内、左記町村ニ就キ別紙ノ通調査候条、此段及回報候也』
という文書が収められてある。このうちに現在金石市に編入された唐丹村分について、次のとく記載されている。

「唐丹村

一、名称 七里塚、岩ノ沢ノ二個所

二、所在地 唐丹村字大曾根八六、三三番、

二個一対

唐丹村字片岸地番ナシ

三、地目反別

唐丹村字大曾根ハ二個一対 拾坪（山林）

全 字山岸ハ二個一対 拾坪（原野）

四、所有者ノ住所氏名

唐丹村字本郷百十九番地ノ二ノ一

千葉運誠

全林有地

五、形状寸尺、高サ等 土盛セシ形状ニシテ高サ五尺乃至一丈位

六、現状 唐丹村字片岸ノ一個所ハ明治廿九年六月十五日大海嘯ノ為メ破壊セラレ殆ンド平地ニ均シ原野トナレリ

七、由来伝説等 旧南部通ノ浜街道ナリ

八、管理保存ノ方法

爾來自然ノ管理ニシテ別段ノ方法ヲ講ゼズ」

以上によつて、今般確認された一里塚は大曾根一里塚であることは明白である。
さて、土地では七里塚と呼称していることについて蛇足ながら敷衍しておく。

近世陸上交通道路の整備は慶長八年（一六〇三）江戸日本橋を架設し、里程の起点とし、翌九年から東海・東山・北陸諸道の道路を修補し道幅を五間とし、三十六町一里ごとに方五間の一里塚を築き、その上に榎とか松などを植えさせ、そのうち西南諸道にも一里塚を設けたというのが通説になつてゐる。

ところで、徳川氏以前に織田信長が永祿十二年（一五六九）頃から、平定した分国（支配地）内の関所を廃止して東海・東山両道に沿つて分国内の宿駅・道路・橋梁を修補し、天正三年、四年（一五七六）頃には尾張国内にある東海道筋は道幅三間二尺（或は三間半だともいう）、脇道（主要な支線道路）は二間二尺、在所道（支線道路）は一間と定め、松・柳などを植えさ

せたことは、市街地以外において道幅を制定したという点において最初のことであるという。また、天正十四年（一五八六）に三十六町を一里と定め、一里ごとに一里塚を築き、塚の上に松・櫻などを植えさせたのも信長が最初であるという。それまでは、一里には六町（東国の大北条氏分国）、三十六町、三十九町、四十町、四十二町^{注5}、四十四町、四十八町（山陽道）、五十町（筑前）、六十町（今川氏分国）など、まちまちであったからである。しかし、信長の三十六町一里塚制は信長の分国内だけにとどまり、全国的におこなわれたのではなかったことは、当時としては当然のことであった。

さて、何町をもって一里とするかという点については前述の如く多様であったので、一里塚の名称も、地方によってまちまちである。一里壇（岩代）、一里松（篠山・鳥取・徳島）、一里塚松（佐賀）、一本木（庄内）、印木（秋田）、一里林（高知）、そのほか一里山（広島）、一本松（徳島）、二本榎（たとえば江戸の芝など）などともいう。熊本から八代の間では二里塚、三里塚、四里塚などと称した。秋田の二里塚、千葉の三里塚、庄内の十里塚などという名称も熊本・八代間と同様に、ある一里塚を起点としそこからの里程を意味したものであつて、一里塚ではない。

本県においては、主幹奥州街道筋ではすべて一里塚という名称であるが、脇街道である宮古街道（盛岡城下より東海岸岩手県宮古にいたる）では七里塚といった。六町一里制の七里ごとに設けられた塚であったからである。^{注6} 宮古街道のほかに、七里塚という名称は県内の気仙・東磐井・西磐井・江刺（以上は旧仙台領）・和賀・上閉伊・岩手（以上は旧南部領）の七郡にあり、いずれも脇街道である。^{注5}

(4) 藩境調査を終了するにあたって

昭和三九年三月以来、十年以上にわたる藩境調査を今般終了することができた。感慨なきをえない。協力いただいた各地の方々、あるときは山岳の風雪に耐えあるときは炎暑を凌ぎ惜しみなく遂行した岩手大学日本史研究室所属の学生および卒業生の姿など、今も脳裏に鮮明である。

思いおこせば学生のころ、柳田国男の『境に塹を築く風習』のうちに

「境界劃定の為に塹を築いたと云ふ精確な記録は遠野古事記上巻に見えて居る。寛永十八年十一月三日、南部領遠野と仙台領人首ひとかべとの前年来の境目出入、書付を以て落着、翌十九年六月十七日より境塹築始め同二十一日相済む云々」

とあるのを読んだのが、そもそも藩境塹との出会いの最初であった。そして、毎度のように調査略報の冒頭に引用して岩田孝三氏の文を掲げてきたが、岩田孝三氏は一年先輩の同窓で、専攻も共に地理歴史であった。深い因縁を思い、各位に感謝しつつ掲筆する。

註

- 1 『北上市史』第四卷二一九五頁
- 2 同上二九七頁
- 3 四十二町一里制は『晉江真澄遊覽記』（東洋文庫五四）一八五頁に、四十四町一里制は同書一五三頁にみえている。前者は鹿角郡かづのくに（いまは秋田県であるが旧藩時代は南部領であつて、盛岡城下から鹿角郡にいたる脇街道であつた）。後者は津軽藩で、こういつた里程制は中世からの遺制かと考えられる。
- 4 『宮古由来記』（南部叢書第一冊所取）に「寛永十八年、従森岡（板橋註、盛岡藩当局のこと）被御付候に付而は、三閉伊の道法相改、七里塹築立申候様に被仰付候。依之、小元助兵・船越新左衛門兩人、三閉伊道法相改、四拾武丁を毫里と定め、七里詰の塹を築立申候。宮古御水主丁の橋の左右に櫻木、寛永二十年に植」とある（三三四頁、圓点板橋）。
- 5 因にこの書は文化年間に書写されたものである。
- 『花泉町文化財調査報告書』第3集二六頁、昭和四九年三月刊。
- 『岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告』第二号、大正十一年度調査。

江刺郡内にある七里塹という名称のおこりについて、後の報告書は「伊達政宗、六の数を忌嫌し七町を小道一里としてその塹と塹との間は四十二町を以て一里と定めた」という伝承をかけている。この伝承は果して正しいかどうかは未詳であるとしても、鎌倉の七里ヶ浜、千葉県太平洋岸の九十九里浜などは六町一里の

「ただという」

南部氏は中世以来の旧い大名であるから、鶴街道里程に古来からの六町一里制が残っていたのではないか。伊達氏仙台領にしても同様であったと考えられる。

「郷土研究」一ノ三、大正二年五月。

近年、『定本柳田国男集』第十二巻にも再録された。

第三章 藩境塚の築造

一 資料にみえる藩境塚

豊臣秀吉・徳川家康により諸大名の領地が再編成され、南下する南部氏と北進する伊達氏とは、やがて領地が接するようになつた。その両藩の領境を確定・明示するために藩境塚が築造された。西は奥羽山脈中の駒ヶ岳の頂上（三角点一一九・八、詳しく述べ駒形神社奥宮）を起点として東にのび、北上川をこえてさらに東にむかい、ついに三陸沿岸の唐丹湾の北、鷲巣崎（三角点二七八・四の東）にまで達する長大な藩境線が形成されたのである。

この東西方向に延々とのびている藩境線を北上川で東西に二分し、駒ヶ岳から北上川西岸にいたる西半分については、昭和三十九年三月以来三次にわたって調査を実施し、その成果については『南部伊達両藩藩境塚—北上川以西の部』（昭和四十二年三月刊）として報告しておいた。北上川東岸から唐丹湾にいたる東半分は、昭和四十三年十一月から八次におよぶ調査がおこなわれ、その成果が今回の報告となつた。

藩境塚に関する資料は、資料の性格からあるていど所蔵者が限定される。藩境に関する重要な文書・絵図は同じものを二部作成し両藩相互に交換していた。交換された文書・絵図の写本は関係する境古人により代々保存され、さらに代々の境古人による備忘録的な資料も残されている。現在、これらの資料は岩手県立図書館、盛岡市公民館、北上市立図書館、宮城県立図書館、仙台市博物館などの公共機関や両領の古人や肝煎であった家などに保存されている。

数多くの記録・絵図のうち、藩境塚所在確認のために使用した主要な資料を年代順にあげてみると第一表のようになる。

第一表 藩境塚主要資料一覧

		資料名	所蔵者名	摘要	要	資料名	所蔵者名	摘要	要
	略号						略号		
(7)	(7)	寛永十八年十二月三日申合候境目之覚	宮城県立図書館	70 隠洞 / 156 五輪塚の記録、一六四一年、	70 隠洞 / 156 五輪塚の記録、一六四一年、	元祿十二年六月十日唐丹村御他領江御境	釜石市大町三丁目、昆浜の記録、一六九九年、「唐丹ふるかがみ」『北上市史』第	二七四 / 二七五ページ	二七四 / 二七五ページ
(7)	(1)	「延宝九年四月、覚間沢越境畑起こし争論につき協定、小塙新規築造一件」	仙台市博物館	99 黒木二ツ塙 / 122 小峰塚の絵図、一六八年、「北上市史」第四卷一九ページ、資料二四七ページ	99 黒木二ツ塙 / 122 小峰塚の絵図、一六八年、「北上市史」第四卷一九ページ、資料二四七ページ	元祿十四年四月、改新繪図	宮城県立図書館	239 五葉山 / 257 にこり浜の記録、一六九九年、「唐丹ふるかがみ」『北上市史』第	239 五葉山 / 257 にこり浜の記録、一六九九年、「唐丹ふるかがみ」『北上市史』第
(6)	(2)	元祿十一年四月九日御境塚間敷之事	江刺市米里、千葉作右衛門	172 物見峠 / 99 黒木峠武塚の記録、一六九八年、「上内沢采女由来記」『北上市史』第四卷一八〇 / 一八一ページ、資料一八二ページ、資料	172 物見峠 / 99 黒木峠武塚の記録、一六九八年、「上内沢采女由来記」『北上市史』第四卷一八〇 / 一八一ページ、資料一八二ページ、資料	(元祿十四年四月十三日、田、久保省	釜石市下平	3 土橋境塚 / 256 鷺巣崎の絵図、一七〇一年、「北上市史」第四卷一八七・七九九八〇三ページ、資料一三五 / 一三七ページ	3 土橋境塚 / 256 鷺巣崎の絵図、一七〇一年、「北上市史」第四卷一八七・七九九八〇三ページ、資料一三五 / 一三七ページ
				239 五葉嶺 / 256 鷺巣崎の絵図、一七〇一年、					

資料 略号	資料名	所藏者名	摘要
○	公義江御國繪 図指上候付奥 州南部御領分 与仙台領分御 境目改双方際 繪圖」	一郎	
○	元祿十四年七月 月、井上大和 守様江御上被 成候際繪圖之 写	釜石市下平 田、久保省 一郎	釜石市下平 の繪圖、一七〇一年、 写真77
○	正徳甲午八月 六日御境御改 間數並ニ印 □田瀬	北上市立図書館	172 物見峠 / 156 五輪峠 の繪圖、一七一年、 『北上市史』第四卷
○	寛保元年九月 ノゑ寸	遠野市、赤	八〇四 / 八一六ペ1 ジ、資料 一三八 / 一四四ペ一ジ
○	廿五日仙台御 御境通り御山		156 五輪峠 / 237 三勝 記録、一七四年、

資料 略号	資料名	所藏者名	摘要
○	境筋品々御境 奉行書上	盛岡市公民館所蔵写 本、『北上市史』第 四卷一九二 / 二〇一 ページ、資料二七九 / 二八五ページ	
○	延享五年六月 廿三日遠野仙 台領御境務相 廻候書上帳	東京大学史 料編纂所（ 写本）	156 五輪峠 / 237 三勝 の記録、一七四八年、 新田政商著「三翁昔 語」後編、東京大学 史料編纂所所蔵写本
○	安永五年三月 御境書上帳	和賀郡東和 町倉沢、菅 野直人	52 赤部峠 / 66 大鹿峠 の記録、一七七六年、 『北上市史』第四卷 一一三 / 一二四ペ1

資料略号	資料名	所蔵者名	摘要	要
②	安永五年三月 仙台御領御境 廻書上帳写	宮城県立図書館	ジ、資料二九〇一 二九一ページ 66大鹿峰と156五輪峰の記録、一七七六年、	ジ、資料二九一 二九七ページ
③	〔安永五年三月〕仙台御境 筋御通付名御 留帳	和賀郡東和町倉沢、菅野直人	3西ノ御境塚と66大鹿峰の記録、年月の記載はないが④のと 一連のものとみられる（一七七六年か）、	ジ、資料二八五 二八六ページ
④	安永九年三月 男 遠野市中央通り、昆盛	嘉永元年九月 仙台御領御塚 上置御修復井 竹木刈払入用 御人足積高木 通田瀬村覚	156五輪塚と99黒木塚の記録、一八四八年、	ジ、資料二九一 二九七ページ 156五輪塚と237三又の記録、一七八〇年、
⑤	『北上市史』第四卷 記録、一七八〇年、 『北上市史』第四卷 二二四二二四ペー	宮城県立図書館	『北上市史』第四卷 三四〇と三四五ペー ジ、資料三八六 三八八ページ	ジ、資料二九一 二九七ページ 156五輪峰と237三又の仙人峰の絵図、一八五一年、資料

資料 略号	資名名	所藏者名	摘要	要
②	「年月不明、 平野工司所藏 再新絵図」	和賀郡東和 町宮田、平 野工司	3 (立花土橋) 挾塚 156 五輪塔の絵図、 年月・標題の記載は ない、	一六二(一七三ページ) 第一表はカキ子の項を除き、佐々木博康が作製し、立花盛勝がカキ子を補つた。

注

1 資料の標題の収録にさいしては、つとめて原文書に近い形にしたが、文章の体をなしているものは原文書の行にこだわらず改行せず統けた。改行をしめしたいばあいは、／(斜線)の符号を用いた。

原資料に標題を欠くものには、便宜のため仮題を付した。標題のつけ方はつぎのようとした。

年月日標題 標題が原文書の標題と同一のばあい

〔年月〕標題 年月不明なので推定によるばあい

〔年月標題〕 仮題のばあい

2 各資料の標題の上に、便宜のため資料略号を付した。

3 所蔵者名はつぎのとおりにした。

公共機関名 所蔵者が公共機関のばあい

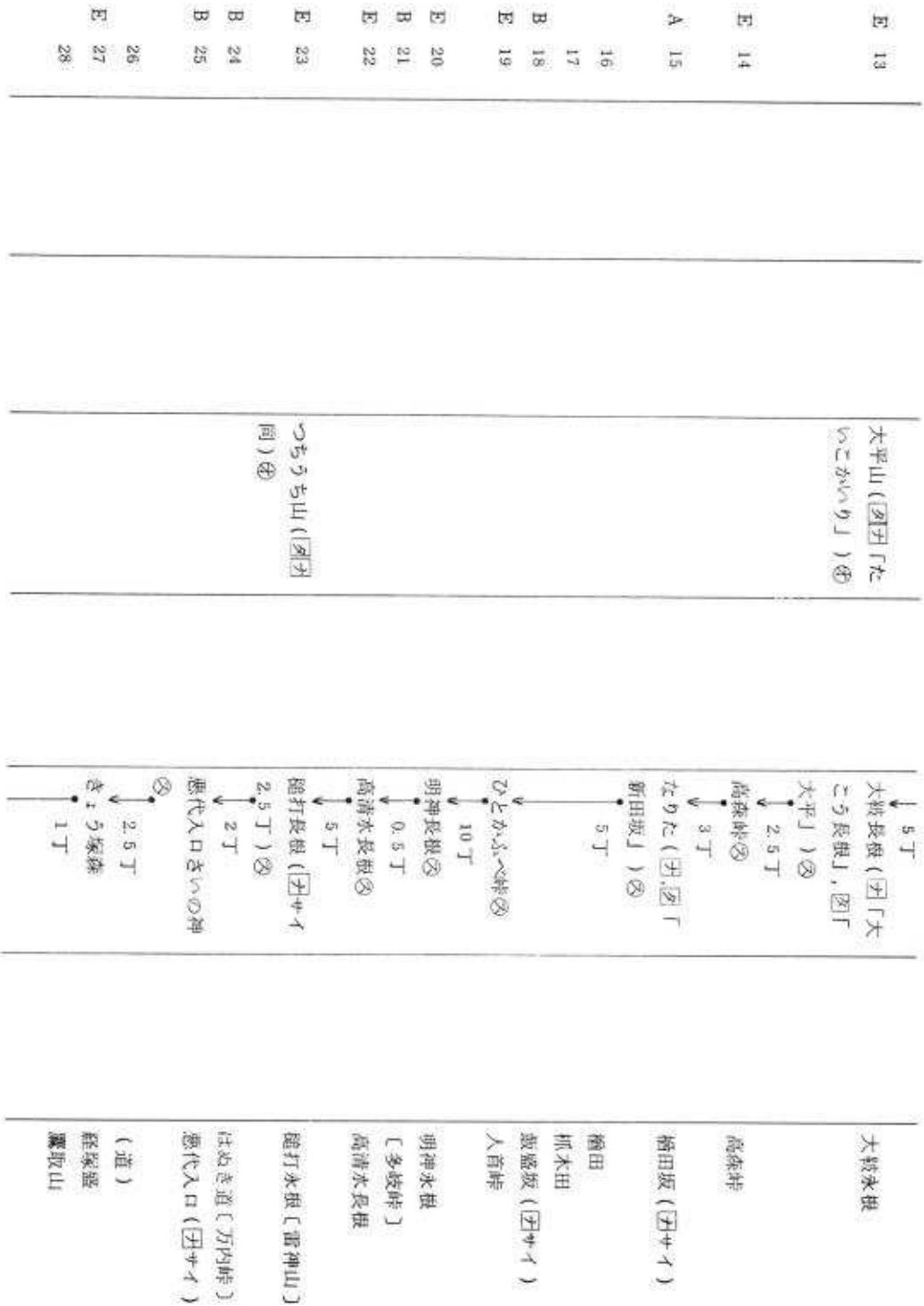
市町村名、氏名 所蔵者が民間人のばあい、市町村名は大字(おおあざ)

でとどめた。

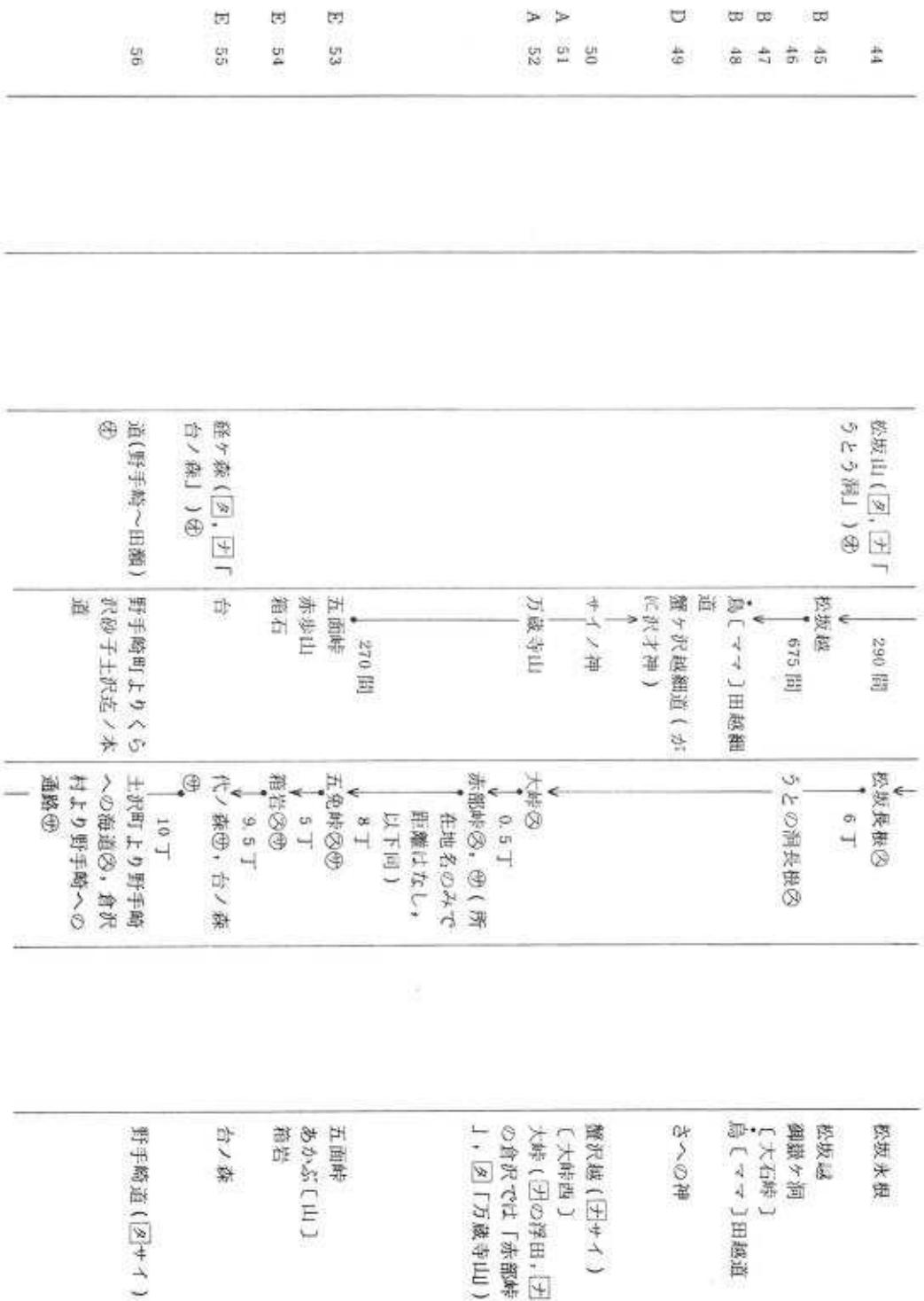
4 摘要欄には、資料に記されている藩境塹の所在範囲(塹の名称の上に付してある洋数字は塹の整理番号)・西歴年号(資料の和年号を換算)・所蔵者名(活字印刷で刊行されたもののばあいは、「著書名」巻ページとした)、

第一表 主要資料による藩境塹一覧

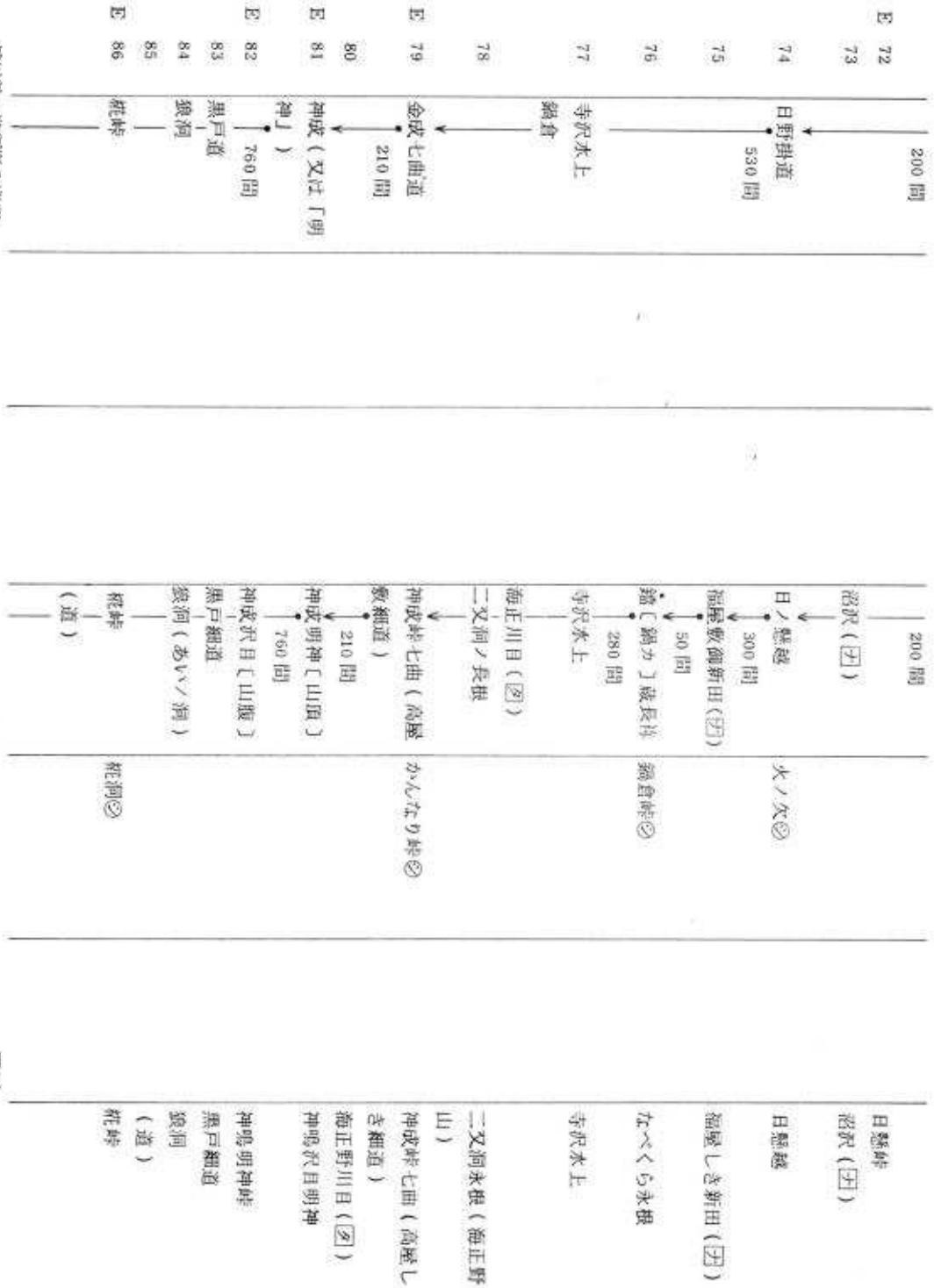
整理番号	○ 1641年	○ 1681年	○ 1698～1701年	○ 1714年	○ 1776年	○ 1811～1848年	○ 年代不明
1					(北上川岸) ○ ↑ 10 T		
2			道(岩屋堂～立花)		土橋往來(立花村 ～下門岡村) ○		
B 3			土橋境塹(西田同)		西ノ御境塹(「仙 台御領御境保内」 方) 3間) ○		(挑塹)
B 4					中之御境塹(間ノ 沢、「仙台御境塹 辰巳ノ方」1間)		間沢(挑塹)
B 5				○ ↓ 2 T	東ノ御境塹(やく ひゆう岬、仙台御 領御境塹南ノ方) 1間) ○		
E 6					やくひゆう岬(
E 7					・(御り)坪カ入 之岬) ○		
E 8					横岩		
9					横岩		
E 10					天狗ヶ入崎(
A 11					寺坂(○ + 410石)		
E 12			○ ↓ 50 T		寺坂		
			おの尻(をの坂		



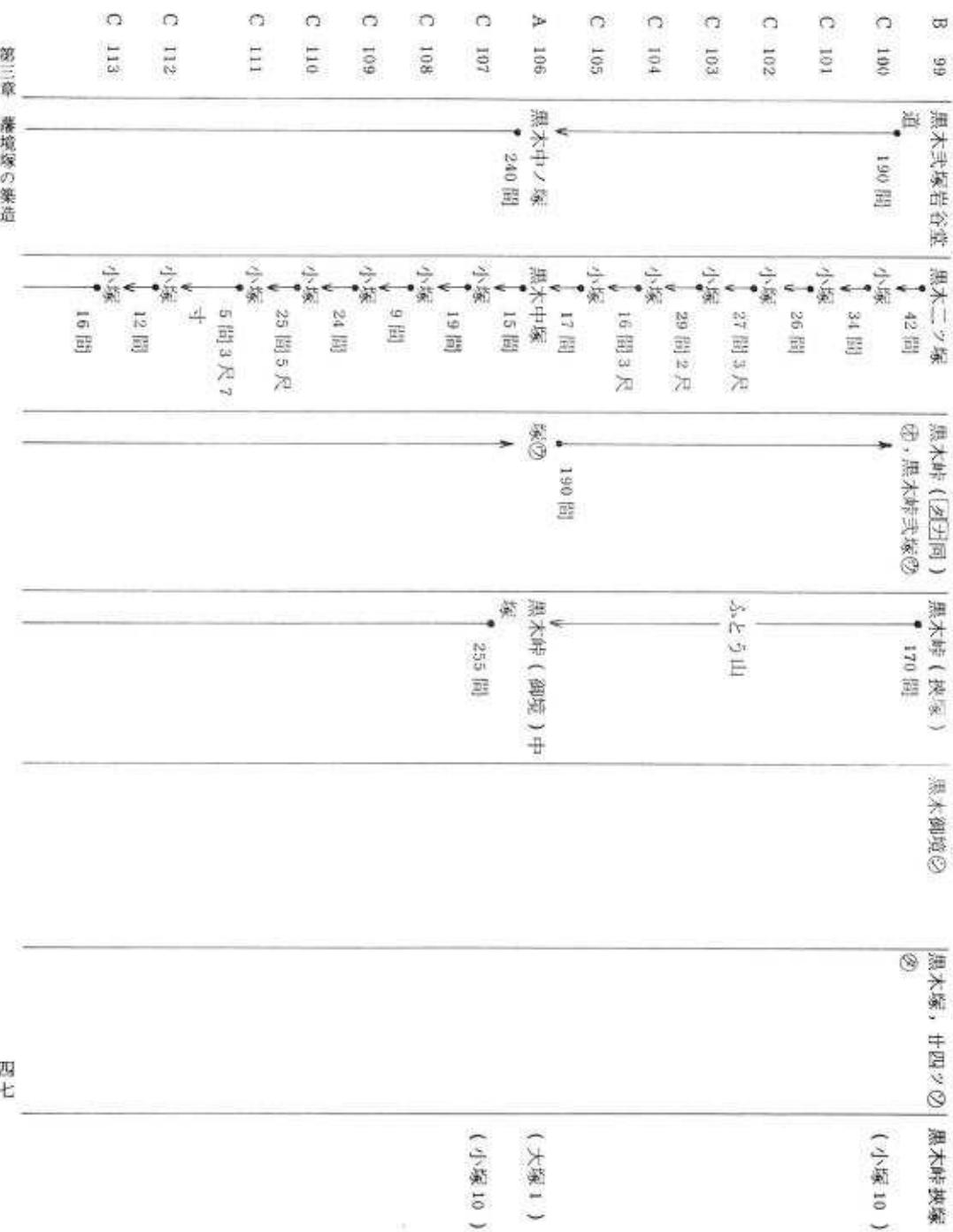
整理番号	○ 1641年	○ 1681年	○ 1701年	○ 1714年	○ 1776年	○ 1841～1848年	○ 年代不明
B 29					岩井時 [○] 6丁		水押村道〔ヤハズ森〕
E 30					日〔ママ〕洗山 1.5丁		獨立水根 日〔ママ〕洗山
E 31					つばな・谷地長根 [○]		西つみの谷地 (道、文字不明)
E 32					2丁		黒ノ集 金 ^{シル} 消
E 33					大横掛 [○] 3丁		大横懸〔山〕
E 34					黒ノ集 [○] 3丁		
E 35					物見跡 [○] 1丁		
E 36					「口内水籠し浮田 ト三ヶ村三境」 240間		
E 37					萱森 [○] 5.5丁		
E 38					大沢長根〔 [○] +イ〕 [○]		
E 39					松崎越道 5丁		
A 40					600間 サイカム 新助洞		
E 41					大洞長根 [○]		大洞水根 〔芦荻越〕
A 42							小豆沢越
B 43					小豆沢隧道 [○]		
					道(上口内～浮田)		



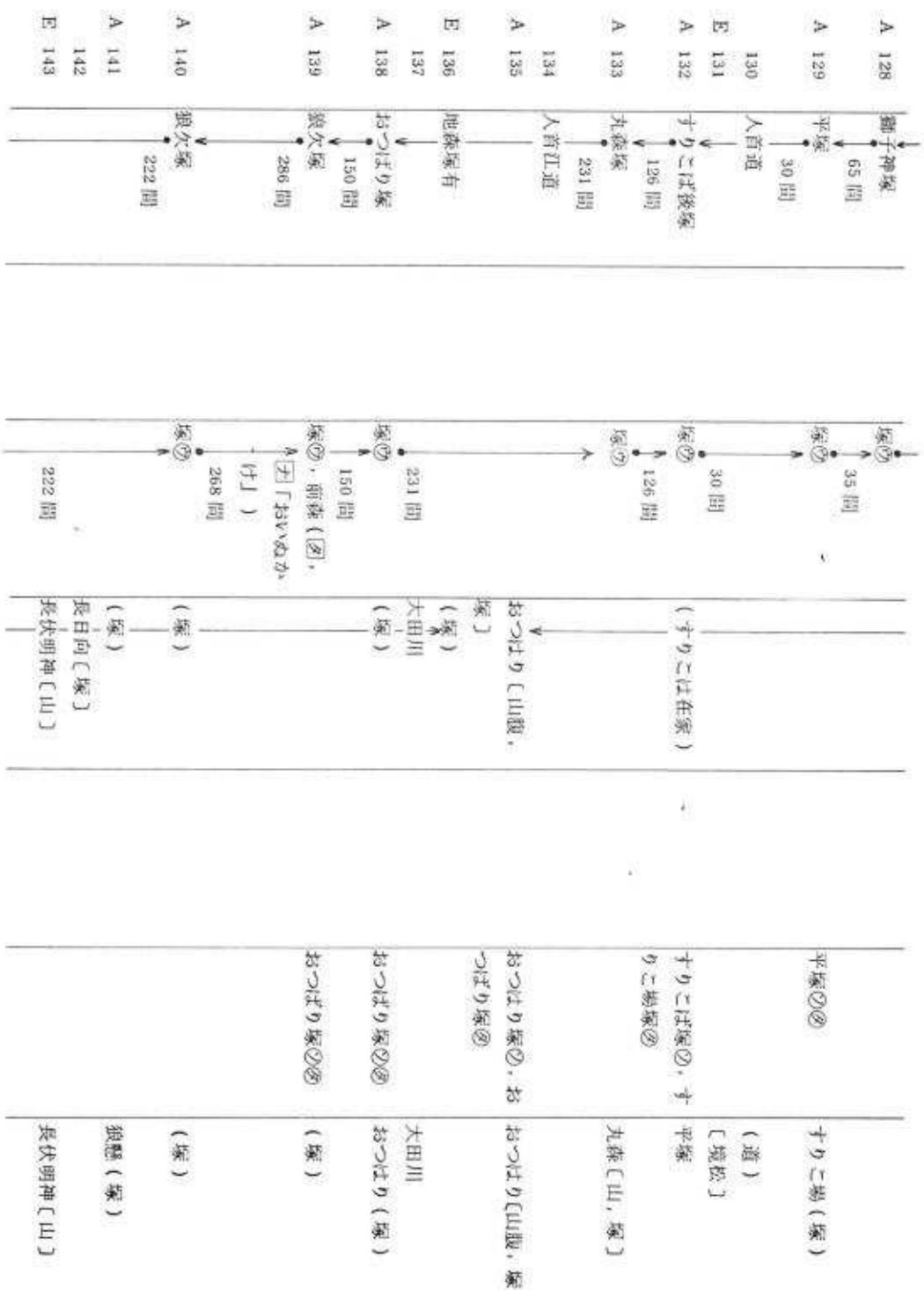
整理番号	○ 1641年	○ 1681年	○ 1698～ 1701年	○ 1714年	○ 1776年	○ 1841年 1848年	○ 年代不明
E 57			柳清水 (夕ノ同) ②	境ノ清水	境之清水 (柳清 水) 2 T 一ヶ石 ○ 7～8間		境の清水 すり口 (一字不明, こか) 場 一本木
E 58				一本木			
E 59					二ヶ石 ○ 3 T		
E 61					おうや馬峰, おか りや時 ○ 6 T		
E 62					鳥谷場長根 ○ 9 T		
E 64			また時 中タケ (中竹) 725間 大竹山 (夕, 夕) 大鹿山) ②	また時 ○, また長 根 ○ 11 T	鳥谷場長根 倉口 (馬力) 中根 大鹿峰		
E 65							
E 67							
E 68							
E 69							
E 70	観洞 205間	(錆)	龍洞 不動岩 かくえい洞 205間	狼洞 龍洞 不動山 龍洞峰			
71	蒲道坂道		サイン神ふどう坂	ふどふ坂 ○			葡萄坂 (タサイ)



整理番号	櫻川城 墓室等の構成		圖K	◎ 年代 不明
	○ 1641年	○ 1681年		
87	続時妻ノ神道		サインノ神社越	杭崎越
E 88	細洞崎 310間		細洞崎 150間	細洞〔崎〕
E 89	水木(赤木道郷 國の森) 255間	内大野	水木崎 水木崎○	水木崎
90		内大野越(内野越) 120間		内大の越
E 91	長洞 525間	つちこが森(つちこ) 135間	から笠崎○	
E 92	四つ繪 四つ繪道覚問沢 野手崎道覚問沢	長洞〔山〕 525間 のぞき岩 四極長根〔山〕 覚問沢越	長洞〔山〕 のぞき〔きか〕石○ のぞき岩 四極水根〔山〕 覚問沢越	
E 93				
E 94				
F 95		昔塙三有 箱石長根	昔塙三ツ有 箱石永根	
E 96				
E 97	箱石 351〔1段 の格不明〕 間、(計 3,345間)		箱石○	大岩 箱岩
E 98	大石 箱石 黒木長根〔山〕			



整理番号	○ 1641年	○ 1681年	○○○ 1698~1701年	○ 1714年	○○○○ 1776年	○○ 1841~1848年	○ 年代不明
C 114		小塚 19間2尺 5寸					
C 115		小塚 16間					
C 116		小塚 21間					
C 117		小塚 17間3尺					
C 118		小塚 15間3尺 5寸					
C 119		小塚 12間5尺					
C 120		小塚 12間3尺					
C 121		小塚 16間					
A 122	小町塚 49間	小町塚 249間 49間	小町(塚) 600間 松武木有(塚)	小町(塚) 600間 松武木有(山)	小町塚○	小町塚○	小町塚
A 123	獅子神塚 66間	塚○ 66間					
A 124	獅子神塚 22間	塚○ 22間					
A 125	獅子神塚 41間	塚○ 41間					
A 126	獅子神塚 102間	塚○ 102間					
A 127	獅子神塚 22間	塚○ 22間					



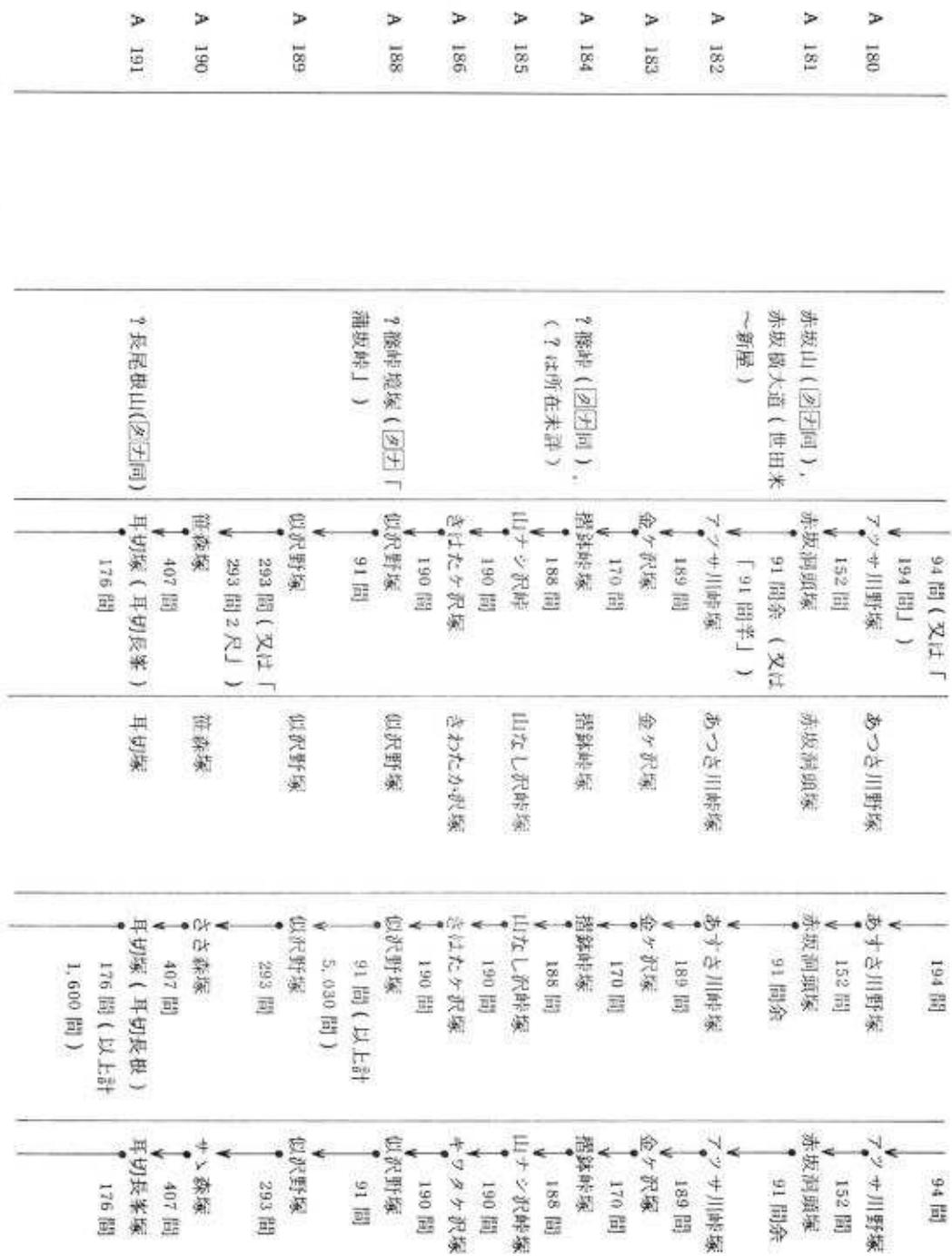
整理番号	○ 1641年	① 1681年	△ 1698～1701年	○ 1714年	◎ 1776年	○ 1841～1848年	○ 年代不明
							明神平塚
A 144	明神長根塚 510間			明神堂御境塚	明神平	明神長根	明神平塚
E 145	南山道			970間			南山道
E 146				南山道			南山時
D 147				南山時			〔明神長根・長者屋 しき兩塚間のサイノ カミ塚〕
A 148	長者屋敷塚 395間			510間		長者屋敷塚の 〔塚〕	長者屋敷〔塚〕
E 149	早坂道			485間		長者屋しき跡	長者屋しき跡
A 150	早坂長根塚			395間		早坂細道	早坂細道
A 151	302間			302間		早坂永根〔山、塚〕	早坂永根〔山、塚〕
A 152	笛森長根塚 392間			笛長根〔塚〕		笛長根塚の跡	笛永根〔塚〕
E 153						芦か沢	
E 154	五輪塚			392間		てんや場	てんや場
A 155	192間			(塚)	砥添〔山、塚〕	五輪塚〔山、塚〕	五輪塚〔山、塚〕
B 156	五輪塚、遠野上 り人首道			1,075間	五輪塚〔塚〕	五輪塚の跡	五輪塚〔道、塚〕
④				五輪塚〔塚〕			
五輪塚南塚				10間			
五輪塚北塚				⑤			

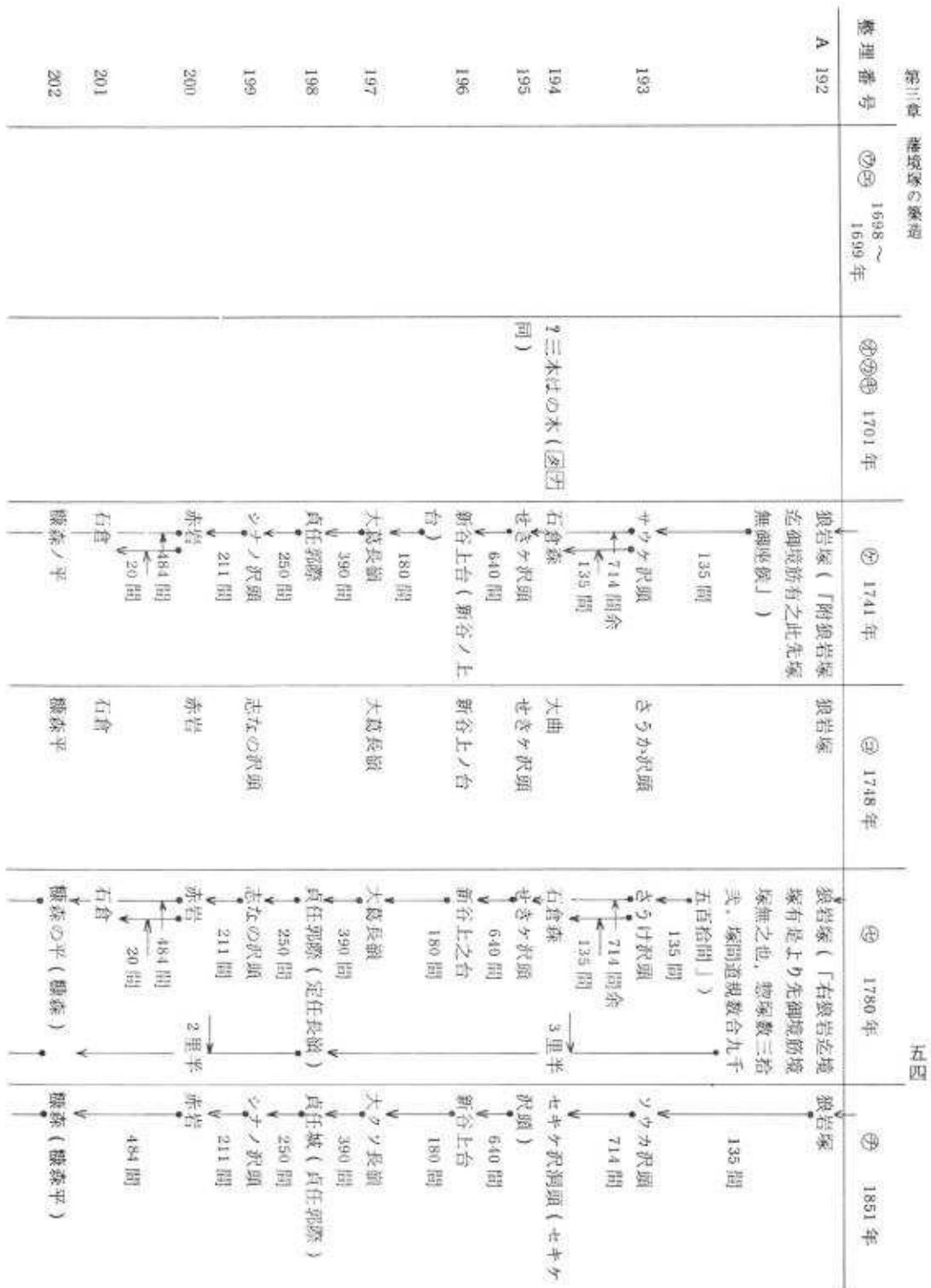
整理番号	⑦ 1698～1699年	⑧ 1701年	⑨ 1741年	⑩ 1748年	⑪ 1780年	⑫ 1851年
B 156	五輪塙(塙)	100間	五輪塙	100間	五輪時塙	五輪時塙(塙二)
A 157	塙(塙)	240間	南宮御板屋場塙	213間(又は 243間)	南部御板屋場塙	南部御板屋場塙
A 158	塙(塙)	450間	沢内洞頭塙	455間	沢内洞頭塙	沢内洞頭塙
A 159	塙(塙)	655間	川下少長塙	336間	川下少長塙	川下少長塙
A 160	塙(塙)	485間	川下少長塙	299間	川下少長塙(内川下 少長塙)	(内川下少長塙)
A 161	塙(塙)	125間	毛ナシ時塙(毛無時 塙、塙江石塙)	336間	毛なし時塙(塙江石 塙)	(毛無時塙) (336間)
162	塙(塙)	50間	柴通塙	171間	柴通塙	シバトウシ塙
163	塙(塙)	180間	笛森塙	288間	笛森塙	笛森塙
A 164	塙(塙)	310間	種ヶ沢洞頭塙	141間	種ヶ沢洞頭塙	種ヶ沢洞頭塙
A 165	板橋(塙)②	225間	板橋塙	141間(以上計 2,880間)	板橋塙	板橋塙
A 166	塙(塙)	325間	大フキ棚塙	269間	大フキタナ塙(大吹 塙)	大フキタナ塙(大吹 塙)
167	塙(塙)		ヒルガ沢塙	166間	ひるが沢塙	ヒルガ沢洞頭塙

深川海 稲葉塙の變遷

[41]

整理番号	② 1698 ~ 1699年		③ 1701年		④ 1741年	⑤ 1748年		⑥ 1780年	⑦ 1851年
	日	月	日	月		日	月		
A 168	塙	684間			箱根石塙	637間		箱根石塙	637間
		460間			箱根石塙	440間		箱根石塙	440間
E 169	箱根石御境塙	302間			箱根石	370間		箱根石	370間
E 170	江刺南部御境塙	60間			物見岩	5丁		物見岩	5丁
A 171	南部と氣仙江刺御境	220間			本船塙	3〔ママ〕94間		本船塙	5〔ママ〕94間
A 172	物見塙	373間			物見塙	373間		物見塙	373間
A 173	赤岩塙	207間			赤岩塙	207間		赤岩塙	207間
A 174	トウセイ長峯塙	240間			とうせひ長嶺塙 (とう せい長嶺塙)	240間		トウセイ長嶺塙 (トウ せい長嶺塙)	240間
A 175	せき屋場塙 (セキヤ 場塙)	488間			せき屋場塙	488間		関谷場塙	488間
176	フナノ木向	250間			ふなの木向	240間		あつさ川沢塙	442間
177	フナノ木	11間			ふなの木	11間		ミノワ塙	
A 178	アツサ川沢塙	442間余			あすさ川沢塙	442間余			
A 179	三ノ輪塙	の輪塙							





203

48間

48間

48間

頭無ヶ沢合

頭なし沢合

頭ナシ台

頭なし沢合(頭無沢合)

頭ナシ台

204

32間

32間

32間

70間

70間

70間

48間

48間

48間

205

70間

70間

32間

32間

32間

206

560間

560間

赤岩沢(赤岩沢頭)

赤岩沢(赤岩頭)

赤岩沢頭

207

250間

250間

金沢之上洞合

金沢の上洞合

金沢洞合之上

208

110間

110間

アヒノ山嶺

アヒの山嶺

アヒノ峯

209

200間

200間

アヒノ山台

アヒの山台

アヒノ峯

210

300間

300間

大蕨(平ノ大石)

大蕨(わらび)

大蕨

211

230間

230間

大曲り

大曲り

大曲り

212

30間

30間

大曲り

大曲り

大曲り

213

250間

240間

蕨味之内石倉

蕨味(マツミ)内石倉

蕨味(マツミ)内石倉

214

350間

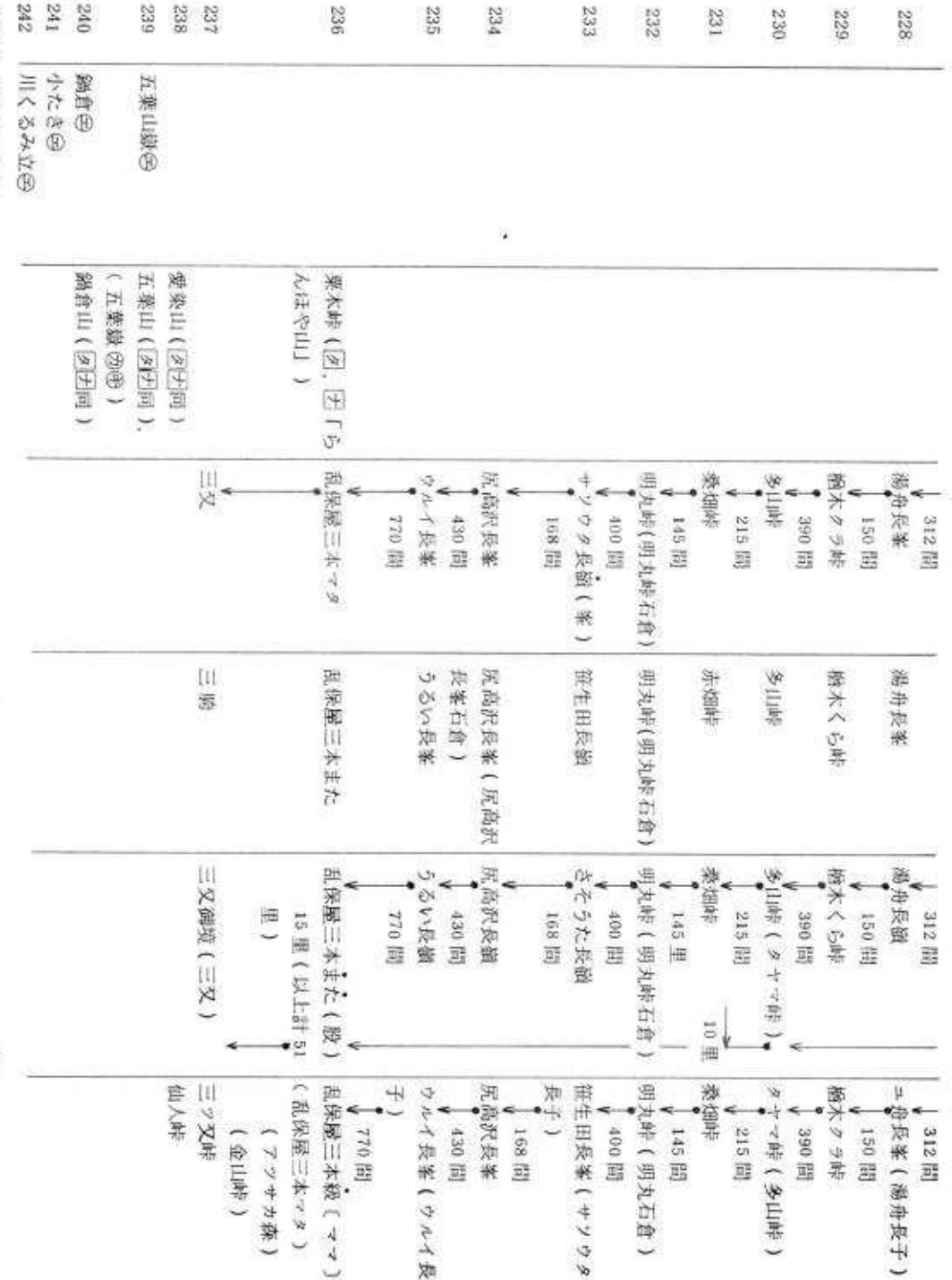
350間

ワラビ留り(蕨留り)

ワラビ留り(わらび留)

ワラビ留り(ワラビ留)

整理番号	西暦 1698.~ 1699 年	西暦 1701 年	西暦 1741 年	西暦 1748 年	西暦 1780 年	西暦 1851 年
			④	⑤	⑥	⑦
215			砂子沢カツヨシカ 田洞(頭)	砂子沢かつちよしケ田 田洞頭	砂子沢かつちよしケ田 田洞頭	砂子沢カツヨシカ 洞頭(砂子沢カツヨシ 田)
216			外ワカトタラ 340間	外わかとくら 340間	外わかとくら 340間	外ワカトタラ 340間
217			大谷地洞頭 310間	大谷地洞頭 310間	大谷地洞頭 310間	大谷地洞頭 310間
218			内ワカトタラ 130間	内わかとくら 130間	内わかとくら 130間	内ワカトタラ 130間
219			またヶ嶺 510間	またか峯 510間	またヶ嶺(股ヶ嶺) 706間	又ヶ峯(マタカ峯) 706間
220			柴刈峰 140間	柴刈峰 140間	柴刈峰 2里半	柴刈峰 140間
221			三斗畠 450間	三斗畠 450間	三斗畠(三斗畠峯) 450間	三斗畠(三斗畠峯) 450間
222			ナメリ時 549間	なめり時 549間	ナメリ時 549間	ナメリ時 549間
223			大森 590間	大森 590間	大森(大森ガマ石) 590間	大森(大森ガマ石) 590間
224	高河原山(タチノ同)	竹川原峠 215間	赤羽根峠妻神 赤羽根峠妻神 (「從是南仙台領と印杭」)	赤羽根峠妻神 (「從是南仙台領と印杭」)	赤羽根峠妻ノ神(赤羽 根峠妻ノ神(「從是南仙台領と印杭」))	赤羽根峠妻ノ神(赤羽 根峠妻ノ神(「從是南仙台領と印杭」))
225	道祖神畔(タ), 因「 妻神山」), 道(上 有住~赤羽根), 有 住畔(タ), 王(妻神 山)	290間	赤羽根峠妻神 (「從是南仙台領と印杭」) 有之印杭有」	赤羽根峠妻ノ神(赤羽 根峠妻ノ神(「從是南仙台領と印杭」))	赤羽根峠妻ノ神(赤羽 根峠妻ノ神(「從是南仙台領と印杭」))	赤羽根峠妻ノ神(赤羽 根峠妻ノ神(「從是南仙台領と印杭」))
226	越たわ山(タチノ同)	仙台御飯屋場嶺 210間	仙台御飯屋場嶺 210間	仙台御飯屋場峯(御飯 屋場峯 210間)	仙台御飯屋場峯(御飯 屋場峯 210間)	仙台御飯屋場峯(御飯 屋場峯 210間)
227		小枝長嶺		小枝長峯	小枝長嶺(小枝長峯)	



整理番号	概要等の説明	日付	年
243	松倉山(○)	○○○○ 1698年	○○○○ 1699年
244	葉山(○)		
E 245	篠倉山(○)		
246	芦沢山(○)		
247	七倉山(○)		
248	小黒山(○)		
249	大角山(○)		
250			
E 251			
252	板〔マツ〕木山(○) 松〔マツ〕木山(○) 〔五同〕, 板木山の申		
253	大とや山(○)		
254	たかいとや山(○)		
255	米揚場(○)		
256	鷺の巣山(○)		
257	にこり浜(「鷺の巣 山之下海水きわに御 境」) (○)		
258	にこり浜より卯之方 江見浦(○)		
259	鷺の巣鳴内さいか川 沖さいかま(○)		

1 主要資料にみえている藩境塚（この場合の「藩境塚」とは、藩境塚および藩境のめじるしになつてゐるもの）を対比検討するために第二表を作成してみたところ、資料は156五輪作（塚塚）で二分したかたちで記載されていて多かった。それゆえ、3立花土壁塚^{はづか}から五輪塚にいたるまでの前半については、資料略号でしめすと、左から、①、④、⑤、⑨、⑩、の、
⑦、⑧、⑩、そしてもとも右の欄には年代不明の⑥をおくというようにして七つの欄にわけて表示した。また、五輪作から²⁵⁹驚の巣塚内さいかに沖きいかまでの後半は、②、③、⑥、⑦、⑧、⑨、の六欄とした。資料略号と同じ欄にある西暦年号は資料の作製年をしめしている。

2 表のもつとも左にある整理番号は、他の表や図版・写真に付してある整理番号と一致するようにした。

3 ①から②までの欄にみえる塚名直後にある略号は資料の出典をしめしている。また、●●●（上下方向の矢印）は資料にみえる塚間相互の測定位置をあらわし、その右に資料の測定数値をかけた。

4 ①（カツニ）内には、塚名の異称、塚の説明を、「+」（カギカブコ）は記録・絵図からの引用文を、「〔 〕（キツコウ）は執筆者による補注をかけている。また、タは伊達領内の、ナは南部領内の、サイはサイノカミ塚の略符号である。

5 資料を対比検討してみた結果、年月不明の⑥は、①②③④⑤⑨の塚名等、その順序、塚間相互の距離などと合致するところが多いから、②の作製された時期については一六九八（一七七六年ごろ）におさえるのが妥当である。
6 第二表は②⑤⑨の項を除き、佐々木博康が作製し、立花敏勝が①③⑦を補った。

二 藩境塚の現況

藩境塚の現況調査にあたっては、³立花土橋挾塚から¹⁵⁶五輪峠までは、主として略号④⑤⑥⑦の資料に準拠し、¹⁵⁶五輪峠から²⁵⁹鷺の巣峠内さいかに沖さいかまでは、⑨⑩⑪の資料によつて実施したのである。調査の結果を表化したのが、第三表であり、図示したのが第一・二(1)～(4)図である。

さて、『藩境塚および藩境のめじるしになつてゐるもの』の調査の結果、数多くの新事実が判明した。その記録を詳細にのべておくべきであろうが、そうすると、わりあてられたページ数を超過してしまい、定められた印刷費をオーバーする恐れもでてくる。そこで、やむをえず、調査結果を表にまとめ、そこに若干の説明をくわえるという方法によらざるをえなかつた。また、表化したため個々の藩境塚についての説明文の長さを必要最小限度としたため、当初原稿のおよそ三分の一から四分の一ほどに短縮・省略したかたちになつてしまつた。

数多くの『藩境塚および藩境のめじるしになつてゐるもの』（以下、塚と略記）の表化には、つぎの方式で整理した。

1 表には、整理番号、塚の名称、塚の所在地、塚の現状、つぎの塚までの距離、備考の六項目とし、順次左より右へ欄をならべる。

2 整理番号 塚については調査の順序（西方から東方へ）にしたがつて整理のための一連の通し番号を付した。通し番号の前に下記のアルファベットをおき、塚を分類した。

A 藩境塚大塚（単独にあるもの）。 B 藩境塚大塚で挾塚。 C 藩境塚小塚。 D サイノカミ塚。 E 藩境のめじるしになっているもの。 F その他。

道路・山・川・不明のものなどは分類しなかつた。

³ 塚名称 塚名称は第二表のうちから、年代が比較的新しく、かつ長い区間にわたつて詳細な記録があるものから一つをえらんだ。その出典を資料略号で付記した。名称が難読の場合は平仮名でルビをふつた。

4 塚の所在地 二万五千分の一地形図上における位置を、地形図名、図幅北西隅からの長さ×同南西隅からの長さを、ミリメートル単位でしめした。

二万五千分の一地形図は下記のものを使用した。

地 形 図 名	測量	修正測量		発行年月日	備 考
		昭和43年	昭和48年		
口 野 手 崎 内	〃	〃	〃	昭和51年2月28日	3色刷
種 山 ケ 原	〃	46〃	49・3・30		2色刷
陸 前 八 日 町	ク	47年	45・6・30	〃	〃
小 白 田 浜	〃	49・10・3	28・30	3色刷	〃
平	〃		〃		

ここで「地形図名」とは図幅上部中央および右下に記されている文字によって記入、「図幅北西隅からの長さ」とは図幅北西隅から塚所在地までの直線距離。

5 藩境塚の現状 現状は遺存の塚基数、塚の大きさ（塚の東西方向の一边の長さ×南北方向の一边の長さ×高さ、メートル単位）、挿塚のばあい（a・bでしめす）には塚相互間の距離もメートル単位で記した。

6 つぎの塚までの距離 メートル単位でしめした。

7 備考 塚所在地にいたる付近の経路と藩境線の位置関係について上記の地形図によって説明。経路・藩境線などの説明順序は、北方から南方へ、もしくは、西方から東方への順路でしめした。地図記号のうち道路については幅員に関係なく、た

だ單に道路と標示、国道は「国道一〇七号」のように記し、「線」の字はつけない。また、小道は「小道」と記し、図幅にみえない道は「山道」といったように記述を区別した。三角点・水準点・標高点などについては「三角点五二・三」と記した。説明文中の字名は「」（カギカッコ）でくくってかき、難読文字はその文字の直後に（）（カッコ）でくくり平仮名でかいた。例えば「覚間沢（がくまさわ）」、団では覚、夕では学の文字をあてていい」とした。団・夕はそれぞれ南部領内・伊達領内をあらわす略号。距離はメートル単位で記した。

調査の結果を、たんに表示しただけでは理解に困難がでてきたり、筆者の意図と相違したうけとり方があつては困るので、くどくなつたが第三表について若干の説明を付した。

なお、第一図については、藩境塚位置を二万五千分の一地形図に記入した原図を用意したが、あまりに長大になると、図面縮小のさいの技術的な問題から、塚位置を五万分の一地形図に転記したものを作成した。

第三表 落境塚調査結果一覧

整理番号	塚の名稱	塚の所在地	塚の現状	つきの塚までの距離	備考
1	(北上東岸)	口内	297 × 74	1 ~ 3 → 65.0	
2	土橋(米)	"	298 × 75	3 ~ 4 → 486.7	主要地方道—国北上線
B	〔立花土橋〕(挟塚)	"	a -		同上「戻勝地」西の曲折部から南へ約120
			b -	m. 道路東ぞいの水路、昭和7年の用木路	
			a ~ b -	切通工事で消滅。	
B	開沢(挟塚)	"	296 × 81	4 ~ 5 → 373.1	考古館の角。
			a 5.0 × 5.0 × 1.70		
			b 5.5 × 6.0 × 2.00		
			a ~ b 16.8		
B	檜板(挟塚)	"	284 × 98	5 ~ 11 → 1.035.0	標高点176
			b "		
			a ~ b 6.3		
E	接続段階	"	294 × 101		
7	相ノ沢	"	293 × 104		タにサイノカミ塚1基。
E	おつ保り入野	"	292 × 106		
9	横岩	"	290 × 112		
E	天狗ヶ入野	"	289 × 115		
A	寺坂(境塚)	"	289 × 117	11 ~ 15 → 1.490.0	沢野～内門間の道路と交差する尾根の幹部、新道切通工事で消滅。タにサイノカミ塚各1基。
E	毛の坂	"	289 × 133		
E	大城永根	"	298 × 135		大平山ともいう。
E	高瀬村	"	203 × 144		三角点278.5
第三章 考古学的研究					

整理番号	塚の名稱	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考	
					西	東
A 15	鰐田坂(境塚)○	口内	301 × 156	—	15~18→1, 265.0	
16	鰐田○	"	295 × 171			
17	鰐木田○	"	294 × 181			
B 18	飯盛坂(境塚)○	"	286 × 198	a 4.6 × 2.2 × 0.65 b — a ~ b —	18~21→1, 540.0	
E 19	大音坂○	"	272 × 219			
E 20	明神水根○	"	254 × 225			
B 21	[多岐崎境塚]	"	242 × 233	—	21~24→1, 445.0	国道107号と交差する尾根の峰部、同切通
E 22	高清水水根○	"	236 × 236			
E 23	隨打水根○	"	241 × 250			
B 24	[方内崎境塚]	"	241 × 270	a — b 2.0 × 2.0 × 0.30 a ~ b —	24~25→15.0	万内~金田の道路と交差する尾根の峰部、 道路の西側のaは道路切通工事で消滅、東 側のbは削平されながらわずかに残存、b の北に「霧之神」刻字石碑。
B 25	*悪代(時境塚)○	"	242 × 284	a — b ? × ? × 0.30 a ~ b —	25~27→620.0	鴻ノ原~金田の山道の峰部、表ヶ石開拓用 水路が通る、道路の西側のaは用水路工事 で消滅、東側のbは道路切通工事のため削

E	26	(鳴ノ奥・万内 ~ 飛沢の道)	口内	249 × 303		平され廃滅寸前。
E	27	経塙盛(?)	"	249 × 306	27~29+ 545.0	36 のすぐ東北の丘陵。
E	28	麗取山(?)	"	235 × 317		
B	29	(ヤハズ森塙屋)	"	240 × 327	a 4.6 × 0.5 × 0.30 b 3.2 × 1.3 × 0.30 a ~ b 7.0	鳴ノ奥 ~ 大竹の小道の幹部、水押街道・岩 測定シタガ資料・地図 トアワズ、600 m カ
E	30	攝立永根(?)	"	232 × 330		井崎ともいは、用水路工事のための通路と なり a b とも半壊しながらわずかに残存。
E	31	日洗山(?)	"	230 × 335		
E	32	西つみの谷地(?)	"	236 × 341	32~37→ 1,400.0	湯沢 ~ 大竹の道路の幹部、開田工事中のた め不明。
	33	(道)	"	"		湯沢 ~ 大竹の道路。
	34	鷺ノ巣(?)	"	235 × 356		
	35	大横窓(?) 開洞(?)	"	240 × 365		鹿洞跡ともいは、中山 ~ 大竹を結ぶ。
E	36	大横窓(?)	"	247 × 370		標高点 258
E	37	物見峠(?)	"	254 × 385	37~40→ 900.0	物見山頂上。
E	38	壹丸森(?)	"	266 × 387		
E	39	大沢永根(?)	"	277 × 390		
A	40	松崎越(境塙) (?)	"	283 × 390	5.0 × 3.7 × 0.60	上浮田 ~ 大竹の山道と交差する郡界線上 の幹部、三角点 288.9 のすぐ西。
					40~42→ 500.0	

第三章 地理学的考察

六四

整理番号	塙の名稱	塙の所在地	塙の現状	つぎの塙までの距離	備考
------	------	-------	------	-----------	----

E 4.1	大洞水根(?)	口内	292×397	—	42~43→1,300.0
A 4.2	(芦沢越塙)	〃	302×402	—	上浮田~芦沢の山道と交差する都市界線上の幹部。
B 4.3	小豆沢越(境塙) (?)	〃	333×402	a 3.6×4.5×0.35 b — a~b —	43~45→200.0 主要地方道江刺大迫線と交差する都市界線上の幹部、道路の西側のaは現存、東側のbは道路切通工事で消滅。
A 4.4	板坂水根(?)	〃	340×399	—	「板坂」のすぐ北の幹部、[タ]にサイノカミ塙1基。
B 4.5	松坂越(境塙) (?)	〃	344×402	a 4.0×4.0×0.70 b 2.2×2.2×0.50 a~b 9.0	45~47→1,040.0
A 4.6	御嶽ヶ洞(?)	〃	362×422	—	駒龍~新田の山道と交差する郡市界線上の幹部、道路の東西両側に各1基計2基あったが、西側のaは消滅、東側の1基のみ残存、横石塙となっている。
B 4.7	(大石崎塙)	〃	365×433	a — b 4.0×5.0×0.80 a~b —	47~48→460.0
B 4.8	浮田越(境塙) (?)	〃	377×447	a — b — a~b —	下浮田~新田の道路と交差する郡市界線上の幹部、石崎塙ともいり、道路の東西両側に各1基計2基あったが、大正15年ごろの道路拡幅工事で破壊、道路両側壁上に石碑各1基計2基。 サイノカミ塙1基。
D 4.9	さべの神(?)	〃	395×459	—	—

5.0	飯沢越(?)	"	"	
A	5.1 (大時西境塚)	口内	397 × 459	3.4 × 4.6 × 0.47 51~52→200.0
A	5.2 大崎(境塚) (?)	"	402 × 461	4.0 × 3.8 × 0.70 52~53→650.0
E	5.3 五面峰(?)	"	420 × 465	53~54→825.0
E	5.4 前岩(?)	"	433 × 493	54~55→350.0
E	5.5 台ノ森(?)	野手崎	105 × 264	51の東北 600 m にある 400 m の等高線で囲まれた山陵東側の都市界線上の峰部。藩境のめじるしてあったという巨大な凝灰岩 (13.0 × 3.0 × ?) .
E	5.6 野手崎道(?)	"	104 × 277	55~56→1,650.0 56~57→39.5
E	5.7 境の清水(?)	"	"	谷内～野手崎の道路と都市界線の交差部、東に古道が走り、古道の西側にサイノカミ塚1基。
E	5.8 一ヶ石(?)	"	108 × 276	57~58→130.0 方 0.9 m の石組体の清水、藩境のめじるし、250 m の等高線と都市界線の交差部のすぐ東、藩境のめじるしてあったといふ花崗岩 (8.2 × 4.0 × 3.0).
E	5.9 二ヶ石(?)	"	"	同上の一ヶ石 2 個、南側の 1 個 (4.0 × 2.0 × 2.0), 北側の 1 個 (4.5 × 3.0 × 3.0), 間隔は心々距離で 3 m.
5.10 三ヶ石(?)		"	115 × 273	

整理番号	塚の名称	塚の所在	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考
E 61	おうや場跡(△)	野手崎	117 × 281		
E 62	*鳥谷場長根(△)	"	119 × 286		
E 63	倉沢(○)	"	124 × 285		
E 64	また井(△)	"	131 × 285	64~65→600.0	倉沢東~沢田の小道と交差する都市界線上 の峰部。
E 65	中嶽(峠)(○)	"	134 × 297	65~69→625.0	大鹿山頂上。
E 66	*大鹿峰(△)	"	138 × 300		「大鹿山」のすぐ東の都市界線上の峰部、 標高点 485
E 67	*猿洞(○)	"	151 × 313		
E 68	*龍洞(○)	"	155 × 312		
E 69	不動山(○)	"	162 × 319	69~71→675.0	尾根より(△)に 20~30 m 下ったところに不 動明王の日宮跡。
E 70	隱洞(○)	"	164 × 326		三角点 528.8
E 71	竈窓坂(カチ道)(○)	"	176 × 331	71~79→350.0	横糠~武道坂の山道と交差する都市界線上 の峰部。
E 72	*日隱坂(○)	"	181 × 333		
E 73	沼沢(○)	"	?		
E 74	日隱越(○)	"	?		
E 75	福屋しき新田(○)	"	?		
E 76	なべくら水根(○)	"	?		

E	7.7	寺沢木上 ^{タケシマカミ}	n	?	
E	7.8	二又洞永根 ^{ニタチノルム}	n	?	
E	7.9	神成村七曲 ^{カミナリムラシキ}	n	189 × 329	
E	8.0	海正野川目 ^{カミナリヌカミ}	n	?	
E	8.1	神鳥沢日明神 ^{カミトリザケヒメノミコト}	n	202 × 320	79~81→350. 0 「武道坂」のすぐ東の幹部、アドウ坂馬道、 高麗しき細道ともいう。昭和43年ごろの道 路拡幅工事でサイノカミ塙が破壊。石碑6 基も移動。 [78] 78 を[80]で 80 といふか。
E	8.2	神鳴明神 ^{カミナリミコト}	n	208 × 319	81~82→175. 0 金成山頂上、建設省建設のテレビ「金成山 反射板」2基、 三角点 540. 8 定シタガ資料・地図ト アワズ、650 mカ]
E	8.3	黒戸細道 ^{カマドスジ}	n	219 × 299	83~87→125. 0 標高点 510
E	8.4	猿洞 ^{ヤマモリ}	n	245 × 293	三角点 451. 7
E	8.5	(道)曲 ^{シキ}	n	250 × 279	尾根を走る小道と都市界線の分岐点、 「蒙石開拓用木路」の開の文字のすぐ北東 の都市界線の曲折部。標高ともかく、 国道 107 号と交差する都市界線上の幹部。
E	8.6	桔時 ^{カツチ}	n	259 × 271	樹石塙があつたが50年前(昭和44年4月 の時点で)の道路拡幅工事で破壊、絵図に よればこの樹石塙はサイノカミ塙であった。
E	8.7	桔時越 ^{カツチカミ}	n	265 × 272	87~89→450. 0
E	8.8	細洞(時) ^{スジ(カツチ)}	n	275 × 277	

第三章 総観察の概要

220

整理番号	塚の名称	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考
------	------	-------	------	-----------	----

E 8.9	水木峰(○)	野手崎	281 × 273	89~94 → 500.0 [ト測定ツクガ資料・地図] アウズ、1,500m]	標高点 467
E 9.0	内大の越(○)	n.	285 × 273		
E 9.1	長洞(山)	n.	300 × 270		
E 9.2	のぞき岩(○)	n.	301 × 268		
E 9.3	四角永根(山)	n.	300 × 252		
E 9.4	見高(越)	n.	302 × 241	94~95→375.0	標高点 482
F 9.5	「昔塚三ヶ有」(○)	n.	309 × 234	95~96→300.0	この塚は現存していない。
E 9.6	箱石永根(○)	n.	316 × 228	96~98→300.0 [ト測定ツクガ資料・地図] フィルム 494	標高点 494
E 9.7	大岩(○)	n.	322 × 223	中最下段～[田]の学問沢の小道と都市界線の交差部のすぐ北。	
E 9.8	箱岩(○)	n.	324 × 223	98~99→500.0 同上交差部のすぐ南。	
B 9.9	黒木崎(越)	n.	330 × 222	a 5.6 × 5.2 × 1.60 b 5.2 × 5.3 × 1.50 a ~ b 16.85	都市界線の曲折部、二ツ塚ともよぶ。 b 塚の西 9 m にサイノカミ塚 1 基現存。昭和40年11月岩手県立岩谷堂農林高等学校林業クラブ調査(以下Gと略す)No.48(a), 49(b),
C 1.00	小塚(○)	n.	336 × 1.10	G100~101→59.0	G647

C	101	♂ (2)	G 3.5 × 3.3 × 1.20	G 101 ~ 102 → 49.0	G K 46.
C	102	小脛♂ (3)	G 3.0 × 3.0 × 1.10	G 102 ~ 103 → 49.0	G K 45.
C	103	♂ (4)	G 3.1 × 3.3 × 1.10	G 103 ~ 104 → 52.0	G K 44.
C	104	♂ (5)	G 3.5 × 3.0 × 1.15	G 104 ~ 105 → 58.0	G K 43.
C	105	♂ (6)	G 3.8 × 4.0 × 1.10	G 105 ~ 106 → 30.0	G K 42.
A	106	黒木跡中ノゾロジ	野手崎 333 × 235 5.3 × 5.4 × 1.85	106 ~ 122 → 435.6	G K 41.
C	107	小脛♂ (1)	G 3.6 × 3.7 × 1.30	G 107 ~ 108 → 34.0	G K 40.
C	108	♂ (2)	G 3.2 × 3.2 × 0.90	G 108 ~ 109 → 17.0	G K 39.
C	109	♂ (3)	G 3.2 × 3.0 × 1.00	G 109 ~ 110 → 44.0	G K 38.
C	110	♂ (4)	G 3.4 × 3.0 × 1.30	G 110 ~ 111 → 46.5	G K 37.
C	111	♂ (5)	G 2.2 × 2.5 × 1.00	G 111 ~ 112 → 9.5	G K 36.
C	112	♂ (6)	G 3.1 × 2.9 × 0.90	G 112 ~ 113 → 22.0	G K 35.
C	113	♂ (7)	G 3.0 × 2.7 × 1.10	G 113 ~ 114 → 29.0	G K 34.
C	114	♂ (8)	G 3.0 × 2.5 × 0.80	G 114 ~ 115 → 32.5	G K 33.
C	115	♂ (9)	G 3.3 × 3.2 × 1.10	G 115 ~ 116 → 28.0	G K 32.
C	116	♂ (10)	G 3.2 × 3.0 × 1.30	G 116 ~ 117 → 36.6	G K 31.
C	117	♂ (11)	G 3.3 × 3.3 × 1.30	G 117 ~ 118 → 32.0	G K 30.
C	118	♂ (12)	G 3.2 × 3.6 × 1.30	G 118 ~ 119 → 28.0	G K 29.
C	119	♂ (13)	G 3.0 × 3.0 × 1.00	G 119 ~ 120 → 20.0	G K 28.
C	120	♂ (14)	G 2.6 × 2.8 × 0.75	G 120 ~ 121 → 22.0	G K 27.

整理番号	塚の名稱	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考
C 121	小塚①(1.5)	野手崎	336 × 251 4.95 × 5.4 × 1.70	⑤ 2.7 × 2.4 × 0.70 122 ~ 123 → 110.5	⑤ 121 ~ 122 → 28.0 ⑤ 126
A 122	小斜塚②	野手崎	348 × 256 3.8 × 3.8 × 0.82	123 ~ 124 → 128.5	⑤ 25.
A 123	獅子神(塚)③(1)	"	"	124 ~ 125 → 49.0	⑤ 24.
A 124	" (2)	"	349 × 261 4.4 × 4.5 × 0.78	125 ~ 126 → 77.0	塚上に高さ10m位の松の大木1本, ⑤ 23.
A 125	" (3)	"	349 × 263 3.8 × 3.7 × 0.80	125 ~ 126 → 77.0	⑤ 22.
A 126	" (4)	"	300 × 266 3.7 × 3.65 × 0.56	126 ~ 127 → 197.0	塚上に高さ8m位のコナラの木1本, ⑤ 21.
A 127	" (5)	"	343 × 273 3.4 × 3.3 × 1.30	127 ~ 128 → 46.5	⑤ 20.
A 128	" (6)	"	344 × 275 3.7 × 3.2 × 1.19	128 ~ 129 → 83.3	⑤ 19.
A 129	半塚④	"	344 × 278 3.5 × 4.5 × 0.56	129 ~ 130 → 5.5	⑤ なし
130	人首道⑤	"	344 × 281 130 ~ 131 → 20.5	水里～⑤の対照的古道, いま一般県道米田瀬線から標高285の地点で西に分岐しているが、昔は竪松の東で分岐していたという。	水里～⑤の対照的古道, いま一般県道米田瀬線から標高285の地点で西に分岐しているが、昔は竪松の東で分岐していたという。
E 131	[境松]	"	346 × 280 131 ~ 132 → 30.0	推定高15m, 目通り径0.9mの傘形にひろがる松の古樹, 旧い5万分の1地形図には独立樹の記号で示されている。松の根もとに石碑3基。	推定高15m, 目通り径0.9mの傘形にひろがる松の古樹, 旧い5万分の1地形図には独立樹の記号で示されている。松の根もとに石碑3基。
A 132	[たりこば後塚⑥]	"	346 × 283 4.0 × 4.4 × 1.60	133 ~ 141の塚位置・名称, 記録・絵図	132 ~ 133 → 147.5

A	133	丸森(塚)○	野手崎	347 × 284	3.5 × 3.3 × 0.87	により相違がある。G618.	
A	134	人首江道○	〃	347 × 285	134 ~ 135 → 96.4	標高点 285 の東方の 250 m の等高線で囲まれた丘陵(丸森という)頂部、あるいは「ナリコバ塚」か、塚上に延 0.3 m のコナラの枯木 1 本。G617.	
A	135	おつはり(塚)○(1)	〃	351 × 289	3.0 × 3.0 × 0.60	一般県道米田瀬線、昔は標高点 285 の地點を通らずその東側にあったといふ。	
E	136	地森塚○	〃	353 × 291	G135 ~ 136 → 215.5 G136 ~ 138 → 182.0	「丸森塚」か、G616. この辺に大きな岩多し、「地森」(自然の露岩)を藩境のめじるしにしたものか。G615.	
A	137	大田川○	〃	353 × 292	「大田」村近を発して「大田」の東をとおり田瀬ダムに入る川。都市界線上では川幅 3 m.	標高点 381 の西北郡市界線のゆるい曲折部、坂上に標石と雜木 3 本。G614.	
A	138	おつぱり塚○(2)	〃	360 × 302	3.45 × 3.9 × 0.96	138 ~ 139 → 238.0	400 m の等高線と郡市界線の交差部のすぐ南、坂上に標石。G613.
A	139	〃 (3)	〃	370 × 305	3.6 × 3.5 × 0.87	139 ~ 140 → 292.0	450 m の等高線と郡市界線の交差部、坂上に標石。G613.
A	140	*狼次塚○(1)	〃	383 × 308	3.0 × 2.7 × 0.78	140 ~ 141 → 245.0	

整理番号	塚の名称	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考
A 141	銀燈塚(2)	野手崎	393 × 314	4.3 × 4.4 × 1.13	141 ~ 144 → 332.0 三角点 623.1 のすぐ東、塚上に標石・G6.
142	長日向(塚)②	"	397 × 316		11.
E 143	長伏明神(山)②	"	400 × 320		都市界の曲折部。
A 144	明神平(塚)②	"	405 × 318	3.0 × 3.3 × 0.70	塚上に標石と松の木2本(うち1本は枯木) ・タリの枯木1木、G6.10.
145	南山道②	"	408 × 316		
E 146	南山崎②	"	410 × 314		標高点 575
D 147	(明神平・長者屋しき両塚 間のサイノカミ塚)	"	418 × 312	3.8 × 4.8 × 1.10	G6.8.
A 148	長者屋しき(塚)②	"	435 × 317	148 ~ 151 → 685.0	標高点 584、塚上に標石とイタヤの大木1 本、G6.7.
E 149	長者屋しき峰②	"	444 × 323		尾根を走る小道の北方分歧点。
150	早坂細道②	"	449 × 328		
A 151	早坂水根(塚)②	"	457 × 330	3.5 × 3.7 × 0.92	標高点 623、塚上に標石、G6.6.
A 152	ささ水根(塚)②	"	480 × 354	2.8 × 3.4 × 0.74	標高点 572、塚は馬の放牧のため明治年間 につくられたという土堤の南に土塁と接し て所在、G6.3.
E 153	芦か木沢②	"	483 × 360	600 m の等高線に囲まれた山頂。	

E	154	てんや場 <small>(2)</small>	"	488 × 364		
A	155	五輪塚 <small>(塚)</small> ○(1)	野手崎	497 × 374	3.1 × 3.5 × 0.57	155 ~ 156 → 319.5
B	156	五輪塚 <small>(塚)</small> ○(2)	"	509 × 383	a 3.4 × 3.0 × 0.53 b 4.2 × 4.0 × 1.05 a ~ b 20.0	156 ~ 157 → 188.0
A	157	南部御坂屋場 <small>(2)</small>	"	516 × 386	4.7 × 5.1 × 0.595	157 ~ 158 → 491.0
A	158	沢内洞頭塚 <small>(2)</small>	"	535 × 404	5.6 × 5.2 × 1.09	塚上に標石.
A	159	川下ヶ長嶺塚 <small>(1)</small>	"	565 × 428	4.2 × 3.9 × 0.71	159 ~ 160 → 748.0
A	160	川下ヶ長嶺塚 <small>(2)</small>	種山ヶ原	22 × 359	5.3 × 4.9 × 0.87	650 m の等高線と交差する郡界線上のすく南.
A	161	ケナツ軒塚 <small>(2)</small>	"	57 × 323	5.2 × 4.4 × 0.50	三角点 749.3 の東 11 m に塚.
	162	柴通塚 <small>(2)</small>	"	?	—	162 • 163 は 11 月 17 日午後 • 18 日午前の 2 度にわたり探査したが塚はみえず.
A	163	ささ森塚 <small>(2)</small>	"	?	—	標高点 725. 案上に標石と落葉松 3 本.
A	164	種ヶ沢洞頭塚 <small>(2)</small>	"	92 × 293	4.2 × 4.2 × 0.51	標高点 725. 案上に標石と落葉松 3 本.

整理番号	塚の名称	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	
				備	考
A 165	板橋塚(?)	箱山ヶ原 101 × 287	4.8 × 4.5 × 0.82	165 ~ 166 → 513.0	小道と郡市界線の分岐点。
A 166	大ふき棚塚(?)	" 125 × 265	4.4 × 6.2 × 0.92	166 ~ 168 → 1,708.0	750 m の等高線に囲まれた丘陵、塚上に標石と高さ 6 m 位の松の木 1 本。
167	ひるヶ沢塚(?)	" 161 × 243	—		
A 168	箱根石塚(?)	" 187 × 227	3.8 × 5.7 × 1.00	168 ~ 171 → 1,487.0	標高点 752、塚の東側は土壁のため破壊、168 から土壁ぞいに 100 m 歩いたところに長さ 7 ~ 8 m の岩 1 個と、それより小形の岩 1 個あり、これが、
E 169	箱根石(?)	" ?			169 ~ 171 の幕境界の途中に大きな岩しばしばみえる。
A 171	本輪塚(?)	" 246 × 194	7.7 × 7.5 × 0.62	171 ~ 172 → 1,609.0	都市界線の曲折部の北「+ 1.5」の点、塚の東側は土壁のため破壊。
A 172	物見塚(?)	" 252 × 175	4.8 × 4.5 × 0.37	172 ~ 173 → 678.0	三角点 870.6、塚上に三角点、塚に北接し

A 173	赤岩塚 <small>セ</small>	橋山ケ原	261×191	5.4×5.4×0.65	173～174→376	て土壁が東西に走る。 物見塚から667m余に大石あり、この南側 邊に山石散乱。
A 174	とうせひ長嶺塚 <small>セ</small>	"	271×197	1.0×1.0×0.3	174～175→437	北西から南東方向に平行してある二列の土 壁のうち、南側の土壁と塚が重複している。 北側半分だけ残存。
A 175	せき屋場塚 <small>セ</small>	"	293×202	—	175～176→887	確認できなかった。
A 178	あすき川沢塚 <small>セ</small>	"	317×221	(2.1)×5.5×0.4	176～177→804	ほぼ東西に走る土壁と南北方向に走る土壁 が直交する地点にある。塚の西側半分だけ 残存。
A 179	ミノ輪塚 <small>セ</small>	"	341×248	3.5×3.5×0.6	177～178→352	北西から南東方向に走る土壁の西側2mの ところにあり、西側半分は欠損している。 確認できなかった。
A 180	あすき川野塚 <small>セ</small>	"	354×254	—	178～179→277	ほぼ南北に走る土壁造成により塚の西側半 分は破壊されている。
A 181	赤坂洞頭塚 <small>セ</small>	"	359×265	4.0×4.0×0.6	179～180→165	ほぼ南北に走る土壁に並行している。 ほぼ南北に走る土壁に並行している。
A 182	あすさ川岸塚 <small>セ</small>	"	355×267	5.0×5.0×0.4	180～181→344	ほぼ南北に走る土壁に並行している。
A 183	金ヶ沢塚 <small>セ</small>	"	348×276	1.5×2.0×0.4	181～182→309	ほぼ南北に走る土壁に並行している。
A 184	摺鉢塚 <small>セ</small>	"	341×286	2.0×3.5×0.3	182～183→379	東北方向から南西に斜行する土壁から約7 m 東側にある。
A 185	山なし沢岸塚 <small>セ</small>	"	351×300	4.9×4.3×0.8	183～184→348	このあたりの土壁はわかりにくくなっている が、その土壁上にある、この塚から「き わたヶ沢塚」までは山坡が急になる。
A 186	きわたヶ沢塚 <small>セ</small>	"	364×307	3.1×3.5×0.5	184～185→181	土壁上にある、『御境見分覚帳』(安永九 年)には、「北方御前(はたケ沢有)」と ある。

整理番号	塚の名称	塚の所在地	塚の現状	つぎの塚までの距離	備考
A 187	(新塚)	橋山ヶ原 3.6.9×3.1.3	4.6×4.0×0.8	185～186→158	
A 188	似川野塚(1)	〃	3.7.4×3.2.2	1.3×(1.5)×0.4	186～187→211
A 189	似川野塚(2)	〃	3.7.6×3.2.7	4.9×4.6×1.2	187～188→533
A 190	さき森塚(7)	〃	3.7.7×3.4.7	1.2×1.3×(0.3)	188～189→740
A 191	耳切塚(5)	〃	3.8.7×3.7.6	3.8×3.3×0.8	189～190→345
A 192	狼岩塚(7)	〃	3.9.9×3.9.1	1.6×1.6×(0.3)	

この塚は『御境見分覚帳』(安永九年)には記載のない新塚である。したがってこの塚は安永九年(1780)以降に築造されたものと思われる。

土堤から約0.5m南にある、『御境見分覚帳』(安永九年)には「北ノ御領似沢と申沢有、左右シハノ平地」とある。

土堤上にある、この塚の付近から山坂が急になる、『御境見分覚帳』(安永九年)には、「東ノ方沢内と云所金掘跡地領ニ有」とある。

土堤から約1.3m北西にある、土堤造成のとき塚がけずられたようだ。『御境見分覚帳』(安永九年)には、「同所より他領沢内山辰巳ノ方に見ル」とある。

土堤上にある、『御境見分覚帳』(安永九年)には、「同所より他領繪辰巳ノ方ニ当ル」とあるが、「繪辰」は今の「次の土」のことであろう。

土堤から約1.6m北にある、『御境見分覚帳』(安永九年)に、「狼岩塚塚有是より先御境範塚無之也」とあり、踏査結果やはり塚は発見されなかつた。

なお狼岩は大きな岩で、梅山山頂からだ
い北東約550mにある。岩は山の尾根
にあり、ほぼ南北に長く約4.4m、巾は約
1.4m、高さは約1.2mある。
確認できなかった。『南部仙台御境図』(
嘉永四年)によると、印杭には、「従之南
仙台領」とあり、「妻之神石倉ニ立ツ、丑
寅ノ間御境筋」とある。
ほぼ円形の石組み、石組みの厚みもかなり
ある。
道路西畔のaの印杭の材質は栗、上部は切
断されていた。切り口はほぼだ円形である。
これより北西の方向約3.9mに水準点
(312.7)がある。また約5m東に日浜街
道がある。印杭の根前には浜石あり。
道路東畔のbの印杭は確認できなかった。
旧浜街道の道ぶしのため山の斜面がくず
きれているので、寸でになくなっているも
のと考えられる。『唐丹村境に印杭立てる
につき書上げ』(寛保元年)によると、「
道より印杭立八尺程」とある。印杭には「
従是北爾部領」と面書きされていたらしい。
また「栗角高さ五尺程、面六寸厚サ五寸、右
印杭根前ニ四方走尺五寸之浜石を敷、上へ
橋ヲを枚置キ仕、高サ六寸程」であった。

整理番号	塚の名称	塚の所在地	塚の現状	つきの塚までの距離	備 考
E 257	(浜境十字刻印)	平田 255×285	—		この十字刻印は海上よりみえ、いまも漁船 間の塚となっている。

注

1 第三表のうち、1北上川東岸～172物見塚は佐々木博康、173赤岩塚～257浜境

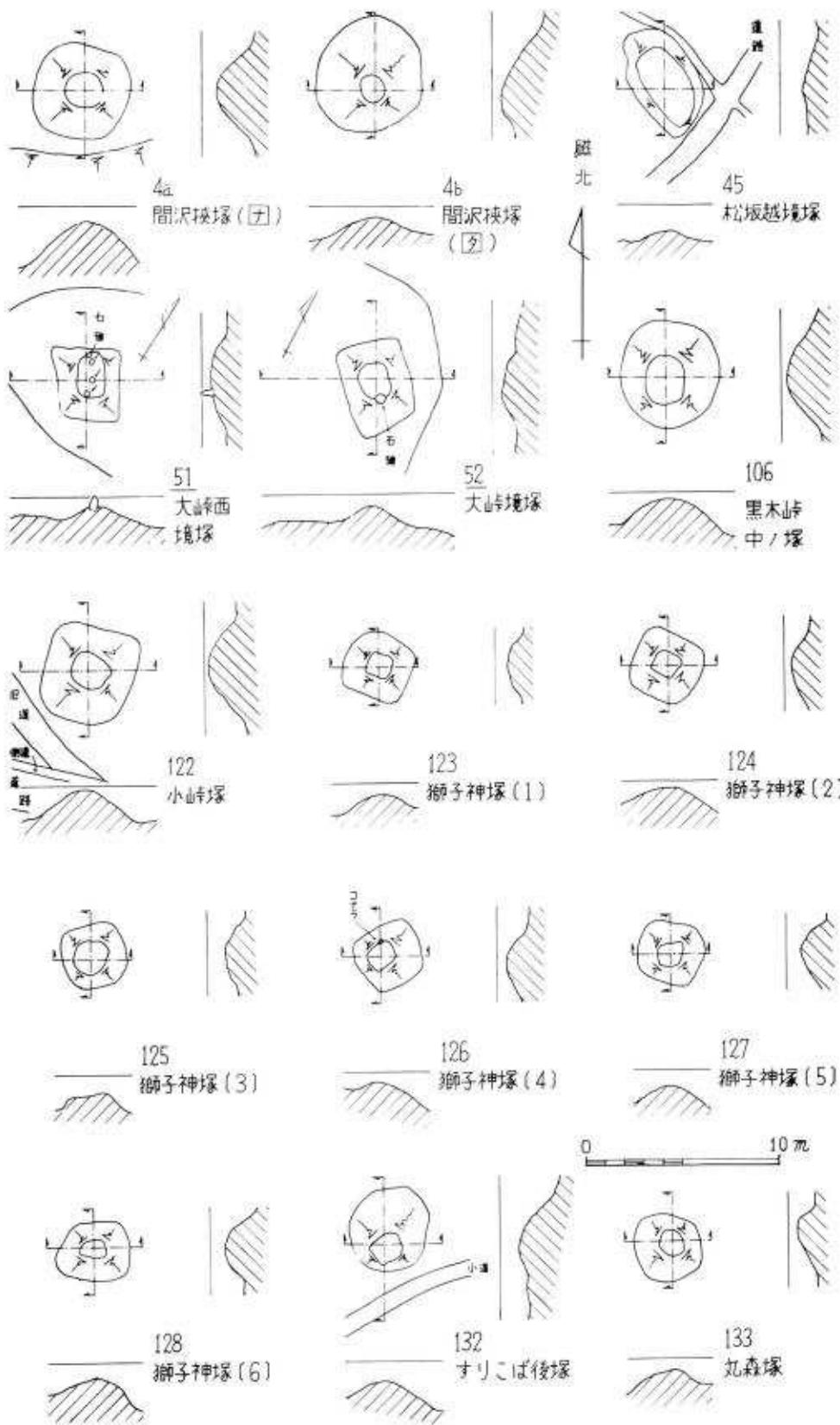
十字刻印は立花敏勝が作製した。

2 187新塚の名称について、その後の調査による所「シノ塚」やなく「シコシ
塚」であると立花敏勝より報告をうけた。いま本文・図版等を訂正しかねる
ので、いよいよ記しておへ。

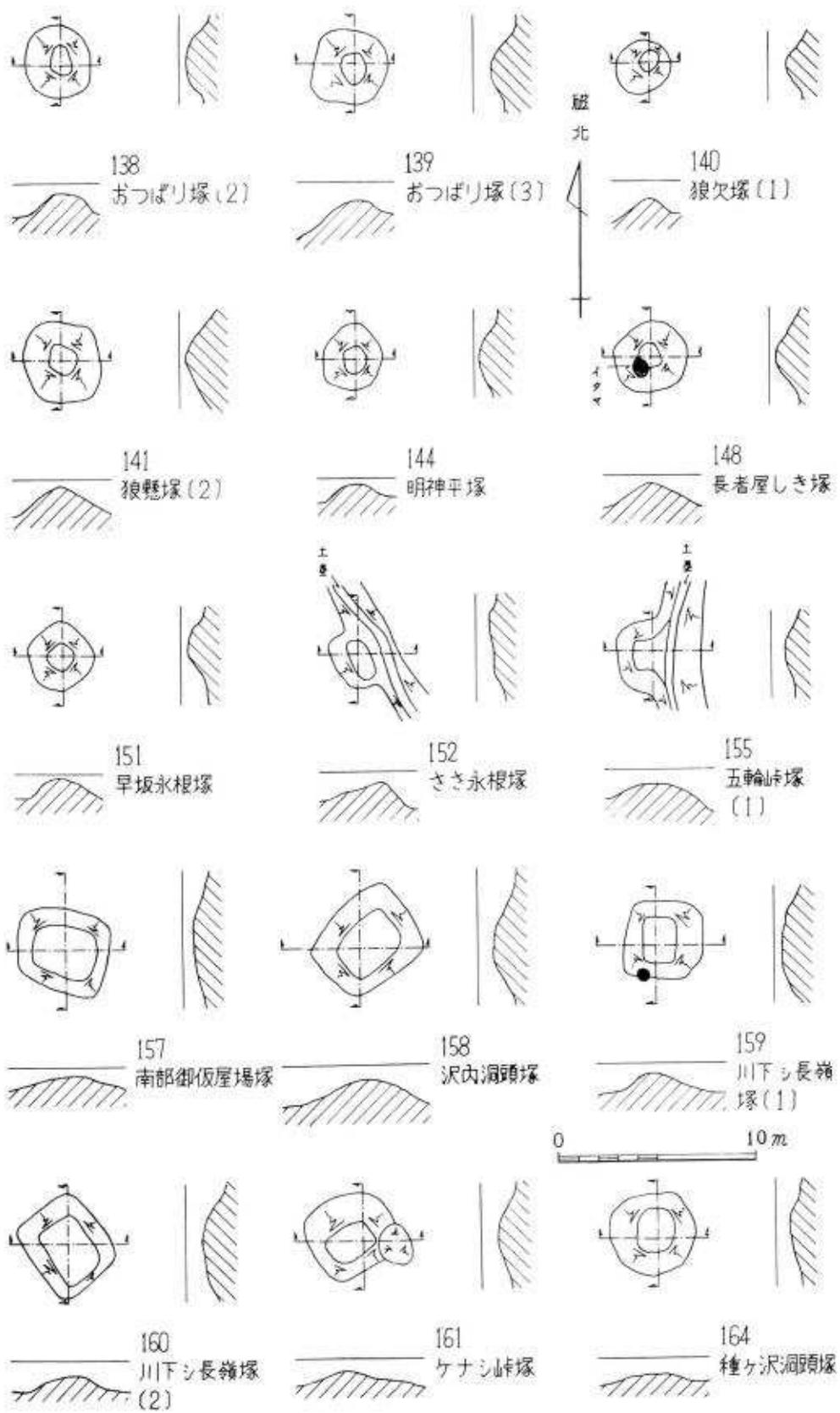
図
版
・
写
真

第二図 (1)～(4)藩境塚・藩境のめじるしの形状図

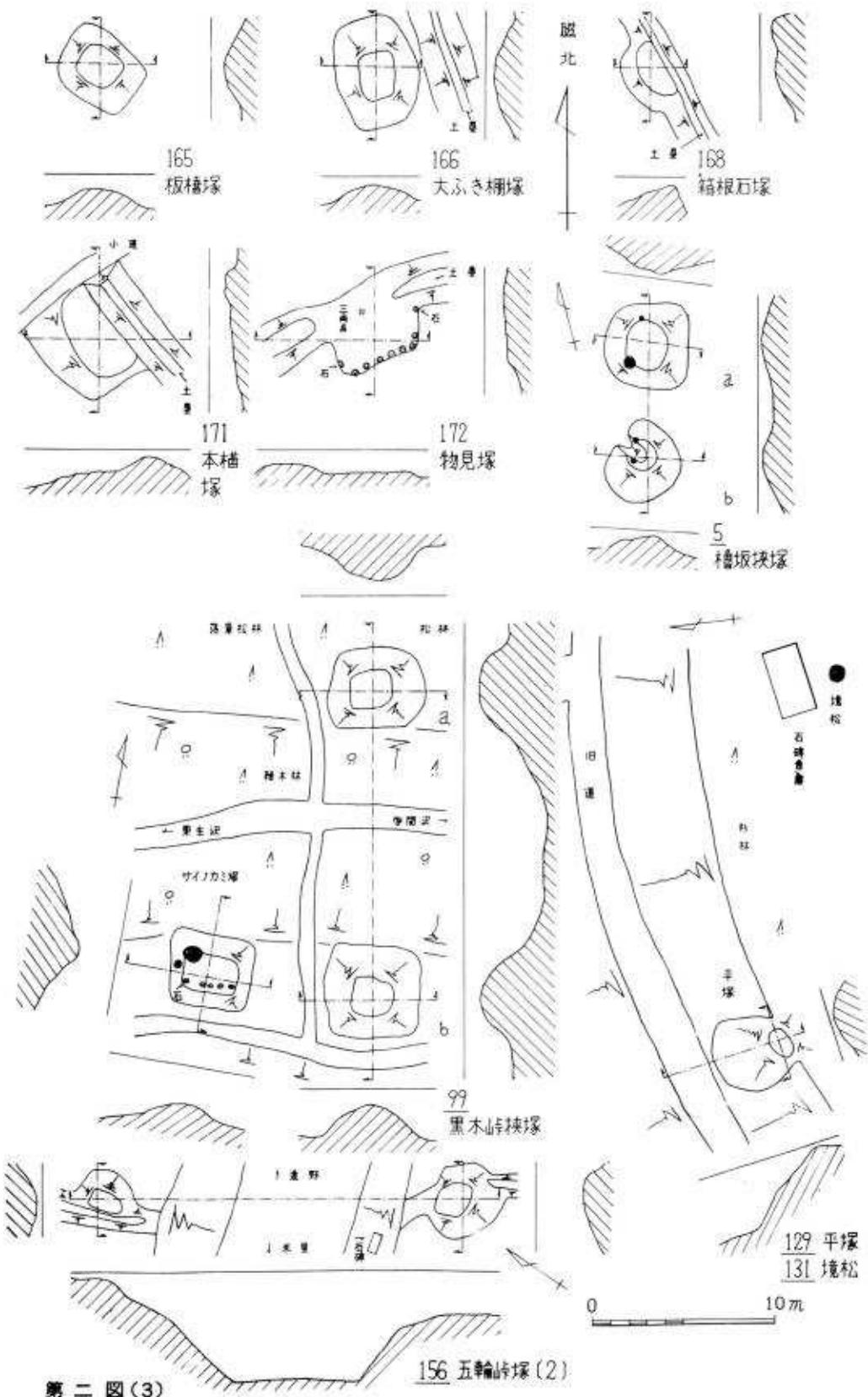
形状図は平面図の右と下にそれぞれの側面図をおいた。側面は単純に図化し水系線は高さを示した。平面図の右下に塚の整理番号と塚名称を付した。塚名称のうしろにある団、団の表記はそれぞれ南部藩内、伊達藩内にある塚であることを示している。団は磁北方向によったが例外もある。それらは塚整理番号に下線を付して区別し、その団だけに適応する方位は小さい矢印で北方向を示しておいた。



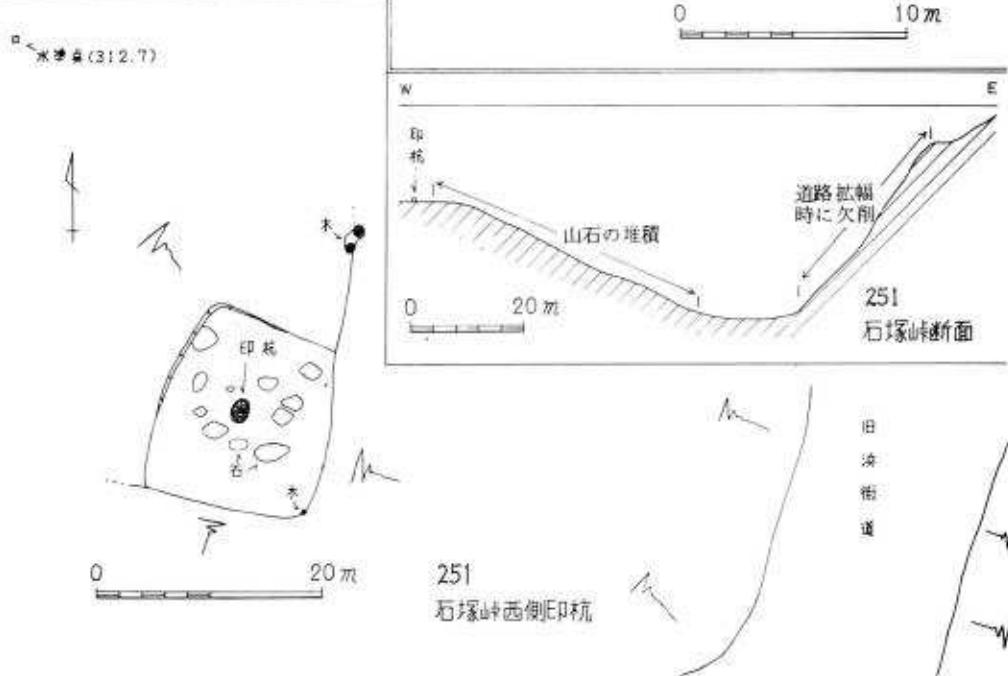
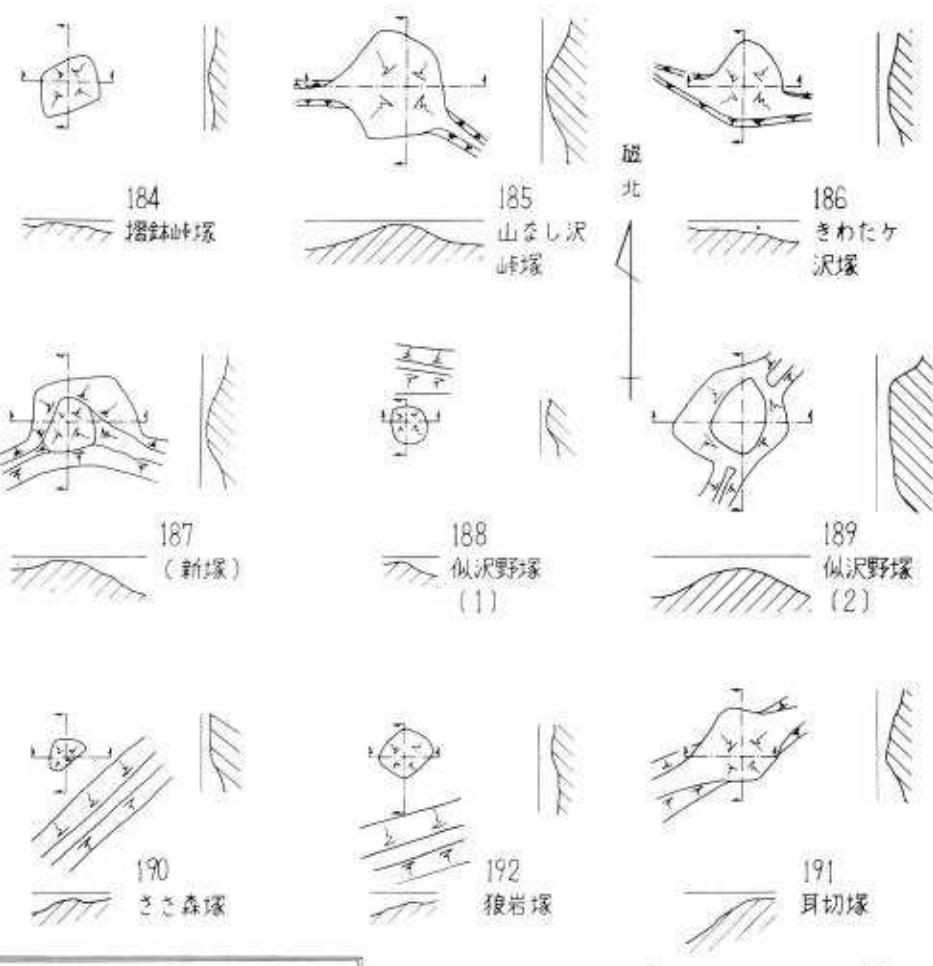
第二図(1)



第二圖(2)



第二図(3)



第二図(4)



写真1 B4 間沢挟塚a

南部領側の境塚aで、ポールの直立個所が塚頂、北からみる。(塚の名称の前にある数字は整理番号、以下同じ)。



写真2 B4 間沢挟塚b

写真1の境塚aの南にある藩境のめじるしであったという沢をこえた南に伊達領側の境塚bがある。ポールの直立個所が塚頂、南からみる。



写真3 B5 橋坂挟塚a・b

山頂に2基の境塚があり、2本のポールの直立個所のうち、左は境塚a、右はbの塚頂をしめしている。西南からみる。



写真4 B18 飯盛坂境塚a

境塚2基のうち、道路切通工事のため境塚aの南部は半壊、境塚bは消滅。ポールをもっている人のいるところが境塚aの頂部、南からみる。



写真5 B24 万内峠境塚b

境塚2基のうち、道路切通工事のため境塚aは消滅、境塚bは削平されながらわずかに残存。2人の人がいるところが境塚b。西南からみる。



写真6 B25 悪代峠境塚b

境塚2基のうち、用水路工事のため境塚aは消滅、また道路切通工事のため境塚bは削平され壊滅寸前。ポールをもった人のいるところが境塚b。西からみる。



写真7 B 2 9 ヤハズ森境塙a・b

境塙2基とも用水路工事用の通路のため半壊しながらもわずかに残存、2人の人のうち、左は境塙a、右は境塙b、南からみる。



写真8 A 4 0 松崎越境塙

尾根の峠部にある、ポールの直立個所が塙頂、南からみる。



写真9 B 4 3 小豆沢越境塙a

境塙2基のうち、境塙aは現存、道路切通工事のため境塙bは消滅、ポールの直立個所が境塙a頂部、南からみる。



写真10 B 4 5 松坂越境塙

尾根の峠部にある、ポールの直立個所が塙頂、南からみる。



写真11 B 4 7 大石峠境塙b

境塙2基のうち、境塙aは消滅、境塙bのみ残存、人の右が塙頂、南からみる。



写真12 A 5 1 大峠西境塙

塙上に石碑。左「南」から左「北」へ。1は「梵字／椎空庵」(高さ60cm)、2は「天保十五年」(梵字／早池峰山／八月一日)、「60cm」、3は「梵字／岩鷲山」(60cm)、4は「明治九年／梵字／清水觀世音／上半黒化のためよめず」(7月七日／「一行よめず」)(50cm)である。ポールの直立個所が塙頂、西からみる。



写真13 A 52 大峰境塙

塙上に東西にならんでいる石碑2基。右(東)の石碑(高さ70cm)の北正面に「丹波/湯殿山/御黒山」。東側面に「弘化二年/内生内(または元治)月八日/万四郎・長之助」。左(西)の石碑(53cm)の南正面に「明治十年/雷神塔/廿十月十五日」。東表面に「霊地安穏」「他10人」とある。ホールの直立調査が塙頂、南からみる。



写真14 E 57 境の清水

藩境のめじるしであったという方0.9mの石組枠の清水、人の右にみえる。西からみる。



写真15 E 58 一つ石・E 59 ニツ石

藩境のめじるしであったという花崗石、人のいる近景の岩が一つ石、遠景の2個の岩がニツ石、南からみる。



写真16 B99 黒木峠挾塙a・b

境塙2基のうち、近景に3人の人が立っているのが境塙b、遠景に1人いるのが境塙a、南からみる。



写真17 A 106 黒木峠中ノ塙

西からみる。



写真18 A 122 小峰塙

人のいるところが塙頂、東からみる。



写真19 A123 獅子神塚①

山道の北側にある。南からみる。



写真20 A124 獅子神塚②

塚上に松の大木がある。南からみる。



写真21 A125 獅子神塚③

人のいるところが塚頂、南からみる。



写真22 A126 獅子神塚④

塚上にコナラの木がある。北からみる。



写真23 A127 獅子神塚⑤

北からみる。



写真24 A128 獅子神塚⑥

右（北）の椎木林、左（南）の杉林は終り、境塚の手前（東）は畑と水田になっている。東からみる。



写真25 A129 平塚
西からみる。



写真26 E131 境松

藩境のめじるしてあったといふ松の古樹、松の根もとに出羽三山の石碑3基（明治42年2基・大正12年1基）あり、北からみる。



写真27 A132 すりこば後塚
東からみる。



写真28 A133 丸森塚

塚上にコナラの枯木があったが、調査の都合上伐倒した、西からみる。



写真29 A138 おつはり塚②
塚上に標石（12cm角の石杭、上面に十字、側面にも文字らしきものあれど不明）と雑木3本。東からみる。



写真30 A139 おつぱり塚③
塚上に標石（写真29と同様）。南からみる。



写真31 A140 狼欠塚①

塚上に標石（12cm角の石杭，上面「十」，南側「山」，北面「六九」の文字），南からみる。



写真32 A141 狼懸塚②

塚上に標石（12cm角のコンクリート杭，上面「十」，南面「山」，北面「五八」の文字），北からみる。



写真33 A144 明神平塚

塚上に標石（12cm角のコンクリート杭，上面「十」，南面「山」，北面「五二」の文字）と松の木2本（うち1本は枯木），栗の枯木1本，北からみる。



写真34 D147 明神平・長者屋しき兩塚間のサイノカミ塚

人のいるところ，南からみる。



写真35 A148 長者屋しき塚

塚上に標石（12cm角のコンクリート杭，上面「十」，南面「山」，北面「三七」の文字），東北からみる。



写真36 A151 早坂永根塚

塚上に標石（12cm角のコンクリート杭，上面「十」，南面「県行林」の文字），南からみる。



写真37 A152 ささ永根塚

東からみる。



写真38 A155 五輪峠塚①

塚上に標石（12cm角の石杭、上面「十」、南面「山」、北面「六」の文字）。東からみる。



写真39 B156 五輪峠塚②a・b

境塚a・bは県道の東西の崖上にある。左の人のいふところが境塚a、右は境塚b、北からみる。



写真40 B156 五輪峠塚②a

北からみる。



写真41 B156 五輪峠塚②b

塚上に標石（12cm角の石杭、上面「十」、南面「山」、北面「三二七」の文字）。西からみる。



写真42 A157 南部御仮屋場塚

塚上に標石（12cm角の石杭、上面「+」、南面「山」、北面「三四一」の文字）。西からみる。



写真43 A 158 沢内洞頭塚

塚上に標石（12cm角の石杭，上面「十」，西面「山」，東面「六九」の文字）。東南からみる。



写真44 A 159 川下シ長嶺塚①

塚上に標石（12cm角の石杭，上面「十」，南面「山」，北面「三四二」の文字）。東からみる。



写真45 A 160 川下シ長嶺塚②

西北からみる。



写真46 A 161 ケナシ岬塚

人の左が塚、塚の1.5m 東に標石（12cm角の石杭，上面「十」，東面「山」，西面「老」の文字），南からみる。



写真47 A 164 種ヶ沢洞頭塚

塚上に標石（12cm角の石杭，上面「十」，南面「山」，北面「三四二〇」の文字）と落葉松3本。2人の人がいるところが塚頂。南からみる。



写真48 A 165 板橋塚

ポールの直立個所が塚頂。東からみる。



写真49 A166 大ふき柵塹

塹上に標石（12cm角の石杭，上面「十」，西面「山」，東面「四一三」の文字）と松の木1本，西からみる。



写真50 A168 箱根石塹

塹の東側は土壠のため破壊，塹の西に松の木3本；人のいるところが塹頂。西南からみる。



写真51 A171 本格塹

塹の東側は土壠のため破壊，人のいるところが塹頂。西北からみる。



写真52 A172 物見塹

塹上に三角点870.6，3人の人のうち右の平板を操作している人の左に三角点がわずかにみえている。東からみる。



写真53 A179 ミノ輪塹

測量用の三脚のあるところが塹頂。北からみる。



写真54 A181 赤坂洞頭塹

三本の松の木のあるところが塹頂。



写真55 A182 あすさ川峠塚
小高くなっている個所が塚。



写真56 A183 金ヶ沢塚
杭のあるところが塚頂、北からみる。



写真57 A184 摺鉢峠塚
杭のあるところが塚頂、東からみる。



写真58 A185 山なし沢峠塚
杭のあるところが塚頂、南からみる。



写真59 A186 きわたケ沢塚
ボーリング棒と大木との間が塚頂、西からみる。



写真60 A187 新塚
中央の杭（左）のあるところが塚頂、西からみる。



写真61 A188 似沢野塚 [1]
杭のあるところが塚頂、西からみる。



写真62 A189 似沢野塚 [2]
ポールの直立箇所が塚頂、東からみる。



写真63 A190 ささ森塚
杭のあるところが塚頂、南からみる。



写真64 A191 耳切塚
小高くなっているところが塚、南からみる。



写真65 A192 狼岩塚
杭のあるところが塚頂、西からみる。



写真66 192 狼岩
藩境のめじるしとなった岩。



写真67 E 240 鍋倉峠

切通し工事によって道路の両側が大きく削平されている。



写真68 E 245 篠倉峠の石積み

ポールの直立個所が石積み中央、石積みの大きさは約6.7 m の円形、南からみる。

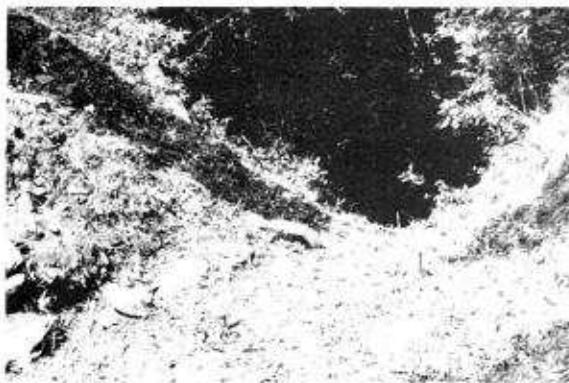


写真69 E 251 石塚峠

唐丹側（南）から平田側（北）にみる。



写真70 E 251 印杭遠景1

ポールの直立個所が印杭、右上方に水準点(312.7)東からみる。



写真71 E 251 印杭遠景2

写真71を東南からみる。右上構に印杭。

写真72 E 251 印杭近景

印杭は長経約22cm、短径約17cmのクリ材で、地表から20cmの高さで切断されていた。北西上方からみる。

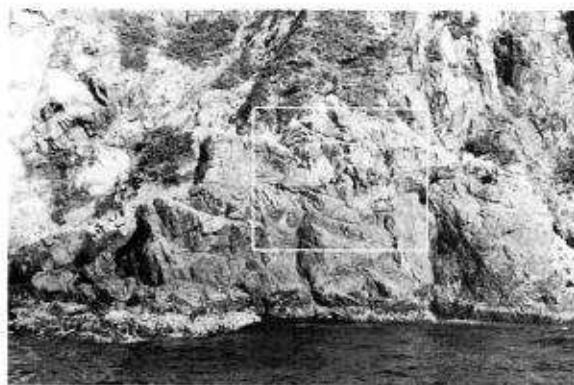


写真73 E 257 浜境十字刻印遠景

藩境のめじるしのため岩壁に十字のしるしを刻んでおいたもので、十字の左が桐が根（唐丹側）右が佐須（平田側）。黒枠は次の写真74の撮影範囲を示している。十字刻印は黒枠の中央右よりにあるが写真では明瞭ではない。



写真74 E 257 浜境十字刻印

写真の外側上下左右4つの矢印の交点に浜境十字の刻印がある。



写真75 仙台藩本郷番所跡と旧浜街道
人のいる小道が旧浜街道。

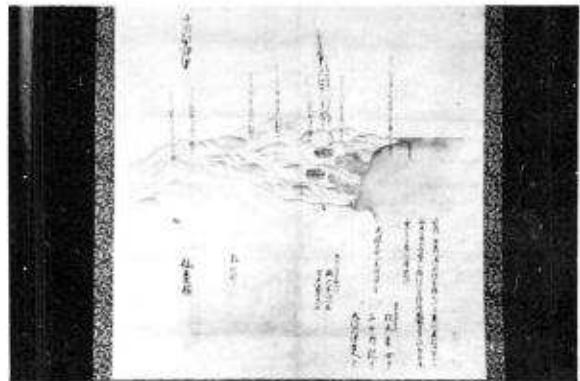


写真76 久保省一郎所蔵元禄14年4月絵図
五葉嶺から鷲巣崎までの藩境図, 79.9×77.2cm.

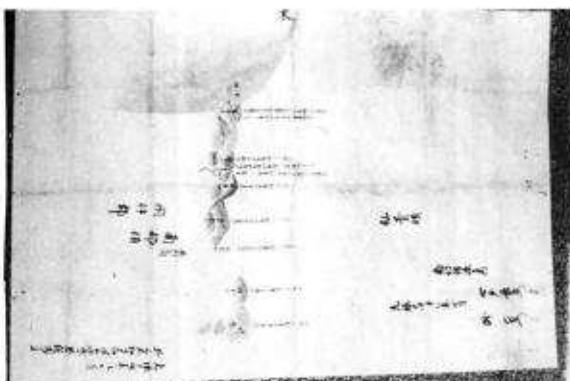


写真77 久保省一郎所蔵元禄14年7月絵図
五葉嶺から鷲巣崎までの藩境図, 115.4×78.2cm.



写真78 元禄14年4月絵図の石塚峠と一里塚

写真76の部分で石塚峠の文字の上には石の塚がえがかれているし、その下に道をはさんで黒印が2個記されているが、これは一里塚のしるしで、この一里塚は現存し、地元では七里塚とよんでいる。



写真79 北上市稻瀬町（旧江刺郡） 寺坂御番所跡
字内門岡362新田定光畠。建物は江戸末期のもの、所有者新田太一氏より北上市が買取り博物館地内に移築すべく解体保存。



写真80 寺坂御番所
幕末期、現存の建物。



写真81 北上市立花御番所跡
立花館 摂手三藏氏宅。
写真82 北上市 黒岩御番所跡
平家の東、山道と万内林道との分岐点にあった。



写真83 北上市口内町（旧江刺郡） 口内御番所跡
松坂越道のち今の荒町の農協支所のところへ移る。
(写真84参照)

写真84

(写真83参照)



写真85 北上市口内町（旧江刺郡） 水押御番所跡
黒岩に通ずる道に対する御番所。



写真86 東和町 浮田御番所跡

浮田8地割80番、佐々木理雄宅と81番地、日下泰夫宅の間の段丘上にあり、「瀧風御番所」ともいわれた。



写真88 東和町 倉沢御番所跡
道地といふところにあった、領境「柳の清水越」に対する御番所。



写真90 江刺市米里上大内沢と人首御番所跡

はじめ五輪峠越と覚間沢越の分岐点。大内沢の千田吉喜宅前にあった。幕末には人首町荒町カトリック教会の隣に移され、姥石峠と五輪峠越道の両方をおさえた。(写真91参照)



写真89 江刺市染川 野手崎御番所跡
館下317、中村トミヨ宅地、町小路の北はずれに御番所があった。





写真97 住田町世田米 横大道御番所跡

自動車の見える方向が荷沢への道、沢に水呑み場あり、



写真98 住田町上有住 道祖神峠御番所跡

新県道、赤羽根峠、旧道は人の立っているところから右へ尾根をわたり、嶺の太い松から上有住へ沢道を急に下る。0.5キロばかりで水呑み場跡あり、そこが御番所跡。



写真99 気仙郡住田町 二度成木御番所跡

上有住宇松山、赤羽根峠越に対する御番所、山たなぎ製材所の跡木場地内にあった。



写真100 気仙郡住田町 新切御番所跡

下有住の平沢道と新切道の交差点、吉田惣市宅地内、わらび峠越に対する御番所。



写真101 釜石市平田（へだ）町 平田御番所跡

平田、石田重太郎宅、石塚峠越に対する番所。

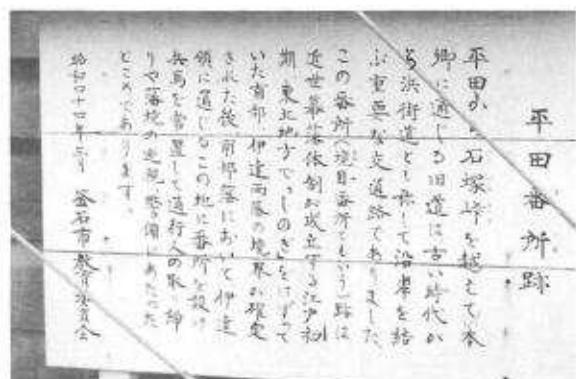


写真102 (写真101参照)



写真103 釜石市唐丹町本郷（旧氣仙郡） 唐丹御番所跡
とうに
佐久間磯治宅地内、石塚峠越に対する御番所。地元では、
「鶴巣崎」の「峠」と「桐ヶ浦」と合わせて「桐浦崎＝き
らさき」といっている。（写真104参照）



写真104（写真103参照）

南部伊達両藩藩境塚関係資料集録

関所・番所・境い道

概説

慶長九年（一六〇四）幕府命令によつて東海道、中仙道、日光街道奥州街道、甲州街道の五街道に、日本橋を基点として一里塚を築いた。北上地方では從来まで岩崎の泉巣寺の五代坂を通つた奥州幹線道路は、すっかりさりかえられ、相去、鬼柳、黒沢尻、二子、成田を通ることとなつた。

南部領ではすでに寛永七年（一六三〇）に鬼柳に伝馬所を設け翌年御番所を置き関門とし、伊達領では明暦二年（一六五六）に相去へ御番所を設けた。寛永九年に鬼柳に御仮屋が設けられているが、これは黒沢尻の本陣に対しての御仮屋で関所とは關係がなく、參勤交代や幕府重役がたまたま和賀川洪水による舟止めにあつたときの逗留の仮宿である。

相去へは仙台の御伝馬町三十一軒から百二人の足輕を移し、武頭一名、組頭二名、床頭一名、足継四名がいて、捕手が毎日朝六時から夕六時までの交替勤務であった。門前にはチクモ、サンマタ、コガラミ、鉄砲十挺、弓十張、槍十本が備えられ、北上川舟運の監視の目的で延宝四年（一六七六）に相去川口に川前番所が増設されたときは十隻砲がさらに一挺加備された。黒沢尻、更木へも物留番所がつくられたのはおそらくこのころであろう。相去番所の武頭は縁高二百五十石綫で武芸師範の者たちから百日交替で仙台大番組から廻された。組頭は足継町開設功労者の旧葛西氏の臣の下門岡翁羽場城主及用若狹吉種と、胆沢郡北下轔村見分城主三宅織部の子孫が代々廻すことになつてゐた。及用氏は直記の代に直系が断絶し、三宅氏は又右衛門に罪あつて解任され、それからは渡辺、桑原、戸井、遠藤、千枝という人たちの系で廻がれた。足輕百二人へ一括した知行状を出してゐるが土地は押畠り配分で、私懲にたより、相去足輕は各人五百文、組頭は一貫文であった。六原は貞享二年に見分村の三宅氏旧家臣の二三男で構成した三十一人を配置し、その足輕は各人一人扶持ということになつていて、内実は配分地内

での耕作したいにより、あるいは土地の肥瘦に關係して多少の収入差がでていた。

番所を通過するときは人も馬も各々十五文を支払わせて判紙を与え、受けどつた十五文のうち半分は武頭、他の半分は、二分してその半分を組頭二名へ、他の半分すなわち全体の四分の一は床頭十名に配分し、少々の残金は番所の積立金とした。

鬼柳番所の備品としては享保二十年（一七三五）の記録をみると、鉄砲十挺、弓五張、瑟替弦十筋、鉄砲玉百六十、御糞八十、早合十、火繩十、縄皮トウラ十、鞠五、一總ニ箭矢五、手根共銷玉三枚から四枚までとしてあり、手當は足輕一日七十文とある。

延宝九年（一六八一）に人首、野手崎へ、天和四年（一六八四）に下門岡村への番所設置願いが出され、元祿三年（一六九〇）に許可され同五年に建てられてゐるが、元祿十二年（一六九九）の領境範囲に上れば、幹線として、伊達領は小白浜、上有住（道祖神、二度成本、新切）、世田米（横大道）、人首、野手崎、上口内、岩谷堂、金ヶ崎を擧げ、南部領としては平田、赤羽根、新屋、奥友、田瀬、浮田、立花、南鬼柳を擧げてゐる。この道名を記している元祿十三年より五十五年前の正保四年（一六四七）に開かれた道は相去、岩脇（下門蘭）、人首、有石（有住）、駒田、唐丹であるから、およそ五十年間中にさうに三道開かれたことになる。しかし元祿十二年に遠野領だけでも山道で草刈道十筋、かくれ道九筋の計十九の小道を擧げているから、かくれ道が少し手直しされて公道になつたものがあつたことが考えられる。

こうした中で番所といわれたものは南部領では鬼柳（関所ともいう）、立花の宿立、黒岩の保木之木、浮田の溜風（今は太田日といふ）、倉沢の道地、田瀬の高屋敷（ダムへ水没したが、渴水のとき土台石が露出する）。以上は和賀郡で、以下は上閉伊郡となり、下鱗沢の遊井名田、鮎貝、小友の新屋（当時は荒谷）、赤羽根（旧は大寺村といい、今の秋野藤五郎家の内）、平田（関所ともいう）の十一ヶ所である。伊達領では相去、下門岡（今の内門岡）、水押、上口内の松坂

野手崎の田難街道、人首村下大内沢（こはんどころといつてゐる）、下有住新切（あるすにぎり）上有住（ふたなぎ）二度成本、唐丹、そのほかに伊手に季節的に置かれたと伝えられてゐるし姥石にもあつたという（元山からの道で山下に小さい一里塚、山頂に大きい挿み塚の一里塚が残つてゐる）。

これらの番所の建物はさして大きいものではない。相去の場合は十二間半に三間半、関所のところも七間に二間半で、比較的大きいが、門岡に二間に六間（第二期のものが移されて現存）、新切は五間に三間、二度成本は六間に三間、唐丹は六間に三間半で細長く通行人取り締りの設計である。改判所とか判所とかいわれたのは通行證文を出すことからの別称であつたろうし、役人を「脱石ダンボウ」と呼んだのは密売人側からの悪評のニックネームである。（司東記）

官崎彦兵衛
宮沢安右エ門
渡辺伝右エ門
堀歩判武切被下置分

元禄四年 佐々木市之丞様
同判武切被下

元禄五年十一月十六日
牧野孫六郎様

南部領内の番所につき書留

元禄三年（一六九〇）

（下門岡村御番所諸事候覧）北上
市稻瀬町 千田祐吾

○元禄三年（一六九〇）、下門岡村に番所をおく（現在の内門岡の地）

（伊達）

諸番所之事

○南部領内の境番所以外の物留番所、川筋中番所（南部）

元禄十二年（一六九九）
（宮城県立図書館）

一 物留等之諸番所川筋中番所之類左之通
和賀郡鬼柳通岩崎村

一 下門岡村御番所境屋敷ニ相定申候
元禄三年かのへ午九月

下門岡村御番所

御横目衆

茂庭三太夫

但仙人越越沢内エノ道ニテ御境ノ番所ニハ無之

同郡同通同村

一 新物留御番所 下中嶋

但和賀川通船物留ニテ御境番所ニハ無之

同郡黒沢尻通黒沢尻村

一 物留御番所 下河岸

但御船所下川ニテ北上川通船物留ニテ御境御番所ニハ無之

同郡高木通更木材

一 中番所 野沢

但土沢花巻ヨリ黒岩立花エノ道ニテ御境御番所ニハ無之

番所勤務交替につき引継一件

宝永五年（一七〇八）九月

宝永六年（一七〇九）六月
（江刺市 三瓶正次）

猪狩 儀太郎 殿

姉庄太夫 判

○下門岡番所、野手崎番所の勤務交替につき番所の備品を引き継ぐとともに扶持米を買米値に換算して精算する（伊達）

覚

一 寺坂御境目御番所宝永五年九月廿三日猪狩儀太夫方より姉庄太夫方江引渡し申候
一 古御番鏡 鏡式本
一 小がらみ一丁
一 木本式本

覚

一 赤鳥毛御番鏡 式本
一 首鉄せめ共ニ武丁
一 手答式つ銛釣共ニ
一 小摺壱丁櫛柄
一 木本式本 檀三ほち
一 豊九骨へり無し上ノ間

同拾壹へりなし下の間

御兵具有物本帳卷冊

他領より武藏馬人判紙拾枚

今村三之丞殿 木戸源六郎殿 望月内記殿

板元平右エ門殿 合板七枚

所々御境横目衆合判七拾八枚

駄小判紙百拾四枚

五百拾三枚駄小判紙

三百三十五枚駄小判紙

御役衆合判百七拾五人分名元云立堀通合判共ニ

御定目留写書立堀通

右拾三口之通被相渡候ニ受取申候。以上

宝永五年九月廿四日 庄子 小兵衛判

矢内 次兵衛 殿

覚

一 御小人今内能登と 然者下門岡村野手崎両所御境目代り御役人衆ニ相下候ニ付、先達品々相窺申候處、先番之者引続相勤代り御役人衆江引渡し可申由ニ仰下候ヘ共寺坂御境目先番猪狩仲左エ門、病氣ニ付き同氏儀太夫次番ニ御座候間相勤、当月廿三日ニ姉歎庄太夫方江引渡し申候野手崎御境目ハ翌廿四日庄子小兵衛方江矢内次兵衛引渡し申候。

一 御伝馬御印判之義江刺岩谷堂より御境目迄御印判ハ御用便を以爲相定可申由ニ被仰下候間、御用便を以幸此度御小人今内能登申候

二付頼申候而、右今内ニ御印判相渡し七北田町入口之検断方江相納首尾仕申候間、左様ニ御受取被或下度奉存候。且又入馬小判紙之義残ル分兩所御境共ニ代り御役人衆江直に引渡し申候。拙者共御用立申候小判紙之分ハ御勘定可仕候依仙台より江刺中迄之御印判ハ拙者共ヘ御勘定ニ罷登候節用申候而直に七北田町入口検断方江兼而の通相渡し首尾可仕由は又先達被仰下奉承知候。

寺坂御境目先月廿三日野手崎御境目同廿四日に代り御役人衆江引渡し申候条、同日より極月迄勤懃リ相残り申候。旅御扶持方如何様に返上口之御首尾ニ仕儀ニ御座候哉、相窺申度奉存候。

九月廿九日

三瓶勘助

猪狩重兵衛
猪狩義太夫
猪狩仲左エ門
猪狩勘之允
小原孫左エ門

三瓶弥平
猪狩八郎右エ門

矢内 次兵衛

十藏様

注 御小人とは、横目の下役で現在の巡査のような役であつた。連名者は岩谷堂岩城氏への「御預り足輕」で本藩所属であり、しかも岩城氏に仕える、といふ二重の身分があつた。

一 御宿次御状拝見仕候。然者野手崎、下門岡御境目ニ而南部入馬小

判紙之義申上候処、跡御役人衆江引渡申候間只今御勘定ニ不及申

候段、被仰下承知仕候。被仰遣次第三御勘定相立可申候。

一 最前相窺申候御境目旅御扶持米之義勸懸り之分、江刺相場御直
段を以、金代江被召上候様ニ仕度候。拙者儀御持米にて上納仕義
成兼申候間、右之通被成下様ニ仕度奉存候。

十月廿七日

猪狩 儀太夫

矢内 次兵衛

算
三十三日分

十藏様

猪狩市郎兵衛

一 米六斗六升
但野手崎御境目九月廿一日晚より十月廿五日朝迄
六十一日半之分

一 米壱石武斗三升

矢内次兵衛

但野手崎御境目十月廿五日晚より十二月晦日晚迄之本番に有之
候処九月廿一日晚より同廿四日朝迄加番猪狩重兵衛相詰候ニ付
此日数九日三日指引残ル日数六十一日半也。

八十三日分

一 米壹石六斗六升

猪狩儀太夫

但寺坂御境目九月廿三日晚より十二月十七日朝迄本番ニ有之候
処九月十七日晚より同廿三日朝迄此日数八十三日也。

十三日半之分

一 武斗七升

鈴木左太郎

右米合三石八斗五升

右両所御境横目御用正月元日より九月廿三日同廿四日迄四人ニテ
相勤申候日數五百七十五留分御扶持方引

残米三石八斗六升

此金九切ト代毫貲四百四文

右両所御境横目御用九月廿三日同廿四日ニ御免ニ付去々年分御貲
米御直段を以金代ニ而上納申分

右之通留り証済相添致上納候。以上

宝永六年六月朔日

猪狩重兵衛

鈴木左太郎

矢内次兵衛

石村 喜蔵 殿
横尾九郎右二門殿

右之通儀太夫左太郎市兵衛右三人次兵衛宅ニ寄合候て日數米高勘定申候。

六月朔日

一 壱歩判九切ト代壹貫四百四文受取申候。

但両所去年寺坂野手崎両所御境目御番ニ相勤候處、前々より壹ヶ年中御扶持方ニ相渡候處御勤仕懸り御上納金也。

六月朔日 橋尾九郎右エ門

鈴木左太郎殿

御代官横尾九郎右エ門登仙申由為知申參候間、右之通金九切ト代壹貫四百四文左太郎様參上申候而九郎右エ門へ相渡し右之通九郎

右エ門受取証済有り。

覚

野手崎御勤仕

但正月元日より九月廿四日迄

一 我百八十八人留分

寺坂御勤仕

但正月元日より九月廿三日迄

一 武百八十七留分

メ五百七十五留り分

此米拾壹石五斗也

右ハ去年両所御勤仕留り証済を以相考如此

但九月廿四日より十二月晦日迄

一 九十六留り分

但九月廿三日より十二月晦日迄
一九十七留り分
此米三石八斗六升

右ハ去年両所御勤仕懸りニ付御上納之分

右之通ニ御座候。已上
丑ノ五月廿八日

右之通割を以四人分未上納書立相出ス

覺

米六斗七升

此金壹切ト代八百九文

米壹石貳斗四升

此金貳切ト代壹貫五百六十六文

金ニ直テ三切ト代三百六十六文

矢内次兵衛

猪狩重兵衛

米壹石六斗七升

金ニ直テ三切ト代四百四文

メ九切ト代壹貫四百四文

代相場壹貫貳百文割

此金三切ト代壹貫七百貳拾九文

金ニ直テ四切五百貳拾九文

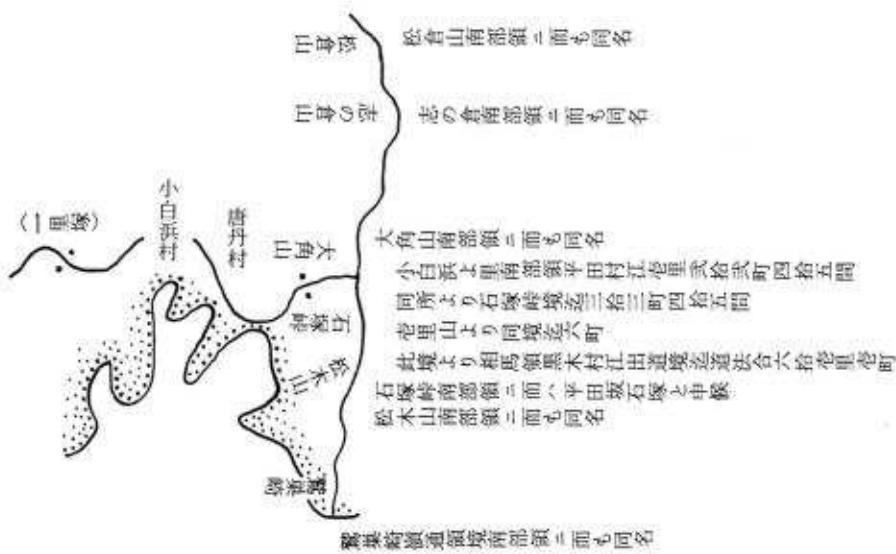
米貳斗八升

此代九百文

鈴木左太郎

右米合三石八斗六升

此金六切ト代五貫四文也



賀葉経領道領境南部領二面も同名

(絵図の端書)

今度御国絵圖或御改正奥州南部領

地面正保之右御絵圖を以達変之所

新御絵圖相改之候付仙台領与之境

際絵圖加此相調之互無相違為取音

申所如件

南部信濃守内

元禄十四年四月廿七日 七戸長右衛門(印)
同 滝 六右衛門(印)

松平陸奥守様御内

大河内源大夫殿

山 口 内 記 殿

松 本 采 女 殿





南部・伊達領境絵図 正徳四年（一七一四）八月六日

（北上市立図書館蔵）

正徳甲午八月六日御境改間數並二印
田瀬御境通り御山ノゑ寸

小豆沢越新助河
新助河

松崎より小豆沢越迄御境通
地主 上浮田村脇原
帶刀

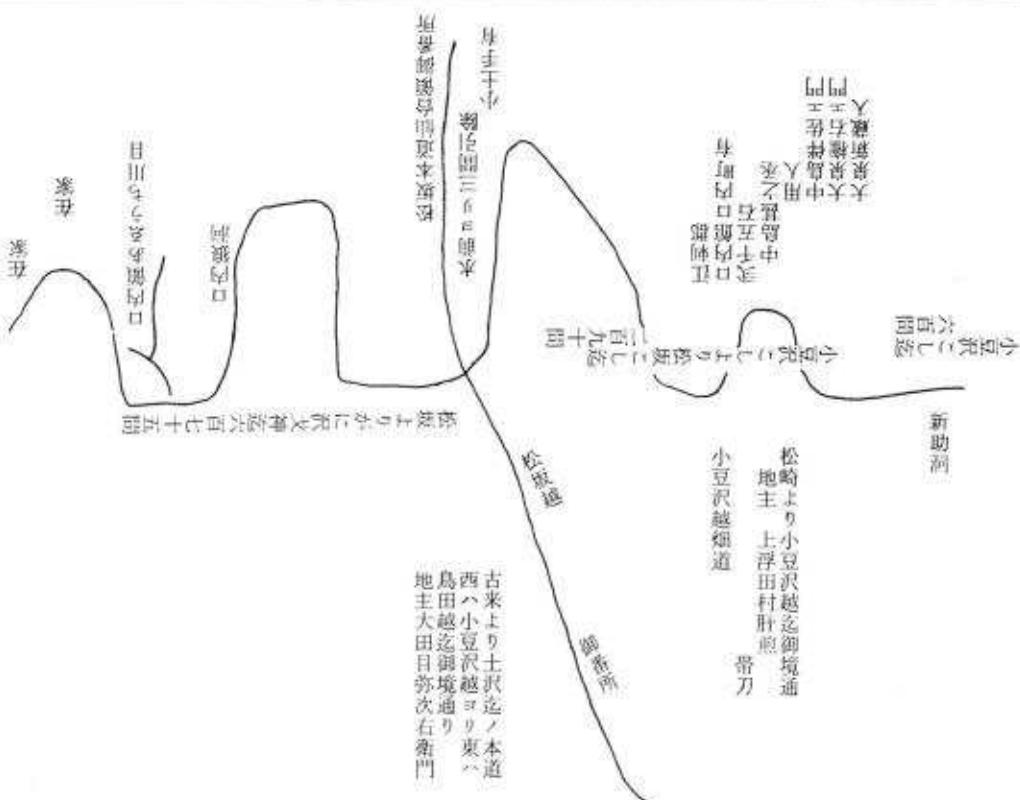
大奥新井人
大奥中島人
大奥五郎右衛門
大奥江口左衛門
大奥江口右衛門

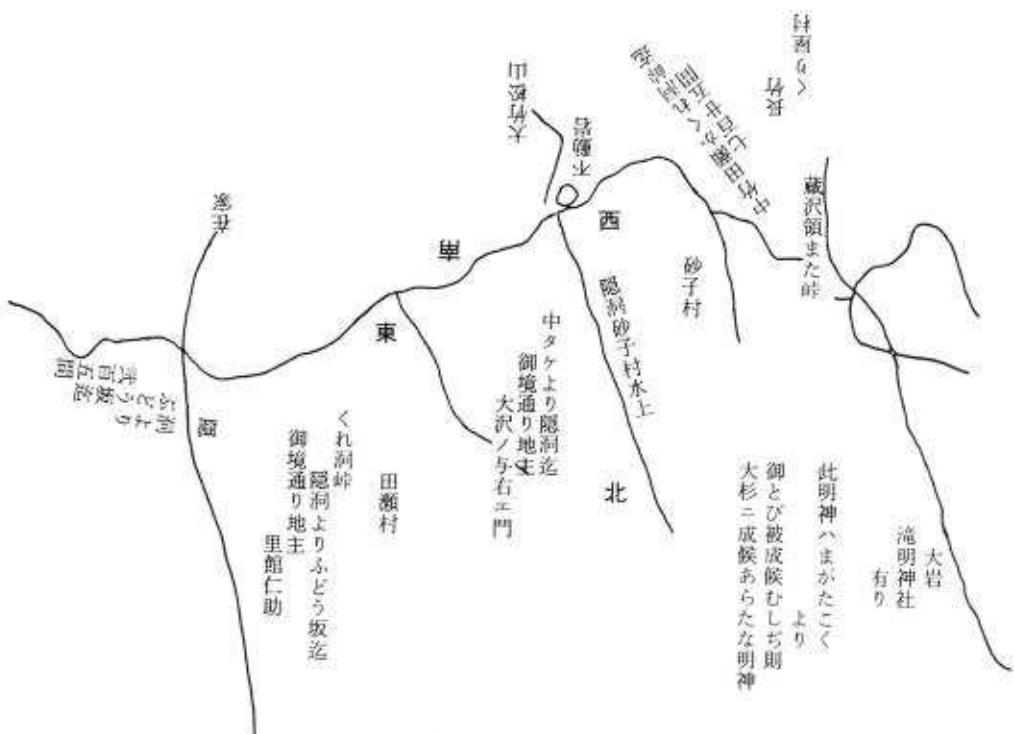
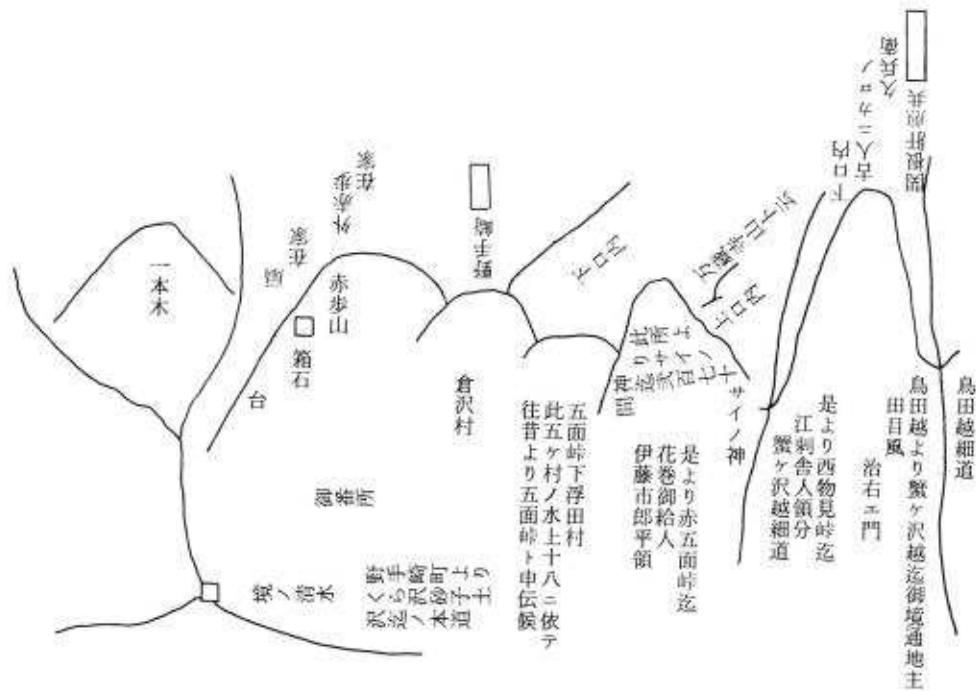
御藏領古人宮田村主殿
御境ハ上代ヨリ相立水落崩切之田
兩方古人守之
上浮田村

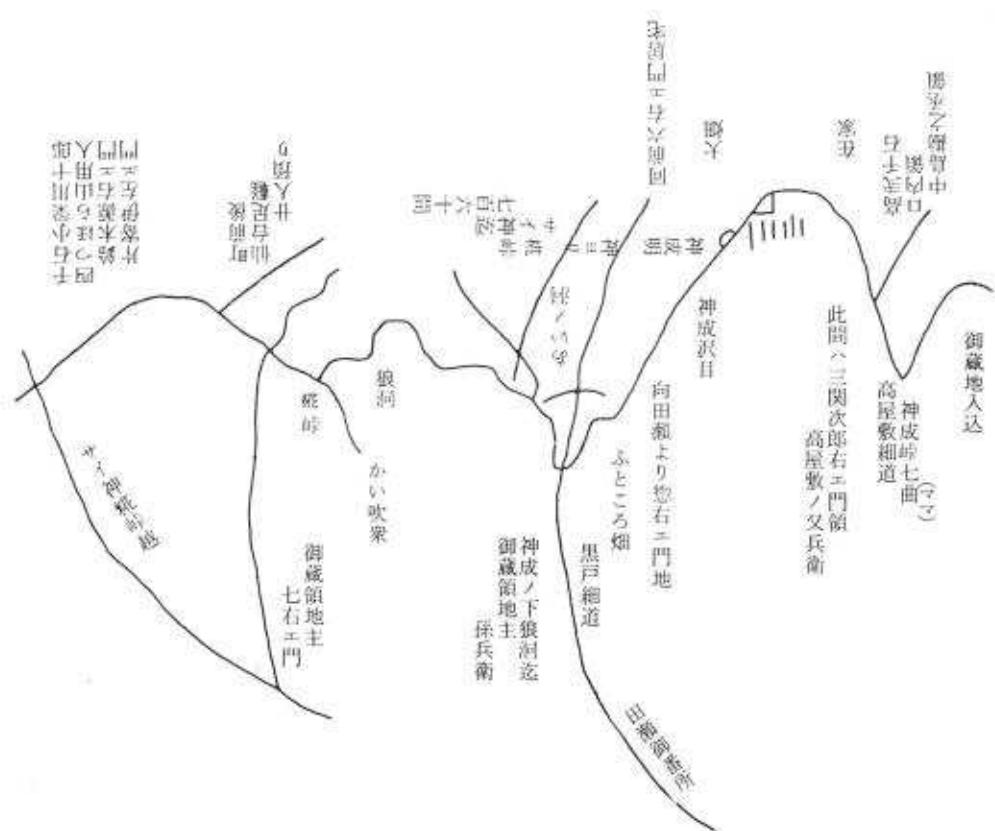
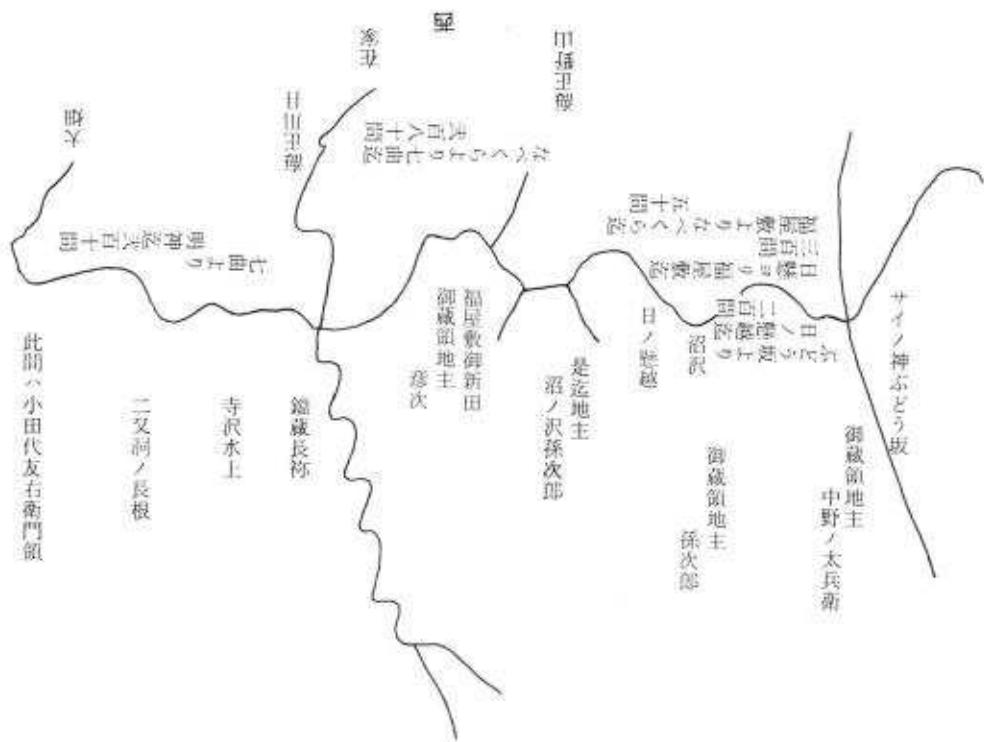
南

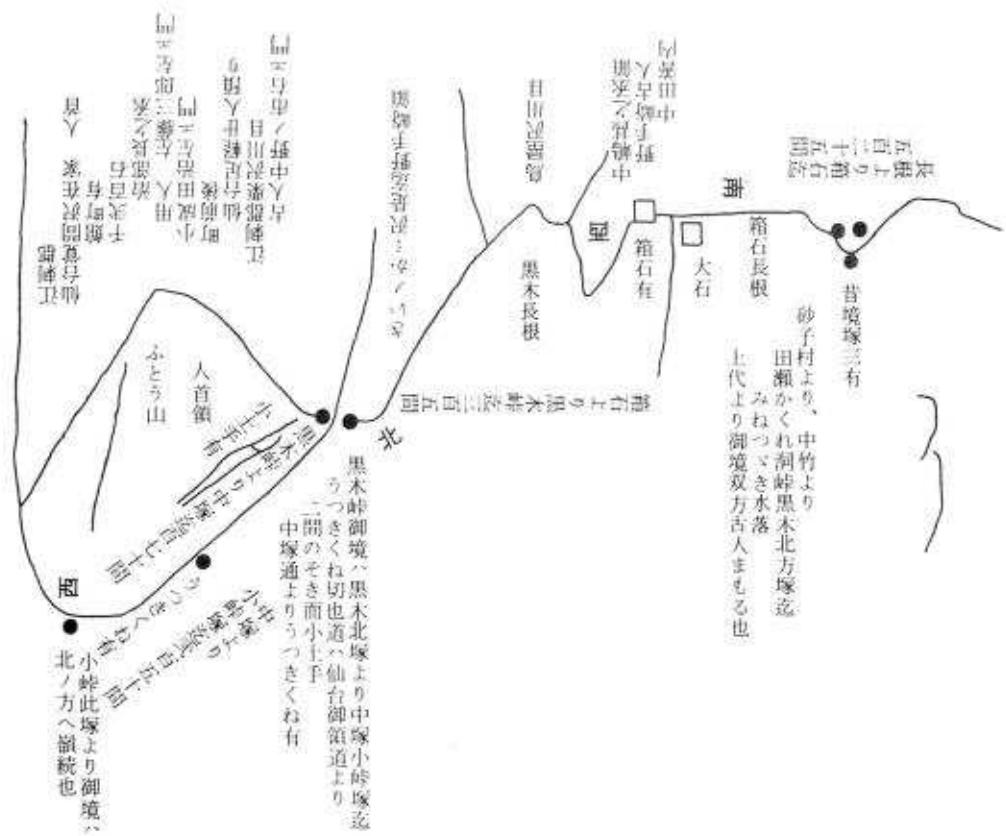
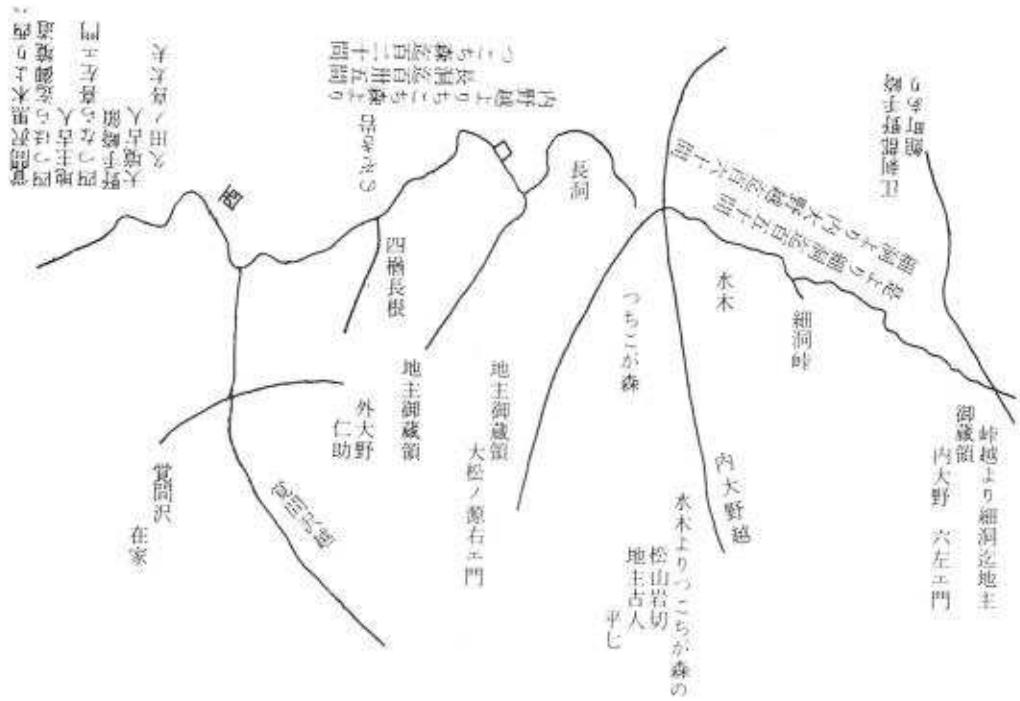
古入栗園水畠村
物見峠
此峠より東

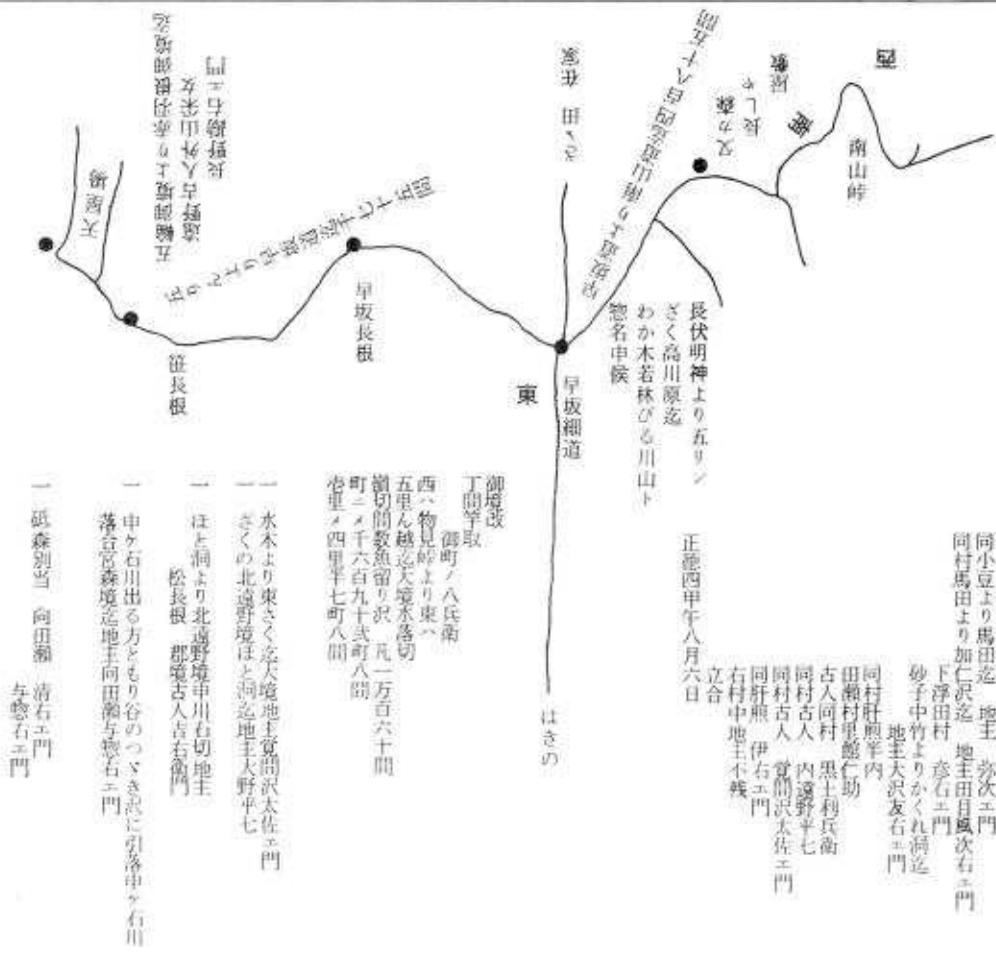
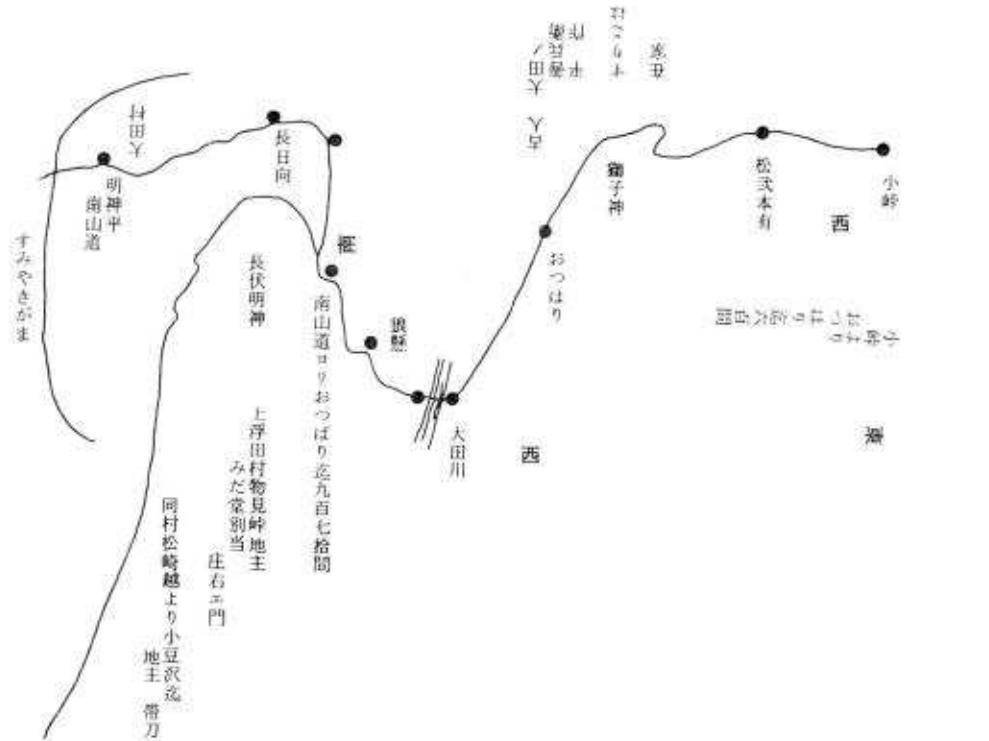
東

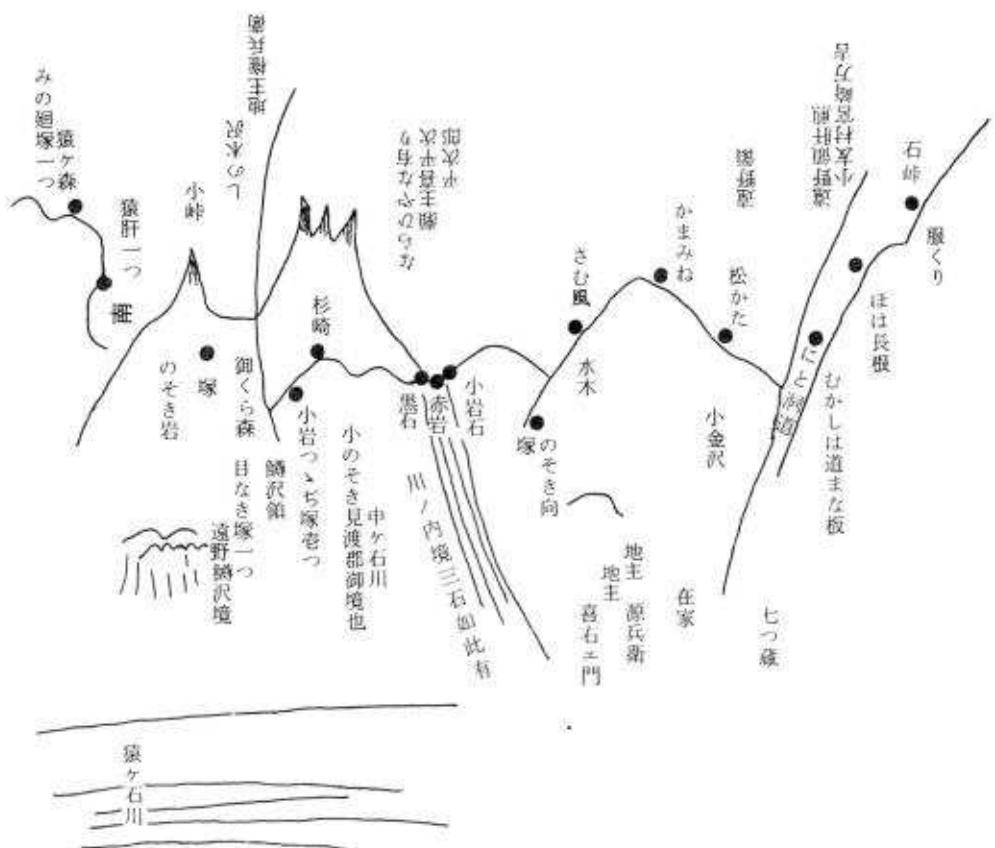
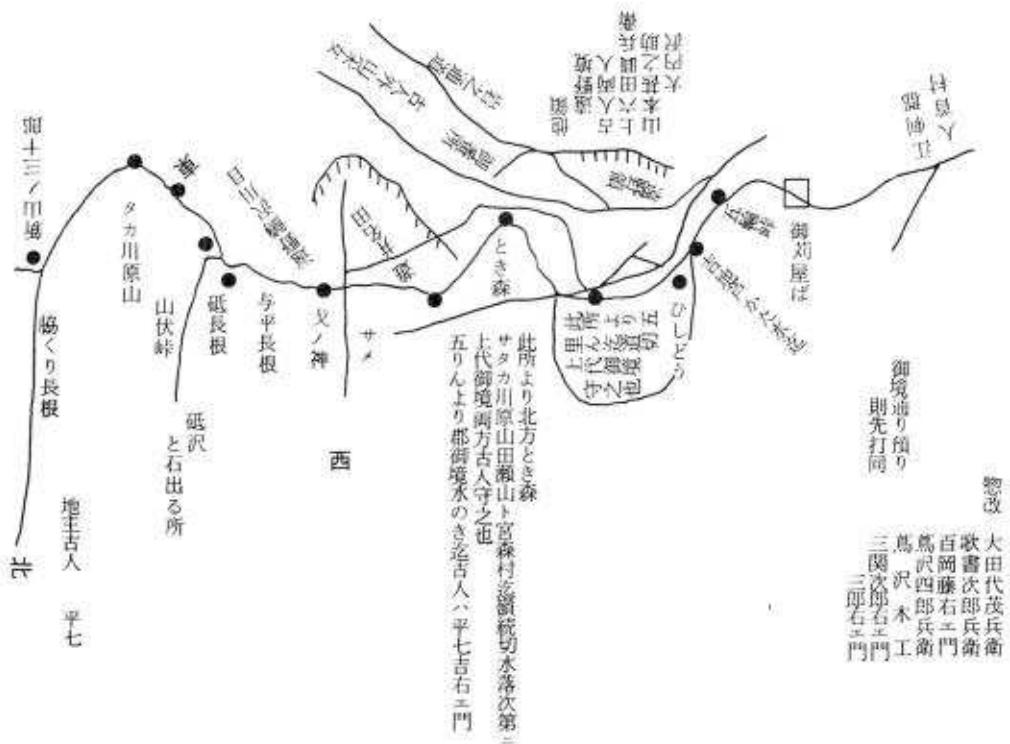


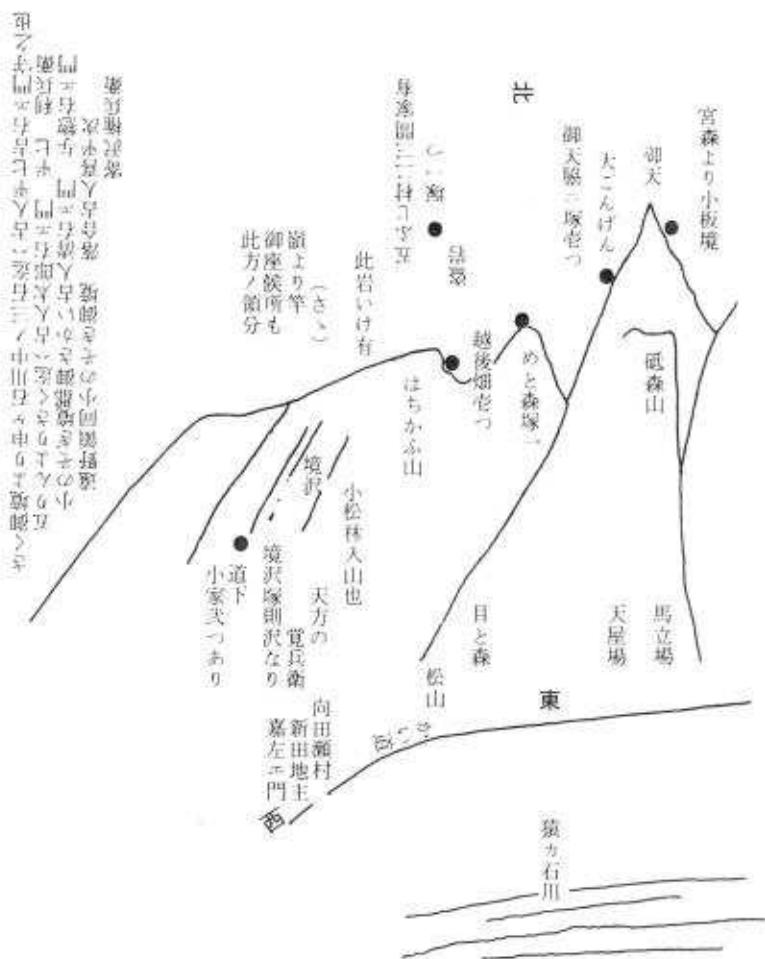












正徳四年 申 八月六日

内猿古人 幸 七
同松長根 吉右三門

右之通御改間數共、御経國相済申候岡上役此通り指上ヶ申候承々此をもむき以御境通り古人同前見廻り相勤可申事

当主菊池吉右三門

御家被仰出

両領の番所につき書留

享保十三年（一七二八）
〔岩手県立図書館〕

一
五月十九日

和賀新御番所え遣候御法度物留帳寫左記

享保二十年（一七三五）
〔北上市口内町 大泉 僕〕

○北上川以東の両領番所名とその数

一 金・銀・銅・鐵	一 錢・鉛	一 米井雜穀
一 諸材木・柵	一 武具類	一 眞綿
一 紫根	一 麻糸・蠟	一 漆
一 染物・薄絵共	一 荏油	一 魚鳥・海草
一 魚油	一 鹽	一 春木
一 明松	一 紅花卉菜種	一 たばこ
一 男女牛馬	一 くんろくかう	一 布
一 藍	一 級	一 起炭
一 黃精	一 かたくり・薯蕷	一 皮の類
右ハ南部御領御境御番所也		
次ハ仙台御領分		
伊沢郡	江刺郡下門岡村之内	江刺郡水押村之内
相去	寺坂	大谷地
江刺郡	上口内松坂通	五輪峠道
氣仙郡世田前村之内	野手崎	人首
赤坂横大通り	氣仙郡上有住村之内	道祖神峠
石塚峠	駒ヶ峯	旗色
伊具郡□成村之内	刈田郡越川村之内	
山□境	同郡同村之内	□仏伊達境
刈田郡湯原村之内	鰐合沢米沢境	
榮田郡今宿村之内	名取郡馬場村之内	
笛谷峠出羽境	一口清水大峠出羽境	
同郡同村之内	國方作並村之内	
二口二本不友出羽境	坂本大峠出羽境	
右之趣急度可相守、若違背之輩於有之ハ、可被處敵科者也、		
議可仕事、		
一夜中聽し材木相通申儀可有之候、下番之者時々夜廻、心を付證		
事、		
享保十三年五月		

加美郡小野田本郷之内 同郡宮崎村之内

輕井沢西前坂出羽境 切籠田代西峰境

玉造郡鳴子村之内

中山宿闘ヶ沢同境 栗原郡鬼首村之内

同郡同村之内

同郡花山村之内

同郡同村之内

水境同境

伊沢郡若柳村之内

四代長根同境

四段坂同境

嵐江岩ノ目沢同境

メ武拾七ヶ所

此外唐船御番所五ヶ所

亘理郡坂本磯崎 桃生郡深谷宮戸大浜

牡鹿郡遠船鮎川浜 本吉郡歌津柏崎

氣仙郡綾里八之森 この外氣仙郡今泉

辰ノ五月 覚

板橋三ツカ嶺御領小友より他領トチウ村へ出ル
但御書上之隧道也

小友村より之山道他領人首山本へ出ル

小友村タカスより之山道武筋ニ別れ他領東山江出、毫筋は板橋之
处よりトチウ村へ出

長野より之山道御境之所ニ而武筋ニ別れ毫筋は三ノ輪御境之處江
出、夫より亦武筋ニ別レ毫筋は氣仙大又沢へ出ル

一筋はアツサ川沢御塙向へ出候而人首へ之道也。

右長野御境之處ニ而別レ候、残り毫筋は沢内小また沢江出ル

大洞大クソ細道山屋より出横河村へ出ル

但御書上之隧道也

来内砂子沢より山道他領有右之内横川増築へ出ル

蕨峠之道來内村より他領下有石今泉高田へ出ル

但御書上之隧道也

来内村より山道他領西山新田江出ル

平倉村より之山道右同断

平倉ウナシ林より之山道右同断

長畑之道右同断

但御書上之隧道也

三斗畠之道平倉村より西山新田へ出ル

但御書上之隧道也

延享五年

延享五年（一七四八）
（仙台御境筋品々御境奉行書上
一 盛岡市公民館写）

御境四ヶ所道之外御境通ニ道有之内御書上之隧道並村々より之山
道草刈道他領江出候道覚

番所勤番心得につき書留

明和五年（一七六八）

（福田家文書＝遠野市立図書館）

早坂之道平倉村より出右同断
但御書上之隱道也

赤羽根より草刈道西山新田江出ル
細越村より山道西山新田江出ル

小枝越之道細越村より出舟サタヘ出ル

但御書上之隱道也

尻高津笠生田より出他領明丸へ出ル

板橋より 貞任長峯迄

勘右衛門領

貞任長峯より股ヶ峯迄

彦重領

股ヶ峯より赤羽根峯迄

長吉領

赤羽根峯より乱保屋迄

市右衛門領

乱保屋より仙人三又迄

六兵衛領

証人他式石宛拝領之

延享五年御境筋委細之改御奉行心控之記左記左ニ写、但此節表へ

○遠野南部領内の赤羽根、船貝、遊井名田の各番所から御用を申付けられたときは、肝煎、老名はもちろん、近所の者は違背のないように從がうべく布達される。○高名の士が通過するため、それぞれ番所においては礼をつくすよう布達される（南部）

一 三箇所御境御番処江諸土御番被仰付候。仍而被仰渡書左之通。

覚

赤羽根

船貝

遊井名田

往古より被御置候御境御番所別而吟味之筋有之。前々之趣を以此度諸土御番被仰付候。依之御番人より御用筋申付候者、不限昼夜早速相詰下知を請可申候。急変急事者肝煎老名共ニ不限、御番所近所之者共駆着御番人申付相背申間敷候。其外何御用にても無遲滞様ニ近村之者共心得居可申候。自然不心得之於相背者肝煎老名とも迄急度可被及御沙汰旨被仰出。

子十一月

内九筋御書上之隱道拾筋は山道草刈道
右之通御座候。以上

右之通ニ而知行所赤羽根江者乳井平内殿と申仁御越ニ付、盛岡御屋敷より被仰出候者御番人衆横田町御止宿候者仲伴御旅宿江御見舞可申候。御目付老人、御代官老人赤羽根江遣候様被仰出、赤羽根江者御目付小

御目付御調

一四八

笠原忠兵士、御代官工藤与市兵衛相詰申候。三ヶ所御境御番人同断会
釈御座候此元町ニ而馬縦候而直々被通候故、仲伴見廻者相控候。尤家來
共並古人肝煎心懸内々申付候御境留ニ委故爰略ス事。

関所通行証文の交付につき願書

明和六年（一七六九）六月
〔福田家文書〕遠野市立図書館

印二ヶ
道具二種
六尺棒一本
由耀書一巻
一 寛延二年盛岡御目付より荒谷陸右エ門に対し系圖調に付返答状
御境堅組立帳
遠野
一 鮎貝、新屋、赤羽根、遊井名田
右四ヶ所之口々異變有之節 南部彌六郎江警衛人數差出候儀
此度被仰付候尤右仕組平常組立置自然人數出張之節者詰合御
番人ニ而直々檢使被仰付候事
右老ヶ所之手當左之通

○羽黒山参詣のため、他領通行証文を交付してくれるよう願いが出さ
れる（南部）

一家来奥寺与兵衛羽黒参詣願出候ニ付御境御証文申立候御目付迄差
出候書付左之通

覚

作兵衛召仕

奥寺与兵衛

右者羽州羽黒山來ル廿九日参詣仕度旨申出候間鮎貝御境通御証

文被仰上頼入候。以上

六月廿五日

福田作兵衛

(宛所なし)

一 步武者 五人
一 鉄砲 拾挺
一 弓 五張
右 支配預附差出可申候尤旗小印相応相用可申旨南部彌六郎
被仰付候事

御家被仰出

宝曆六年（一七五六）
（岩手県立図書館）

遊井名田
閉伊田
熊澤

一 赤羽根御番所 覚
乳井 平内

小原 磨右衛門

新田目 十藏

下田 清之丞

金矢 忠兵衛

農巻 新右衛門

濱田 彦右衛門

橋内 直右衛門

坂本市内 戸來 勘兵衛

右は御境御番所、是迄幼少御番被仰付置候處、前々之趣を以此度右之

通御番人被仰付、五月内代相勧候様被仰出、尤御番所老ヶ所武人扶持并雜用爲代壹ヶ月壹貫五百文宛被下、往來御傳馬一定宛借被遣、鑑爲御持被遣候付、繼夫壹人宛借被遣旨被仰出、

十一月

覺

赤羽根
鮎貝

往古より被御据置候御境御番所、別て御吟味之筋有之、前々之趣を以
此度諸士御番被仰付候、依之御番人より御用筋申付候ハ、、晝夜不限
早速相詰下知を請可申候、急變急事肝煎・老名共ニ不限、御番所近所
之者とも駆着、御番人之申付相背申間敷候、其外何御用ニても無遲滯
様ニ、近村之者とも迄心得居可申候、自然不心得之者有之於相背は、
肝煎・老名共迄急度可被及御沙汰旨被仰出、

十一月

右之通以御目付申付渡之、

一 十二月廿六日

遠野

赤羽根

同

鮎貝御番所

同

遊井名田

右御番所え一ヶ月武人御扶持并雜事代壹貫五百文宛之御渡方、遠野八
八戸彌六郎知行所ニ付、御來錢ともニ彌六郎役人え爲替相渡、月々彌
六郎役人より御番人え相渡、御番人より御勘定所宛所之受取切手取置
暮ニ至彌六郎役人受取、切手引替候様被仰付、御目付を以申渡之、

宝曆風土記

世田米村

宝曆十三年（一七六三）
〔前沢町白山 鈴木東〕

水押村

一 御境御番所壱所 南部御境迄拾三丁程

宝曆十三年五月

同村肝入 仁右エ門

野手崎村

一 御境御番所壱ヶ所、但右町場内相立候。南御境目ニ御座候

宝曆十三年四月

同村肝入 宇兵衛

利左エ門

下有庄村

一 南部御境目御番所 六間ニ三間御役人一人

九十九日代り

一 御境古人 六右エ門御合力其身御年貢ノ内ニ面金武切被下候

一 同古人 三郎右エ門為御合力其身持高三貫六百二十七文一丹被下

置候

氣仙郡古記

宝曆十三年（一七六三）
〔大船渡市立図書館〕

唐丹村

一 唐丹御境目御番所 長六間ニ三間半

御役人九十日代り被査置候

一 御境目古人三人 平右エ門 基内 与兵衛

御境御用諸事相勧申候為御合力金一切家被下候

一 往古仙台御境赤羽根御境論有之、公義元御双方被仰上候所、前條ニ御名面相出候、御大老酒井雅楽頭忠清之御申立て、御双方御和談、後年御境御難満無之ため、御同人様え御双方様より御書付ヲ以差出候様、依て仙台御境は、今以御親ニ御難満無之由、如何

延宝八年（一六八〇）
〔御代官御心得草 岩手県立図書館〕

平田御境杭打之事

様大縫平田御境杭环御建置等、御双方様御杭剪候者有之、返り之者之可有之、遂吟味候得共、右從者相知レ不申、右御訴一條別記ニ有之、

者之可有之、遂吟味候得共、右從者相知レ不申、右御訴一條別記ニ有之、

化元年三月朔日御書上左之通

一 境目番所和賀郡

南鬼柳村鬼柳

同 郡

立花村宿立

同 郡

黒岩村保木之木

同 郡

浮田村溜風

同 郡

田瀬村高屋敷

同 郡

倉澤村道地

同 郡

越中畠村越中畠

同 郡

橋場村橋場

同 郡

谷内村熊澤

同 郡

花輪村土深井

同 郡

松山村松山

同 郡

小坂村濁川

同 郡

鰐澤村遊井名田

同 郡

奥友村鮎貝

同 郡

赤羽根村赤羽根

同 郡

平田村平田

同 郡

新屋村新屋

同 郡

馬門村馬門

境目番所之事

文化元年（八〇四）

（郷村古史見聞記 岩手県立図書館）

境目番所之事

境目番所共、口留番處共申、仙臺様ニては口留番所と御書上、文

御家被仰出

文化十三年（一八一六）

（岩手県立図書館）

閏八月

一 御番所御番之儀は、是迄年番ニ被仰付置候處、已來半年代交代勤
番被仰付候條、申合無怠勤勵可仕旨被仰出、

閏八月廿六日

閏八月

長嶺左司
氏家判左衛門舟越伊助
宮覺治仙石與作
江刈内左助野邊傳八郎
梅本小八郎新田忠平
臺十郎兵衛太田園右衛門
足澤左十郎

唐丹村境番所につき書出

安永二年（一七七三）

（『唐丹村風土記御用書出』『宮城県史』28）

○唐丹村御番所の規模（伊達）

唐丹村
(前略)

右何も伺之通、御番所懸り御目付え申渡之、

但、是迄花巻御給人被遣候處、以來爰元より被仰付被遣之、

在々諸御番所え御沙汰書左之通

一 諸御番所勤方之儀は、專御境目御警衛井往來猥り無之様吟味之

御趣意ニ有之候處、御趣意相怠候勤方ハ有之間敷事ニ候得共、

不繩之様ニも相聞得候條、精誠無由斷相勤可申候、尤、御百姓

共迷惑ニ不相成候様、心懸可申旨被仰出、

但、非番之者、一・六ニ御中丸え罷出居候様被仰出、